

平成30年 第1回定例会

浦臼町議会会議録

平成30年 3月 6日 開会

平成30年 3月20日 閉会

浦 臼 町 議 会

浦臼町議会第1回定例会 第1号

平成30年3月6日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般報告
- 4 行政報告
- 5 議案第 1号 平成29年度浦臼町一般会計補正予算（第8号）
- 6 議案第 2号 平成29年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 7 議案第 3号 平成29年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 8 議案第 4号 平成29年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 9 議案第 5号 浦臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 10 議案第 6号 浦臼町工鉱業振興促進条例の一部を改正する条例について
- 11 議案第 7号 浦臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 12 議案第 8号 浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 13 議案第 9号 空知中部広域連合規約の一部を変更する規約について
- 14 議案第10号 町道路線の変更について
- 15 議案第11号 町道路線の認定について
- 16 平成30年度町政執行方針
- 17 平成30年度教育行政執行方針
- 18 議案第12号 浦臼町企業立地促進条例について（内容説明まで）
- 19 議案第13号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例について（内容説明まで）
- 20 議案第14号 平成30年度浦臼町一般会計予算（概要説明まで）
- 21 議案第15号 平成30年度浦臼町国民健康保険特別会計予算（概要説明まで）
- 22 議案第16号 平成30年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算（概要説明まで）

23 議案第17号 平成30年度浦臼町下水道事業特別会計予算（概要
説明まで）

○出席議員（9名）

議長	9番	阿部	敏也	君	副議長	8番	小松	正年	君
	1番	野崎	敬恭	君		2番	中川	清美	君
	3番	柴田	典男	君		4番	東藤	晃義	君
	5番	折坂	美鈴	君		6番	静川	広巳	君
	7番	牧島	良和	君					

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	齊藤	純雄	君
副町長	川畑	智昭	君
教育長	浅岡	哲男	君
総務課長	河本	浩昭	君
総務課主幹	明日見	将幸	君
くらし応援課長	大平	雅仁	君
くらし応援課主幹	中田	帯刀	君
長寿福祉課長	齊藤	淑恵	君
産業振興課長	石原	正伸	君
建設課長	馬狩	範一	君
教育委員会 事務局次長	武田	郁子	君
農業委員会 事務局次長	大平	英祐	君
農業委員会 代表監査委員	日下	文雄	君
	笹木	政廣	君

○出席事務局職員

局長	加賀谷	隆彦	君
書記	西川	茉莉	君

◎開会の宣告

○議長

本日の出席議員は9名、全員でございます。

定足数に達しております。

ただいまから、平成30年第1回浦臼町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますのでよろしくお願いをいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長

日程第1、会議録署名議員の指名を、会議規則第118条の規定により議長において、1番野崎議員、2番中川議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月20日までの15日間にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月20日までの15日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般報告

○議長

日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、平成29年第4回定例会以降きょうまでの議長政務報告をお手元に配付してありますので、お目通し願ひ、主なもののみ報告いたします。

2月27日、28日と、平成30年空知中部広域連合議会第1回定例会、28日におきましては、平成30年第1回石狩川流域下水道組合議会定例会、平成30年第1回中北空知廃棄物処理広域連合議会定例会、平成30年第1回中空知広域市町村圏組合議会定例会が開催され、それぞれ平成30年度の予算が提案され、原案どおり可決されております。

以上であります。

次に、監査委員より平成29年12月分から平成30年2月分に関する例月出納検査の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきますので報告済みといたします。

続いて、総務常任委員長より所管事務調査の報告がありましたので、その写しをお手元に配付のとおりですのでご承知願います。総務常任委員会所管事務調査は報告済みとします。

続いて、農林建設常任委員長より所管事務調査の報告がありましたので、その写しをお手元に配付のとおりですのでご承知願います。農林建設常任委員会所管事務調査は報告済みといたします。

◎日程第4 行政報告

○議 長

日程第4、行政報告を行います。

初めに、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

皆さん、おはようございます。

平成30年第1回定例会の開会に当たり、一言ごあいさつと行政報告を申し上げます。

さて、本日をもって招集いたしました第1回定例会では、議案17件を提出いたしております。各議案提出の際には、詳細にご説明いたしますので、十分にご審議をいただき、町政発展のため議員各位のご賛同を賜りますよう、お願いを申し上げます。

この際、第4回定例会以降の行政報告について、お手元の資料をごらんいただき、私からは口頭で何点かご報告をいたします。

1月25日東京赤坂にて北海道主催の食とワインの夕べに参加をしております。当日は、多くの北海道選出国會議員も出席しておりましたが、内閣の菅官房長官も出席され、北海道の魅力ある食材を北海道振興につなげてほしいと強くあいさつをされておりました。本町の総合戦略でありますワインプロジェクトの推進についても、強くしていかなければと思った次第であります。

3月1日、認定こども園の無償貸与契約を社会福祉法人揺籃会永倉隆太郎理事長との間で締結をしております。昨年9月に、公私連携幼保連携型認定こども園に係る協定書締結とあわせて、施設運営、維持、すべてにおいて揺籃会にお願いすることの手続が完了し、4月5日開園を待つばかりとなっているところであります。

以上でございます。

○議 長

次に、教育長から教育行政報告の申し出がありました。これを許します。

浅岡教育長。

○教育長（浅岡哲男君）

議長の発言のお許しがありましたので、第4回定例会以降の教育行政についてご報告申し上げます。

なお、あらかじめ報告書をお配りしておりますので、3点についてご報告させていただきます。

1点目は、1月24日、第10回B&G全国サミットにおきまして、優良センター表彰として浦臼海洋センターが特A表彰を受け、平成28年度まで7カ年連続最高位の評価となりました。このことにより、30年度に向けてB&G体育施設修繕要望申請予定の修繕に係る助成率が、最もよい条件での支援を受けられることとなります。

2点目、2月19日、奈井江・浦臼町給食組合第1回定例会におきまして、平成30年度の一般会計予算の承認のほかに、学校給食費について平成26年消費税相当額の改定をしておりますが、食材に係る改定は平成20年以降据え置いており、30年度に向けて輸送費や人件費の高騰による一般物資の値上がりのほか、主食となる米や麦についても値上げが予測されることから、給食費1食当たり、小学生で15円、中学生においては20円値上げする決定がなされました。ちなみに、改訂後の価格につきましては、平成29年度空知管内の給食費の大体中間値となります。

3点目、2月24日、浦臼町立みどり幼稚園閉園記念式典が挙行されました。時代のニーズにこたえ、平成4年4月に開園以来、幾多の変遷を経ながら本町の幼児教育を支えて26年を経過し、浦臼町の将来を担う園児423名を巣立たせ、大きな役割を果たした功績と、みどり幼稚園を支えてくださった方々への敬意を表し、29名の園児と保護者、関係者とともにお別れの式典を無事終えております。みどり幼稚園は年度末をもって閉園となりますが、さらなる子育て支援の充実に向けた発展的閉園であり、この後は認定こども園なかよしへと移行されます。

以上、報告等申し上げます。

○議 長

これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 議案第1号

○議 長

日程第5、議案第1号 平成29年度浦臼町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

明日見主幹。

○総務課主幹（明日見将幸君）

議案第1号 平成29年度浦臼町一般会計補正予算（第8号）

平成29年度浦臼町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところに

よる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,234万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億6,583万6,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加は、「第4表地方債の補正」による。

平成30年3月6日提出。

北海道浦臼町長 斉藤純雄。

初めに、第2表繰越明許費の補正についてご説明申し上げます。

8ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正。

1. 追加、事業名、農地整備事業負担金、金額2,567万円、こちらは農地基盤整備事業の一部を繰越事業として設定するものでございます。

次に、債務負担行為の補正でございます。

9ページをお開きください。

第3表債務負担行為補正。

1. 追加、事項、ホームページ保守業務委託料、期間、平成29年度から平成30年度、限度額は58万4,000円でございます。

次に、事項、ネットワーク機器等保守業務委託料、期間、平成29年度から平成30年度、限度額は188万3,000円でございます。

次に、事項、L G W A Nルータ保守業務委託料、期間、平成29年度から平成30年度、限度額は2万円でございます。

次に、事項、セキュリティクラウド保守業務委託料、期間、平成29年度から平成30年度、限度額は32万5,000円でございます。

次に、事項、連携サーバー関連保守業務委託料、期間、平成29年度から平成30年度、限度額は190万2,000円でございます。

次に、事項、総合行政システム保守業務委託料、期間、平成29年度から平成30年度、限度額は359万1,000円でございます。

次に、事項、住民基本台帳ネットワーク機器保守委託料、期間、平成29年度から平成30年度、限度額は42万9,000円でございます。

次に、事項、戸籍電算システム保守業務委託料、期間、平成29年度から平成30年度、限度額6万7,000円でございます。

次に、事項、子育て支援センター管理委託料、期間、平成29年度から平

成30年度、限度額は947万円でございます。

次に、事項、ごみ収集運搬業務委託料、期間、平成29年度から平成30年度、限度額は1,143万4,000円でございます。

次に、事項、水処理施設維持管理業務委託料、期間、平成29年度から平成30年度、限度額は324万7,000円でございます。

次に、事項、地力増進施設維持管理業務委託料、期間、平成29年度から平成32年度、限度額831万6,000円でございます。

次に、事項、町立診療所レセプトコンピュータ保守点検業務委託料、期間、平成29年度から平成30年度、限度額は39万5,000円でございます。

次に、事項、X線コンピューター断層撮影装置保守点検業務委託料、期間平成29年度から平成30年度、限度額は81万円でございます。

次に、事項、鶴沼公園等管理業務委託料、期間、平成29年度から平成30年度、限度額1,089万8,000円でございます。

次に、事項、町道等維持補修業務委託料、期間、平成29年度から平成30年度、限度額1,530万円でございます。

次に、事項、地域おこし協力隊コーディネート業務委託料、期間、平成29年度から平成30年度、限度額は120万円でございます。

各業務とも、年度当初より実施する必要があることから追加するものでございます。

次に、地方債の補正でございます。

10ページ目をごらんください。

1. 追加。

起債の目的、現年発生単独災害復旧事業、限度額2,240万円、昨年4月に発生しました、ふるさと運動公園野球場の落雷にかかわる復旧事業費で2,080万円、また、昨年7月の台風災害等にかかわる復旧事業費で160万円の財源として借り入れするものでございます。

次に、一段下でございます。

起債の目的、過疎地域自立促進特別事業、限度額8,120万円でございます。こちらは、過疎対策ソフト事業にかかわる財源として借り入れをするものでございまして、通常の発行限度額4,780万円に財政力指数の低い町の加算配分されます限度額分を加えたものでございます。ただし、限度額超分につきましては、減額配分となる場合もございます。

次に、一段下でございます。

起債の目的、給食センター蒸気ボイラー更新事業、限度額240万円でございます。こちらは、奈井江町にあります給食センターに設置しております蒸気ボイラー設備改修にかかわる財源として借り入れするものでございます。

次に、一段下でございます。

起債の目的、クリーンプラザくるくる大規模改修工事負担金事業、限度額50万円でございます。砂川地区保健衛生組合の一般廃棄物処理施設であり

ますクリーンプラザくるくるの高速メタン発酵施設の更新費用に係る財源として借り入れするものでございます。

次に、一段下でございます。

起債の目的、町立診療所医療機器購入事業、限度額220万円でございます。町立診療所に設置しておりましたベッド型マッサージ機が老朽化により故障し、更新にかかわる財源として借り入れをするものでございます。

起債の方法につきましては、証書の借り入れでございます。

利率につきましては6.5%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該利率見直しの後の利率とするものでございます。

償還の方法につきましては、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定するものによります。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、また繰り上げ償還もしくは低利に借りかえすることができるものでございます。

続きまして、歳入歳出予算の補正について、歳出よりご説明を申し上げます。23ページ目をお開きください。

なお、今回の補正予算の内容につきましては、各事業の決算見込みによります事業費の精査でございます。主なものについてご説明申し上げます。

2款総務費1項1目一般管理費、補正額266万6,000円の減額でございます。主なものにつきましては、7節賃金につきまして、嘱託職員、臨時職員の雇用者数の減少によるものでございます。

1項2目財政管理費、補正額1億974万1,000円の追加でございます。25節積立金につきまして、過疎地域自立促進特別事業基金で4,500万円、ふるさと応援基金に1,500万円、財政調整基金に4,974万1,000円を積立するものでございます。

3目企画費、補正額1,068万1,000円の減額でございます。主なものは、地域おこし協力隊事業におきまして2名分の予算を計上しておりましたが、1名の採用となっておりますので、賃金や活動にかかわる経費を減額してございます。

続きまして、25ページをお開きください。

8目諸費、補正額2,428万2,000円の追加でございます。主なものは、8節の報償費におきまして、ふるさと納税記念品に係る費用として2,200万円を追加するものでございます。なお、3月1日現在でございますが、ふるさと納税の寄附申込件数は1万2,282件、寄附の申込金額は1億6,366万7,000円でございます。

2項1目職員給与費、補正額461万3,000円の減額でございます。主なものは、2節給料及び3節職員手当等につきまして、一般職員の退職等による減額でございます。

27ページ目をお開きください。

3款民生費1項1目社会福祉総務費、補正額1,238万2,000円の

減額でございます。主なものは、19節負担金補助及び交付金につきましては、年金生活等支援臨時福祉給付金の執行残として261万円の減額、社会福祉協議会補助金において、専任事務局長の人件費分として288万4,000円の減額、28節繰出金につきましては、国民健康保険特別会計の決算見込みにより528万2,000円の減額でございます。

29ページ目をお開きください。

5目障害者福祉費、補正額1,143万7,000円の減額でございます。主なものは20節扶助費につきましては、障害福祉サービス給付費の確定により減額するものでございます。

3項1目老人福祉総務費、補正額505万5,000円の減額でございます。主なものは、19節負担金補助及び交付金につきましては、空知中部広域連合負担金の減額によるものでございます。

続きまして、31ページ目をお開きください。

4款衛生費2項2目し尿処理費、補正額352万5,000円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、浄化槽の設置者がいなかったために減額するものでございます。

33ページ目をお開きください。

5款1項8目水利施設管理費、補正額319万6,000円の減額でございます。主なものにつきましては、11節需用費につきましては、揚水機場の稼働実績により電気料の減額でございます。

11目基盤整備推進費、補正額2,567万円の追加でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、農地整備事業におきまして、国の補正予算により事業費が追加となり、繰り越しして事業を遂行するため負担金を追加するものでございます。

続きまして、35ページ目をお開きください。

7款土木費、1項3目橋梁維持費、補正額1,238万8,000円の減額でございます。主なものは15節工事請負費につきましては、橋梁長寿命化補修工事及び地覆補修工事におきまして、国の予算額が減額となりまして、補助事業が採択されなかったことから未施工となり減額するものでございます。

4目除雪対策費、補正額615万円の増加でございます。降雪量が、2月末現在なんですけれども11メートル71センチを記録しておりまして、除排雪作業の確保を行うものでございます。なお、最大積雪値につきましては、2月26日の2メートルが最大値となっております。

37ページ目をお開きください。

3項2目公営住宅整備費、補正額464万4,000円の減額でございます。13節委託料につきましては、入札執行残でございます。

4項1目下水道整備費、補正額166万8,000円の減額でございます。28節繰出金につきましては、下水道事業特別会計の決算見込みによる減額でございます。

39 ページ目をお開きください。

このページにつきましては、事業の精査による増減でございますので、説明を省略させていただきます。

41 ページ目をお開きください。

9 款教育費 6 項 3 目学校給食費、補正額 6 5 万 9, 0 0 0 円の減額でございます。主なものは、1 9 節負担金補助及び交付金におきまして、事業費の確定によるものでございます。

歳出合計 7, 2 3 4 万 2, 0 0 0 円の追加でございます。

以上が、歳出についてのご説明でございます。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

11 ページ目をお開きください。

歳入につきましても、ほとんどが額の確定による補正でございますので、主なものについてご説明いたします。

1 款町税 1 項 1 目個人分、補正額 3 9 5 万 3, 0 0 0 円の追加でございます。1 節現年課税分として、農業所得の増加に伴う増額でございます。

2 目法人分、補正額 5 4 8 万 8, 0 0 0 円の追加でございます。1 節現年課税分として、法人税割におきまして、企業収益の増加による増額でございます。

2 項 1 目固定資産税、補正額 1, 8 1 4 万 7, 0 0 0 円の増額でございます。1 節現年課税分として、主な要因は償却資産の増加によるものでございます。

9 款地方交付税 1 項 1 目地方交付税、補正額 3, 5 0 0 万円の追加でございます。3 月交付の特別交付税を見込み追加するものでございます。

13 ページ目をお開きください。

1 1 款分担金及び負担金 1 項 3 目農林水産業費負担金、補正額 1 7 8 万 6, 0 0 0 円の減額でございます。主なものは、基幹水利施設管理事業の事業確定により受益者分担金の減額でございます。

1 3 款国庫支出金 1 項 1 目民生費国庫負担金、補正額 7 8 9 万 5, 0 0 0 円の減額でございます。主なものは、障害者自立支援給付費等の確定により減額するものでございます。

続きまして、15 ページ目をお開きください。

2 項 1 目民生費国庫補助金、補正額 1 4 3 万 1, 0 0 0 円の減額でございます。主なものは、1 節社会福祉費補助金におきまして、年金生活者等への臨時福祉給付金の実績により減額するものでございます。

3 目土木費国庫補助金、補正額 1, 2 4 5 万 3, 0 0 0 円の減額でございます。2 節道路橋梁費補助金におきまして橋梁長寿命化事業の国の予算配分が減額されたことによる減額でございます。

1 4 款道支出金 1 項 1 目民生費道負担金、補正額 5 8 9 万 4, 0 0 0 円の減額でございます。主なものは、障害福祉サービス事業の確定により 3 0 4 万 8, 0 0 0 円の減額でございます。

続きまして、17ページ目をお開きください。

2項3目農林水産業費道補助金、補正額1,614万4,000円の追加でございます。主なものは道営改良事業促進費補助金の追加でございます。

16款寄付金1項2目ふるさと応援寄付金、補正額1,500万円の追加でございます。ふるさと応援寄付金に1,500万円追加するものでございます。

19ページ目をお開きください。

19款町債1項6目総務費8,120万円の追加でございます。過疎ソフト事業の財源として8,120万円を追加するものでございます。

以下、7目衛生費から8目教育費につきましても、各事業の完了による補正をするものでございます。

続きまして、21ページ目をお開きください。

20款繰入金1項1目基本財産繰入金、補正額1億161万5,000円の減額でございます。財源調整に伴い財政調整基金に繰り戻しを行うものでございます。

歳入合計、歳出と同じ7,234万2,000円の追加となっております。

以上、議案第1号 平成29年度浦臼町一般会計補正予算（第8号）の内容でございます。

ご審議いただき議決賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議 長

これより、質疑を行います。

議事の進行上、歳出から進めたいと思います。

予算書の23ページをお開きください。

1款議会費から34ページ5款2項林業費まで質疑を受けます。

質疑ありませんか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

24ページ、総務費、一般管理費、7節賃金ですが、ここでいう臨時事務職員の賃金としているのは、何を予定していた賃金だったのでしょうか。

○議 長

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

ただいまの牧島議員のご質問にお答えいたします。

これにつきましては、何ということではなくて、当初予算で約30名ぐらいの恐らく臨時の賃金を計上しておりますけれども、結果として年度末になって、臨時職員の採用予定等が当初の予定どおりでなかったり、あるいはふえたりということもあるかもしれませんが、結果としてこの金額が執行残として残りそうだとということでございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質問ありませんか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

31ページの清掃費の中のし尿処理費で、説明の中で合併処理浄化槽の設置者がいなかったということで、マイナス352万円というふうになっていすけれども、この結果についてどのように、その要因などですね、どのようにとらえておられるかというお話を聞きたいんですけれども。たしか新年度も、この予算はつけられていると思うのですが。

○議 長

大平課長。

○くらし応援課長（大平雅仁君）

折坂議員のご質問にお答えいたします。

この事業につきましては、5カ年のトータル事業でやっている事業でありまして、29年度はとりあえず5名の予定でいたのですが、1名の希望。その1名の希望者につきましても、資金不足で次年度以降に回したいという、辞退という話がありましたので、29年度はゼロということになっております。

ただ、その方も含め、30年度、希望があるなしを聞いておりますので、とりあえず5カ年の予定どおり、また30年度も予算を組んでいるということでございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

次に、35ページ、6款商工費から最後まで質疑を受けます。

質疑ありませんか。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

学校給食費の関係でお伺いいたしたいと思います。

ですから、最終42ページの負担金のことなんですけれども、地方債の補正の中で、給食センター蒸気ボイラー更新事業ということで240万円の債務行為があると。それで、今回ボイラーは旧年度の内に入れかえが終わり、入札残で補正があったわけなんですけれども、その部分の浦臼町の分については、町内分については、返還かな、負担金が減るのかな。その分の、いわゆる浦臼町分の負担減分の金額は幾らだったのか。総額ボイラーは、請負工事は減ったはずなので、その分、浦臼町にとってはどの分が減って、負担額は幾らだったのか、説明を受けたいと思います。

○議 長

武田次長。

○教育委員会事務局次長（武田郁子君）

当初の予定が964万2,000円を予定してございました。入札結果につきましては804万6,000円となっております。964万2,000円のときの浦臼町の負担分が289万円ほどでした。今回執行したことにより、浦臼町の負担分が241万4,000円となっております。その差額分がほぼ今回の減額になったと思います。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

37ページの消防費について伺います。

消防組合の負担金が168万9,000円と追加になっておりますが、この説明を願います。

○議 長

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

ただいまの折坂議員のご質問にお答えします。

これにつきましては、大部分が人件費の増になってございます。

4月に昇格等が、私ども浦臼町の負担する職員が2名昇格されております。それから、あと人事院勧告によります給与費の上昇に伴うものでございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

それでは、歳出全款にわたって質疑を受けます。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

ありませんね。

次に、歳入に入ります。

11ページをお開きください。

歳入、全款にわたり質疑を受けます。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

歳入、歳出全款にわたって質疑を受けます。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第1号 平成29年度浦臼町一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第1号 平成29年度浦臼町一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第2号

○議 長

日程第6、議案第2号 平成29年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中田主幹。

○くらし応援課主幹（中田帯刀君）

議案第2号 平成29年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）。

平成29年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,741万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,167万8,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月6日提出。

北海道浦臼町長 斉藤純雄。

歳出より説明いたしますので、10ページをお開きください。

なお、今回の補正予算につきましては、決算見込み及び額の確定に伴うものでございますので、主なもののみ説明申し上げます。

1款総務費1項1目一般管理費4,029万8,000円の追加でございます。主に財政調整基金積立金の増でございます。

1 款 2 項 1 目賦課徴収費 6, 0 0 0 円の減額でございます。

2 款 1 項 1 目空知中部広域連合納付金 1, 2 6 1 万 2, 0 0 0 円の減額でございます。医療費等をもとに算出されます空知中部広域連合分賦金の減額による減でございます。

4 款保健医療費 1 項 1 目特定健診事業費 2 6 万 9, 0 0 0 円の減額でございます。

歳出合計 2, 7 4 1 万 1, 0 0 0 円の増額でございます。

続きまして、歳入について説明申し上げます。

6 ページをお開きください。

歳入につきましても、決算見込み及び額の確定に伴うものでございますので、主なもののみ説明申し上げます。

1 款 1 項国民健康保険税 1 目一般被保険者国民健康保険税 1 9 5 万 9, 0 0 0 円の減額でございます。

1 款 1 項 2 目退職被保険者国民健康保険税 1 万 7, 0 0 0 円の追加でございます。

2 款財産収入 1 項財産運用収入 1 目利子及び配当金 8, 0 0 0 円の追加でございます。

3 款 1 項 1 目繰越金 1 6 0 万 7, 0 0 0 円の追加でございます。

4 款諸収入 3 項 3 目雑入 8 9 万 2, 0 0 0 円の追加でございます。

4 款 3 項 4 目過年度収入 5, 6 5 0 万 9, 0 0 0 円の追加でございます。平成 2 8 年度の空知中部広域連合分賦金の確定に伴う返還金でございます。

5 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金 5 2 8 万 2, 0 0 0 円の減額でございます。平成 2 8 年度分賦金の確定に伴う減額でございます。

次ページをお開きください。

5 款 2 項 1 目基金繰入金 2, 4 3 8 万 1, 0 0 0 円の減額でございます。平成 2 8 年度分の分賦金返還金及び 2 9 年度の分賦金に減額がございましたので、基金からの繰り入れを減ずるものでございます。

歳入合計、歳出と同じ 2, 7 4 1 万 1, 0 0 0 円の増額となっております。

以上が、議案第 2 号 平成 2 9 年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算(第 5 号)の説明でございます。

ご審議いただき議決賜りますよう、お願いいたします。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第2号 平成29年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第2号 平成29年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第3号

○議 長

日程第7、議案第3号 平成29年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中田主幹。

○くらし応援課主幹（中田帯刀君）

議案第3号 平成29年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。

平成29年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ173万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,946万4,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月6日提出。

北海道浦臼町長 齊藤純雄。

歳出より説明いたしますので、8ページをお開きください。

なお、今回の補正予算につきましては、決算見込み及び額の確定に伴うものでございます。

1 款総務費1項1目一般管理費8万4,000円の減額でございます。

2 款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金165万2,000円の減額でございます。

歳出合計173万6,000円の減額でございます。

続きまして、歳入について説明申し上げます。

6 ページをお開きください。

歳入につきましても、決算見込み及び額の確定に伴うものでございます。

1 款 1 項 後期高齢者医療保険料 1 目 特別徴収保険料 3 5 4 万 1, 0 0 0 円の減額でございます。

1 款 1 項 2 目 普通徴収保険料 2 0 1 万 4, 0 0 0 円の追加でございます。

3 款 繰入金 1 項 1 目 一般会計繰入金 8 4 万 2, 0 0 0 円の減額でございます。

5 款 1 項 1 目 繰越金 6 3 万 3, 0 0 0 円の追加でございます。

歳入合計、歳出と同じ 1 7 3 万 6, 0 0 0 円の減額となっております。

以上が、議案第 3 号 平成 2 9 年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）の説明でございます。

ご審議いただき議決賜りますよう、お願い申し上げます。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第 3 号 平成 2 9 年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正（第 3 号）予算を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第 3 号 平成 2 9 年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 議案第 4 号

○議 長

日程第 8、議案第 4 号 平成 2 9 年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

馬狩課長。

○建設課長（馬狩範一君）

議案第4号 平成29年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

平成29年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ22万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,490万7,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

平成30年3月6日提出。

北海道浦臼町長 斉藤純雄。

内容についてのご説明を申し上げます。

まず初めに、繰越明許費についてご説明を申し上げます。

6ページをお開きください。

第2表 繰越明許費補正。

1. 追加。表に記載のとおりでございますが、事業名、石狩川流域下水道事業、金額56万2,000円、これは石狩川流域下水道奈井江浄化センター汚泥消化槽タンク設備更新工事におきまして、汚泥消化タンク上部に当初想定より大きな損傷が確認されたことにより、工期等を繰越事業と設定するものでございます。

次に、繰越明許費についてご説明申し上げます。

同じく6ページをごらんください。

第3表 債務負担行為補正。

1. 追加事項としまして、マンホールポンプ所管理業務委託料、期間は平成29年度から平成30年度まで、限度額130万円でございます。

内容につきましては、浦臼地区4カ所、鶴沼地区1カ所のマンホールポンプ所の業務管理を円滑に行うためでございます。

次に、歳入歳出についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、決算見込みによるものでございます。主なもののみご説明させていただきます。

歳出からご説明いたします。

9ページをお開きください。

1款1項1目総務管理費2万8,000円の減額でございます。各節とも執行残によるものでございます。

3目下水道維持管理費37万1,000円の減額でございます。主なもの

は、13節委託料の確定、19節負担金補助及び交付金、石狩川流域下水道組合管理運営負担金の確定によるものでございます。

2款1項1目元金18万円の追加でございます。平成28年債を据置期間なしで借りたことによるものでございます。

2目利子につきましては6,000円の減額でございます。

歳出合計22万5,000円の減額でございます。

以上が、歳出でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

7ページをお開きください。

1款1項1目受益者分担金20万9,000円の追加でございます。受益者分担金2戸分の追加でございます。

2款1項1目下水道使用料20万5,000円の追加で、内容としましては使用料増加分18万7,000円、使用料滞納繰越分1万8,000円の追加でございます。

3款1項1目一般会計繰入金166万8,000円の減額でございます。一般会計繰り入れにつきまして、歳入歳出による減額でございます。

4款1項1目繰越金89万円の追加でございます。繰り越しにつきましては、平成28年度の歳入歳出決算によるものでございます。

5款1項1目雑入33万9,000円の追加でございます。平成28年度石狩川流域下水道事業分担金の精算によるものでございます。

6款1項1目土木債20万円の減額でございます。平成29年度石狩川流域下水道の一部事業が繰越事業となったことによる減額でございます。

歳入合計、歳出と同じ22万5,000円の減額でございます。

以上、議案第4号 平成29年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の内容でございます。

ご審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第4号 平成29年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算

(第3号)を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第4号 平成29年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

会議の再開は11時5分といたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時05分

○議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第9 議案第5号

○議 長

日程第9、議案第5号 浦臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河本課長。

○総務課長(河本浩昭君)

議案第5号 浦臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例について。

浦臼町個人情報保護条例(平成12年浦臼町条例第22号)の一部を次のように改正する。

平成30年3月6日提出。

浦臼町長 斉藤純雄。

提案理由につきましては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成11年法律第42号)の一部改正が平成28年5月になされ、平成29年5月30日から施行されており、国の機関の改正を受けて本条例を改正することとしたものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、別冊参考資料の1ページをお開き願います。

条例第2条では、用語の定義を定めておりますが、第1号の改正及び第2号の追加につきましては、個人情報の定義を明確化する改正でございます。

第1号のアでは、氏名、生年月日、その他の記述等について、文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作、その他の方法を用いて表された一切の事項をいうと定義し、それにより特定の個人を識別することができるものとしております。

イにつきましては、個人識別符合が含まれるものとし、アまたはイのいずれかに該当するものを個人情報と定義しており、個人情報には、個人識別符合が含まれることを明確化しております。

第2号につきましては、個人識別符合の定義の追加でございます。

アまたはイのいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符合のうち、規則で定めるものとし、アでは、特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符合であって、当該特定の個人を識別することができるものとしており、イでは、個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符合であって、その利用若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるものとしております。

第3号につきましては、要配慮個人情報の定義の追加でございます。本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取り扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報としております。

第2号と第3号の追加により、改正前の第2号から第7号は、改正後それぞれ2号ずつ繰り下がっております。

第6条の改正につきましては、第2条第3号に、要配慮個人情報の定義を追加したことによる取り扱いに関する規定の整理でございます。

第16条の改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、引用する条文が変わっているための文言整理となっております。

第20条の改正につきましては、字句の訂正となっております。

本条例につきましては、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上が、議案第5号 浦臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての内容でございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第5号 浦臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第5号 浦臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第6号

○議 長

日程第10、議案第6号 浦臼町工鉱業振興促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原課長。

○産業振興課長（石原正伸君）

議案第6号 浦臼町工鉱業振興促進条例の一部を改正する条例について。

浦臼町工鉱業振興促進条例（昭和49年浦臼町条例第24号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月6日提出。

浦臼町長 斉藤純雄。

提案理由につきましては、本町における工業の振興を促進するため、固定資産税の課税免除措置の対象となる業種を拡大し、本町の産業振興と雇用の促進を図るため所要の改正を行おうとするものでございます。

内容につきまして、新旧対照表によりご説明いたしますので、別冊参考資料の4ページをお開き願います。

表題の改正でございます。表題中、工鉱業を工業に改めます。

第1条の改正につきましては、表題と同様に工鉱業を工業に改め、新設又は増設に移設を加え、講じる優遇措置を固定資産税の課税免除措置に改めるものでございます。

次に、第2条の改正につきましては、第1号の事業場の定義を細分化し、物の製造若しくは加工を行うための施設又は鉱物の採掘若しくは選鉱を行うための施設を削り、アとしまして、統計法に基づく日本標準産業分類に規定する大分類中、建設業、製造業、運輸業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業に係る施設を加えてございます。

イとしまして、その他本町の産業振興に寄与すると町長が認める業種に係る施設を加えております。

次に、2号の固定資産の定義に、法人税法施行令第13条の第1号から7号までに掲げる固定資産を加える改正でございます。

次ページをお開き願います。

第4条の改正につきましては、課税免除の根拠法令であります、地方税法第6条第1項の規定によりという文言を追加するものでございます。

8ページに戻っていただきまして、附則でございます。

本条例につきましては、平成30年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上が、議案第6号 浦臼町工鉱業振興促進条例の一部を改正する条例についての内容でございます。

ご審議いただき議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第6号 浦臼町工鉱業振興促進条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第6号 浦臼町工鉱業振興促進条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第7号

○議 長

日程第11、議案第7号 浦臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大平課長。

○くらし応援課長（大平雅仁君）

議案第7号 浦臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例に

ついて。

浦臼町後期高齢者医療に関する条例（平成19年浦臼町条例第25号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月6日提出。

浦臼町長 齊藤純雄。

提案理由は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律及び持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

内容については、参考資料でご説明をいたしますので、参考資料6ページをお開きください。

浦臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

改正後の方をごらんいただければと思います。

第3条2号におきまして、法令改正に伴う文言等の修正を行っております。

2号 高齢者の医療の確保に関する法律第55条第1項（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ）に入院等（法第55条第1項に規定する入院等をいう。以下同じ）をした際浦臼町に住所を有していた被保険者という文言に整理されております。

また、以下3号のほか4号、5号と三つの号を加えることになっております。これらは、被保険者の規定に伴うものでございます。

3号、法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち、最初の病院等に入院等をした際浦臼町に住所を有していた被保険者。4号、法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った法第55条第2項第2号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際浦臼町に住所を有していた被保険者。5号、法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により浦臼町に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者の三つを加えたものでございます。

次に、附則で平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例に係る第2条を削除し、次の延滞金の割合の特例に係る第3条を第2条とした改正を行ったものでございます。

議案の10ページにお戻りください。

附則、この条例は平成30年4月1日から施行する。

以上が、議案第7号 浦臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての説明でございます。

ご審議いただき議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議 長

これより、質疑を行います。
質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって質疑を終わります。
これより、討論を行います。
討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。
これより、議案第7号 浦臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。
本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。
(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。
したがって、議案第7号 浦臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第8号

○議 長

日程第12、議案第8号 浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。
大平課長。

○くらし応援課長（大平雅仁君）

議案第8号 浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

平成30年3月6日提出。

浦臼町長 斉藤純雄。

提案理由は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の改正に伴う改正であります。

内容についての説明を参考資料において説明させていただきますので、8ページをごらんください。

浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

第15条の2号におきまして、第9項となっている文言を第11項に改め

るものでございます。

議案の12ページにお戻りください。

附則、この条例は平成30年4月1日から施行する。

以上が、議案第8号 浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明でございます。

ご審議いただき議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議 長

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第8号 浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第8号 浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第9号

○議 長

日程第13、議案第9号 空知中部広域連合規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

齊藤課長。

○長寿福祉課長（齊藤淑恵君）

議案第9号 空知中部広域連合規約の一部を変更する規約について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、空知中部広域連合規約の一部を次のように変更する。

平成30年3月6日提出。

浦臼町長 齊藤純雄。

提案理由は、介護保険法の改正に伴い、指定居宅介護支援事業所、指定介護予防訪問介護事業所及び指定介護予防通所介護事業所の指定権限が市町村（保険者）に移譲、並びに平成30年4月から北海道と当広域連合が共同で国保事業を運営する仕組みに変わることに伴い、分賦金の賦課総額の算定方法を変更することから、本規約の一部を変更いたしたいとするものです。

参考資料の9ページをごらんください。

改正前の第4条をごらんください。

(7)号、指定訪問介護事業者、指定訪問入浴介護事業者、指定通所介護事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防訪問介護事業者、指定介護予防訪問入浴介護事業者及び指定介護予防通所介護事業者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）を左の方の改正後、指定居宅サービス事業者等というふうに変更するものです。

別表の2、(5)号、国庫負担金、国庫補助金を道支出金に改めるものです。

14ページにお戻りください。

附則、この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行し、平成30年4月1日から適用するものでございます。

以上が、議案第9号 空知中部広域連合規約の一部を変更する規約についての説明でございます。

どうぞご審議賜り、議決いただきますようお願いいたします。

○議 長

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第9号 空知中部広域連合規約の一部を変更する規約についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第9号 空知中部広域連合規約の一部を変更する規約については原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第10号

○議長

日程第14、議案第10号 町道路線の変更についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

馬狩課長。

○建設課長（馬狩範一君）

議案第10号 町道路線の変更について。

道路法第10条第2項の規定に基づき、同条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、次の町道の路線を変更する。

平成30年3月6日提出。

浦臼町長 齊藤純雄。

路線番号82番、変更する町道名、南2丁目線、変更する事項は、終点の変更でございます。表中、旧終点地番、樺戸郡浦臼町字ウラウシナイ183番地の356を、新終点地番、樺戸郡浦臼町字ウラウシナイ183番地の365に変更するものでございます。重要な経過地としましては、国道275号、裏街線となっております。

提案理由を説明いたします。

次のページの図面をごらんください。

現在の南2丁目線は、国道275号を起点とし、裏街線を経過しJR学園都市線の用地境界を終点としております。今回建設の認定こども園では、施設の利便性を考慮した結果、南2丁目線の裏街線交差点の終点までの道路用地も供して建設したことから、道路の終点を裏街線交差点までとし、道路延長を61メートル短縮した115メートルに変更しようとするものでございます。

以上が、議案第10号 町道路線の変更についての内容でございます。

十分ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第10号 町道路線の変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第10号 町道路線の変更については原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第11号

○議 長

日程第15、議案第11号 町道路線の認定についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

馬狩課長。

○建設課長（馬狩範一君）

議案第11号 町道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、次の町道の路線を認定する。

平成30年3月6日提出。

浦臼町長 斉藤純雄。

整理番号113番、認定する町道名、田宮1線、区間は、樺戸郡浦臼町字ウラウシナイ183番地の114から、樺戸郡浦臼町字ウラウシナイ183番地の444まででございます。重要な経過地としましては、浦臼沢線、田宮線でございます。

続いて、2路線目でございます。整理番号114番、認定する町道名、田宮2線、区間は樺戸郡浦臼町字ウラウシナイ183番地の515から、樺戸郡浦臼町字ウラウシナイ183番地の513まででございます。

3路線目でございます。整理番号115番、認定する町道名、田宮1号線、区間は、樺戸郡浦臼町字ウラウシナイ183番地の507から、樺戸郡浦臼町字ウラウシナイ183番地の255まででございます。重要な経過地としまして、田宮線でございます。

提案理由を説明いたします。

次のページの図面をごらんください。

分譲地計画があります、この旧田宮団地敷地内通路を町道として一体的に管理するよう町道を認定するものでございます。

路線の概略でございますが、田宮1線は、町道浦臼沢線を起点とし、田宮線までの約200メートル、道路用地幅は6.4から9メートルでございます。田宮2線は、敷地内を南北に縦断する延長70メートル、道路用地幅は6.4メートル、田宮1号線につきましては、田宮線を起点とする田宮1線までの延長80メートル、道路用地幅は約7メートルとなっております。

以上が、議案第11号 町道路線の認定についての内容でございます。

十分ご審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

小松議員。

○ 8 番（小松正年君）

ただいまの町道の路線の変更について、この町道の変更についての何か基準みたいなものがあれば、教えていただきたいんですけども。

具体的に、今、先ほどの説明だと、一体的に管理したいということが理由なんですけれども、そのほかにもし理由があれば教えていただきたいと思います。

○ 議 長

馬狩課長。

○ 建設課長（馬狩範一君）

質問にお答えします。

○ 議 長

小松議員、これ認定ですよ。変更じゃないですよ。認定。

○ 8 番（小松正年君）

変更じゃないです。認定の基準。

○ 議 長

ああ、認定の基準ね。

○ 8 番（小松正年君）

こういうことで認定をいたしたというものがあれば教えていただきたいと思います。

○ 建設課長（馬狩範一君）

質問にお答えします。

認定の基準でございますが、道路の種類としましては、公衆用道路とございますが、それは明確に町が管理するというものではございません。それを町道として認定して、除雪、それから草刈り、それから、今、道路の改修も含めて管理するということが認定の基準となっております。

以上です。

○ 議 長

ほかに質疑ありますか。

牧島議員。

○ 7 番（牧島良和君）

ちょっとわからないので、お聞きをしたいと思います。

一番初めの整理番号 1 1 3 番は、これ全長何メートルと言われましたでしょうか。その点が一つ。

それから、昨年工事をして改良されているところですけども、これが先、改良されたその先、いわゆる田宮線につながる部分の改良についても課題としてあるのかなというふうに思うんですが、それらのめど。町道認定ということにすると、いわゆる用配水、下水、そうした整備もあわせて求められる

のではないかなというふうに思いますが、現状、状態も決していい状態ではないので、そうしたこととあわせて、重量物が通ることでの管理、それから整備が必要なんだろうというふうに思うんですが、そうしたところの考え方はいかがなのか。今後ですね、ちょっと膨らみますけれども、その点。

それから、今、一番最後の方で115番地というのは、約7メートルというふうに言われましたけれども、町有地の中での規定ですので、特別法線、境界線がここですよということがなくても、こうした約7メートルという表現でよろしいのかどうなのか。その点、三つお願いします。

○議 長

馬狩課長。

○建設課長（馬狩範一君）

質問にお答えします。

田宮1線の延長でございますが、延長約200メートルということでなっております。

それから、これからの道路改良の予定でございますが、ちょっと分譲計画と前後するんですが、今の分譲の計画としまして、中学校前の2区画を先行的に分譲するということですから、今回、南1線前の今回の道路を優先的に工事をして、分譲がそれぞれ始まれば、田宮2線、それから田宮1号線についても改良計画をするという考えでございます。

それから、幅員についてですが、認定の場合、区間、起点と終点の設定ということになっておりまして、以上の幅員とかそういうものの区域の設定という措置がございまして、そこで明らかにするということになっております。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第11号 町道路線の認定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第11号 町道路線の認定については原案のとおり可決されました。

◎日程第16 平成30年度町政執行方針

○議 長

日程第16、平成30年度町政執行方針を行います。

町政執行方針についての説明を求めます。

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

平成30年第1回浦臼町議会定例会に当たり、新年度の町政に臨む基本的な考え方と重点的な施策について申し上げます。

私は、平成28年5月に2期目の町政運営を託されて以来、本年は折り返しの年になりますが、この間多くの町民の皆様のご支援を賜り、心より感謝を申し上げます。

少子高齢化や人口流出が激しく進展し、現在の町の人口は1,900人を割るところまで来ております。私は1期目から継続して活力ある町へ、そして、町民だれもがふるさとにいつまでも住み続けられる安心の町づくりの実現を目指し、産業振興や子育て支援、定住、移住対策、災害に強い町づくりなど、さまざまな施策に全力で取り組んでまいりました。

過疎化が進み、市街地の活力が激しくそぎ落とされる中であって、今後も山積する課題に真っ正面から向き合い、町民の声を聞きながら、議会との議論を踏まえて、今、最善と思われる対策にしっかりと取り組み、活力ある未来、明るく希望あふれる町づくりに挑んでまいります。

政府は経済の再生を最優先課題として、一億総活躍社会の実現による成長と配分の好循環に向け、さらなる取り組みを進めています。その結果、名目GDPの増加や新たな働き方改革等による雇用環境の改善など、景気がやや回復傾向にあると認められますが、その効果も大都市に集中していて、地方の中山間地域にはいまだにその効果は見られず、景気の低迷を強く感じるところであります。

また、世界経済の不確定さや、アメリカ、トランプ大統領の強引なアメリカファースト政策、さらには北朝鮮問題などにより、その効果に陰りが見え始めて、株価の暴落など予断を許さない状況にあり、今後とも国政の流れを注視していかなければなりません。

このような厳しい行財政循環の中でも、将来に向けた町づくりのために、平成27年度より始まった第4次浦臼町総合振興計画と浦臼町総合戦略を町づくりの基本に置き、計画の着実な実現を目指して、未来に向けて持続可能なふるさとづくりに、職員一丸となって積極的に行動し、取り組んでまいります。

人口流出が想定以上に早く進行しており、地方においては、人材の確保があらゆる分野で難しくなる中、町の政策の効果があらわれるのにも時間を要する感じがあります。

この厳しい時こそ、開拓先人のご労苦を思い、全町民の英知を結集して、

町民みんなでふるさと再生に向かって進むしかすべはありません。

とし、北海道は命名150年の節目の年を迎えます。

北海道新幹線開通やインバウンドの増加により、新たな潤いが生まれていますが、この好機を着実にキャッチして、さらなる地域の発展につなげていかなければなりません。

本町も来年は開町120年を迎えますが、その節目の年を迎えるに当たって、一層活力ある町づくりと、子どもから高齢者までだれもが「住み続けたい、住んでよかった」と思える町づくりを推進してまいります。

初めに、J R北海道の札沼線廃止問題について申し上げます。

一昨年11月のJ R北海道の単独では維持困難な路線発表以来、沿線4町との意見交換会や町づくり検討会議での議論を進めているところでありますが、2月10日に発表された北海道交通政策総合指針（案）を参考にしながら、提案のあった代替バス運行について、J R北海道と協議をすることといたしました。

今後は、浦臼・月形間の路線バス運行、浦臼・奈井江間の土日の町営バス運行、さらには、J R北海道所有の土地などの財産活用について協議をしてまいります。いずれにしても、町民の利益が損なわれることのないよう、しっかりと取り組んでまいります。

以下、平成30年度の主要施策について申し上げます。

1点目は、町民の健康づくりの推進と福祉政策についてであります。

町民の健康づくりの増進につきましては、健康増進計画、高齢者保健福祉計画に基づき、各種保健事業を進めてまいります。各種検診費用の自己負担の軽減施策を継続実施し、疾病の早期発見、重症化予防と町民の生活の質の向上のため、個人の状況に沿った保健指導を展開し、若い世代からの健康づくりを支援してまいります。

母子保健分野では、今まで実施していた乳幼児健診、予防接種費用の助成、家庭訪問などに加え、だれもが安心して子どもを産み育てることができるよう、中空知管内で初の子育て世代包括支援センターを保健センター内に開設し、育児不安の軽減や虐待予防のための相談など、子育て期全般を切れ目なく支える基幹センターとして機能させてまいります。

また、少子化対策の一環として、特定不妊治療費助成、男性不妊治療費助成に不育症の検査及び治療費の助成を追加するほか、妊婦健診での超音波検査の助成を14回に拡大をしていきます。

町の総合戦略に位置づけられ、先行的に実施している認知症健診（ゆうゆう健診）により、軽度や前段階と判定された方のために、町内社会福祉法人与連携し、新しい通所型の介護予防サービスを開始し認知症予防を図ります。

障がい者福祉対策については、障害者総合支援法に基づき、障がい者の個々の能力や適性に応じ、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、今までの事業のほかに、訪問入浴サービス、身体障害者の自動車改造費の助成、日中一時支援事業を新たに開始します。また、これら障がい者の

支援体制整備については、地域の実情に応じ課題を明確にすることが必要であることから、障がい者自立支援協議会を設置し、地域社会における共生の実現に向け福祉の向上に取り組んでまいります。

2点目は、子ども子育て支援の充実についてであります。

共働き世帯の増加などにより、子どもを預ける、いわゆる待機児童問題が大きな社会問題となる中、本町においても、生まれてくる子供を地域で守り育てる環境整備の必要性から、昨年度は子育て支援の中核的施設として、認定こども園なかよしを建設、本年4月5日開園に向けて、現在、着々と準備が進んでいるところであります。現時点で36名の入園希望者があり、施設完成を待ち望んでいた皆様には、喜ばしいことと思っております。

保護者の負担軽減策として、正規の保育料の5割を助成をすることとし、さらには、給食費の無料化もあわせて実施することで、子育て支援を充実してまいります。

今年度は、第2期工事として園庭や駐車場など外構工事を中心に整備し、9月中の完成を目指してまいります。管理運営者となる社会福祉法人揺籃会とは、今月初め、施設の無償貸与契約を締結したところであり、これまで以上に連携を強化し、認定こども園事業が順調に進むことを願っているところであります。

また、子育て支援センターがこのこども園に併設されることから、保健センターの子育て世代包括支援センターと連携を図りながら、より効果的に運営をしてまいります。

この施設の完成によって、働きながら子育てできる環境整備が図られ、現在広域保育を利用されている家庭の皆様の負担軽減により、子育てしやすい町づくりに結びつくものと期待をしております。

3点目は、消防・防災減災対策であります。

地球温暖化の影響等により、この冬は豪雪・大寒波が日本列島を襲い、死傷者が出るなど国民生活に多大な支障を来す大災害となっております。

近年、こうした異常気象による自然災害が多発する事態に対し、住民の安全安心を確保しながら、生活を守ることが行政の使命と認識しております。

昨年10月に完成した防災倉庫を災害対策拠点と位置づけ、最大の効果を出すために、今年度は発電機と水中ポンプをそれぞれ1台購入して、防災備品の充実に努めてまいります。

また、今年度完成する新たな洪水ハザードマップやため池ハザードマップを活用し、地域住民と豪雨災害情報を共有して、住民の防災意識を高めながら、ふだんから災害に備えてまいります。

聖園川は、これまでも豪雨時に農地冠水や倉庫等への浸水被害が発生していることから、今年度改修事業に着手し、自然災害への備えを充実させてまいります。

また、過去2カ年、本町では住宅火災で焼死者を出していることなどを踏まえ、今年は鶴沼地区の消火栓3基の整備を進めてまいります。また、浦臼

消防団本部に水槽付消防ポンプ車1台、晩生内コミュニティ消防センターに消防ポンプ自動車1台を更新配置し、地域の消防、防災力を高め、被害の減少、安全安心の町づくりに努めてまいります。

除雪対策としては、除雪ドーザ1台、除雪専用車1台を更新し、除雪体制の充実に努めてまいります。

4点目は、産業振興についてであります。

町の基幹産業であります農業については、昨年不安定な気象状況にもかかわらず、結果として北空知の作況指数は103となり、高品質米が多く、例年を超える豊作となって、農家の皆様には豊穰の年となったと思っております。

しかしながら、平成30年度からの農業政策の大転換は、農家の将来的な経営にどのような影響が出るのか不明な面が多くあり、さらには、国の農業を犠牲とした前のめりの自由貿易、自由経済一辺倒の姿には怒りを覚え、今後関係機関などと連携を密にしながら、国に対し農業を守る取り組みを強く訴えてまいります。

農家の高齢化、担い手不足など厳しい環境の中にある農業ですが、農業を守ることが町を守ることに繋がるとの思いで、積極的に各種事業を展開してまいります。

新規事業として若手農業者チャレンジ応援事業を創設し、将来、町の農業を背負っていく意欲あふれる若い農業者のやる気を支援しながら、農業の活性化を図ってまいります。

GPSを活用したスマート農業の取り組みやハウスなど新たな取り組みに必要な資材の購入、さらには、各種免許取得などに対して50万円を上限に支援してまいります。

平成13年の稼働から17年経過したライスターミナル中心蔵については、老朽化が進んでいることから、自動倉庫の設備更新を施設の指定管理者であるピンネ農業協同組合と共同で進め、施設利用農家を支援してまいります。

さらには、民間企業より寄贈された水田観測センサー50台について、その通信費用を町が負担し、水田の効率的な栽培管理を進めてまいります。

また、浦臼農産物加工研究センターのスクリーキャップ式打栓機導入を支援し、特産品開発をサポートしてまいります。

その他、国や道の事業を有効に活用しながら、農家所得の向上や担い手確保、農産物の生産拡大などに積極的に取り組んでまいります。

厳しい中山間地域を保全しながら、後世に継承していくことを目的に、中山間地域等直接支払事業についても、農家の所得対策として継続してまいります。

農業基盤整備につきましては、現在、事業進行しております道営土地改良事業を、引き続き町としても支援をしてまいります。

重要課題の新規就農者の確保、担い手対策につきましては、引き続き国の

農業次世代人材投資事業等を活用した支援を実施してまいります。

そのほか水田農業対策事業として、直播栽培やクリーン米生産を引き続き応援してまいります。

有害鳥獣対策については、現在実施している捕獲奨励金の拡充、猟銃免許取得支援や更新支援などを継続実施し、人材の育成などに成果の上がるように取り組みを進めてまいります。

安心安全で高品質な農産物の生産につきましては、ピンネ農協と連携しながら、収益性の高い、低コストで省力化された農業振興を支援してまいります。

商工業の振興については、人口減少に伴って、また経営者の高齢化などによって、市街地の活力が低下するなど厳しい状況が進んでいます。商業・観光活性化事業の中心的な役割を担う商工会への支援を強化しながら、中小企業の施設整備や人材育成の従業員研修、地場産品開発などへの活用が期待できる中小企業振興事業助成金、町内商店の振興と消費拡大に向けたプレミアム付商品券発行支援事業も継続しながら、商工業の活性化に努めてまいります。

また、今年度はうらうす夏の味覚まつりが10周年を迎えることから、助成金を拡充し、記念事業を応援してまいります。

今年度の新規事業として、企業立地促進事業助成金制度を創設し、進出してきた企業に対して上限3,000万円を交付し、企業誘致にも力を入れ、地域の雇用拡大を図ってまいります。

昨年から取り組んでいる産業観光推進グランドデザインについては、昨年は検討委員会により、浦臼町に最適な観光について、道の駅・温泉及び鶴沼公園の機能について話し合わせ、策定されたデザインを踏まえ、今年度は新たな協議会を立ち上げて、ハードとソフト事業について、より具体的な内容を検討してまいります。

5点目は、住環境改善と高齢者支援についてであります。

超高齢化社会を迎え、本町においても高齢化率が43%を超え、それに伴ってさまざまな課題も表面化してきております。

移動手段としての町営バスなど公共交通は、これまで以上に必要性が増し、なくてはならないものでありますが、バス停まで行くことが難しい高齢者も多くおり、ドア・ツー・ドアのタクシーの必要性が増しています。

町内の生活路線バス運行を継続しながらも、乗り合いタクシー事業を継続実施し、生活の足の確保充実を図ります。

また、70歳以上の方全員に、タクシー料金利用助成としてのチケット配付事業を、昨年同様1人当たり年間1万2,000円を支援して、生活の足の確保に役立たせていただきたいと思います。と思っております。

また、安心して暮らせる地域社会の実現には、何よりも安定的な住宅の確保が必要であります。昨年はだれもが入居可能な民間アパート建設を支援し2棟8戸が建設されましたが、4月から入居が始まり、その効果に期待をす

るものです。

さらには、定住促進策としての住宅取得応援助成金制度や住宅リフォーム等補助事業も昨年は多くの実績がありますので、本年も継続していきます。

また、建てかえ計画のある公営住宅ひばり団地については、今年度2棟8戸の実施設計と団地内道路の実施設計を実施し、あわせて3棟12戸の解体を進め、中央団地E棟及びスパーク21A棟については、外壁塗装を実施し、住環境の向上を目指してまいります。

定住移住対策については、PR活動の効果が期待できることから、東京など大都市での移住定住相談事業などにも積極的に取り組みながら、移住定住の促進強化を図ってまいります。

さらには、町内会から要請があった地区会館の修繕費用について、大幅に町の支援を拡大し、地域コミュニティ施設の維持に努力してまいります。

6点目は、地方創生総合戦略の推進についてであります。

人口減少社会の対策として、雇用拡大をねらった、平成27年に始まった総合戦略も後半に入ってきました。総合戦略に位置づけられた有害鳥獣駆除及びその利用については、平成28年度よりジビエdeウラウスプロジェクトとして推進してまいりました。本プロジェクトの実現のため、施設等の基本構想や企業誘致に向け事業を展開してまいりましたが、今後はジビエdeソラチとして事業推進をするため、平成29年度末に、国のジビエ利用拡大方針によるジビエ倍増モデル地区の認定申請をいたしました。

空知管内での連携を図りながら、この地域の有害鳥獣対策とジビエとしての利用拡大を進めていきたいと考えております。

以上、平成30年度の町政執行に臨む所信の一端を述べさせていただきました。

日本中が人口減少、少子高齢化が加速的に進展する中、残念ながら浦臼町の人口減少を食いとめることはできない現状ですが、町民一人一人の元気が町づくりを支えてくれるものと確信をしております。

これらの施策の実現のためには、町議会並びに町民の皆様のご理解、ご協力が必要であり、一層のご支援を賜りますよう心よりお願い申し上げまして、平成30年度町政執行方針といたします。

○議 長

これより、昼食のため暫時休憩といたします。

会議の再開は、午後1時30分といたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時30分

○議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第17 平成30年度教育行政執行方針

○議 長

日程第17、平成30年度教育行政執行方針を行います。

教育行政執行方針についての説明を求めます。

浅岡教育長。

○教育長（浅岡哲男君）

執行方針1ページをお開き願います。

初めに、平成30年第1回浦臼町議会定例会に当たり、浦臼町教育委員会が所管の教育行政執行に関する主要な方針について申し上げます。

情報・グローバル化の進展、絶え間ない技術革新、生産人口の減少による家庭形態の変容や価値観の多様化など急速に社会変化をしており、すべての子供たちが予測困難な時代を生き抜く力の育成が必要となってきます。

浦臼町の将来に確かな力となる「心優しい人づくり」に努めていくことが肝要であり、これまで取り組んできた、学力、体力の向上に向けた取り組みの継続強化を図り、町との連携を密にし、わかりやすい教育行政に努めます。

Ⅱ基本方針。

浦臼町教育理念並びに浦臼町教育大綱を掲げ、教育基本法の教育理念を踏まえ、一人一人がそれぞれの個性を生かし輝いて生き抜く力「笑顔で生き生き学ぶ」教育の推進をいたします。

Ⅲ重点施策。

1. 社会に立ち向かっていける力の育成。

学校運営について。地域とともにある学校づくりとして、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の導入を図り、地域住民や保護者などが学校の運営に積極的に参画することによって、自分たちの力で学校をよりよいものにしていこうとする意識の高まりを学校が的確に受けとめ、力を合わせて学校の運営に取り組み、たくましく生き抜く確かな力と心優しい人づくりの育成環境を整えます。

また、就学援助制度、高等学校通学等支援助成、給食費の無料化などの子育て支援を継続し、小中学生には英語・漢字・数学算数の検定料を助成し、学びの意欲の向上に向けた取り組みを進めてまいります。

中学校修学旅行でのふるさと教育では、両町の歴史、文化、習慣を知ることによって浦臼町を理解し、ふるさと意識をはぐくむことができ、新たな取り組みを図り続けてまいります。

教育課程について。教育の理念を踏まえ、生きる力を支える「知・徳・体」の調和を重視し、伝統文化を尊重、ふるさとのよさを大切にする心を持てるよう、これまでの「何を学ぶのか」に加え、言語活動を重視し「どのように学ぶのか」「何ができるようになるのか」さらには「なぜ学ぶのか」という学習意義の推進に努め、地域と学校との連携を深め、直接文化芸術に触れる機会を設け、子供たちの興味と感性を養う教育を進めてまいります。

学習指導について。平成29年度の全国学力・学習状況調査の結果、教科

別の差は出ましたが、小学校全体として全国平均を上回り、中学校でも全国同程度となり、これまでの取り組みの成果が見られますが、算数数学A Bにおいて、全国平均を下回っている状況です。

この結果を真摯に受けとめ、基礎知識・技能の定着に向け、小中連携し統一した授業のスタイルや学習規律、主体的・対話的で深い学びの指導方法の確立を目指します。

小学校においては、学びの基礎基本が重要であることから、町独自に教諭を配置し、きめ細やかな学習環境を整え、個に応じた学びの支援を続けてまいります。また、グローバル化の進展による厳しい挑戦の時代を生き抜く資質能力を備える人材育成に向けて、情報技術を生かした授業を推進するため、教育支援端末機器や先進事例視察研究を本年も継続し、質の高いICT教育の指導體制の充実を図ります。

特別支援教育は、共生社会の形成に向け、障がいのある子供、障がいのない子供がともに学ぶ、インクルーシブ教育理念を踏まえた適切な指導・支援に努めます。

連携教育について。本年度から幼稚園が閉園となり、新たな形での認定こども園がスタートします。

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎基本を培う上で大変重要でありますので、町部局との連携を密に、幼児教育の質の向上に向けた支援を進めてまいります。

また、小1プロブレム、中1ギャップの未然防止、幼小中間の乗り入れ授業の実践や教職員の情報共有を深めます。

地域では、家庭サポート企業との連携を図り、キャリア教育と社会的マナーを身につけることの促進に努めます。

外国語教育について。新学習指導要領により、小学校高学年は英語の教科化、中学年は外国語活動として標準授業時数がふえることから、授業時数の一部を前倒しし、外国語指導助手（ALT）を中学校に通年配置し、中学校英語教育の充実、小学校においては教科化を見据え、子供たちが英語で日常的なコミュニケーションをとることができる力を身につけられるよう、ALTの支援体制を整え、グローバル化による急速な情報化社会で生き抜く力の育成に努めます。

2. 健やかで、人の優しさ痛みのわかる心の育成。

道徳教育について。30年度から道徳が特別の教科となります。これからも予測困難な時代を美しい心と健やかな体でよりよく生き抜くために、道徳的諸価値についての理解をもとに自己を見詰め、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育て、心に響く教育の推進に努めます。

いじめ・不登校について。子供たち同士の望ましい人間関係を醸成し、楽しい学級生活を送るため、学級集団に関する情報を分析し、児童生徒の意欲や解決すべき課題を把握するアンケート「hyper-QU」を全学年で継

続的に実施し、教職員との連携を密にし、スクールカウンセラーの活用を図り、相談体制の充実、未然防止に向けた学校・学級経営の充実を進めてまいります。

有害情報から子供たちを守るために、学校・家庭・地域と連携し、有害情報に対する啓蒙を図り、携帯電話、インターネットトラブル根絶に向け、一定のルール化に向けた取り組みを進めてまいります。

健やかな体力の向上について。体力テストを取り入れ、個々の数値目標を設定し意欲的芽生えを促し、体育授業の工夫や部活動と地域活動との連携を深め、運動する機会の提供に努めます。

学校保健について。早寝早起き、朝ご飯を推奨し、食に関する正しい知識や望ましい食習慣の定着を図るため、栄養教諭による巡回指導や、地元食材の活用及び食育の推進に取り組みます。また、子供たちが安心して学校生活を送ることができるよう、浦臼町学校給食における食物アレルギー対応指針に基づき安全安心対策を講じてまいります。

むし歯予防のためには、小学校を初め認定こども園にもフッ化物洗口の有効性をPRし、普及に取り組んでまいります。

違法薬物乱用防止の啓蒙を図り、危険性について情報共有に努めます。

3. 安全・安心な学校。

学校運営について、地域とともにある学校づくりとして、学校と地域住民や保護者などが力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を平成30年度より本格的に導入し、いい学校はいい地域から育ち、いい学校はいい地域をつくることを目指し、取り組みを進めてまいります。

教職員には、新学習指導要領に即した研究会等への参加支援を図り、資質・能力向上と指導内容の改善の取り組みに努めます。

また、職員の服務規律の徹底と規範意識の向上に努めます。

体罰防止に向けては、体罰に関する認識を深め、体罰によらない指導や、感情を適切にコントロールするなどして、体罰を未然に防止する組織的な取り組みの徹底を図ります。

子供たちの安全確保について。火災や地震などの発生時に適切な行動がとれるよう、日々校内対策マニュアルの確認、避難訓練などの防災教育の推進や、事件・事故に対する危険予測、危機回避能力を身につけさせる防犯教育を進め、登下校の校外における対策として、通学路の安全確認や不審者対応など、関連機関との連携を密に安全確保に努めます。

学校での働き方改革について。学校が抱える課題が複雑化・多様化し、その役割も拡大し、教職員の長時間勤務という形となっていることから、会議のあり方や部活動の休業日、夏休みなどにおける学校閉庁日を設け、教職員の負担軽減を図り、健康増進のための休暇取得促進に向けた取り組みを進めてまいります。

小中学校においては、耐震改修、大規模改修、改築が終わっていることか

ら、施設維持管理に専念してまいります。

教育環境においては、近年の温暖化により教室内の温度調整が難しいことから、各教室に天井扇を設け、学びの環境改善を図ってまいります。

4. 地域社会における連携と見守り。

地域の教育力について、小学生の居場所、学びの場の提供に努め、情操や人間性を高めてまいります。

安全安心なふれあい、学びの居場所として、浦臼町子ども広場を通年開設し、内容充実を図り継続してまいります。

幼児教育について。乳幼児にはブックスタート事業を継続し、さらに読み聞かせボランティア活動への支援の充実に努めます。

幼児教育での子育て環境の変化に伴い、事業の見直しを図りながら進めてまいります。

読書の推進について。図書室の改修を図り、読書活動推進計画に基づき、だれもが気軽に利用できる環境整備を進めてまいります。

5. 笑顔で生き生き学べる社会の実現。

芸術、文化について。急激な人口減少と高齢化に伴い、毎年開催している町民文化祭や町民芸術鑑賞会の継続も難しくなっている現状ですが、文化協会とともに創意工夫し、文化芸術の発信源となるよう取り組んでまいります。

また、八木のぶおさん、ハナワユミさんからいただいた「ありがたきこと」を大切にし、文化活動やふるさと教育を通し、我が町の心の歌としてだれもが口ずさみ、なれ親しまれるよう取り組みを進めてまいります。

町民だれもが本格的な施設環境で行われているミュージカルなどを鑑賞できるよう、移動ツアーを継続してまいります。

さらには、学校と地域連携の中で、北海道巡回公演などを活用し、真の伝統芸術を知り、町民の感性を高め、心豊かで潤いの持てる薫り高い文化の町を目指します。

施設の老朽化に伴い、本来の機能を果たしていないものについては改廃を図り、施設の適正な管理に努めます。

特にB & G海洋センター体育施設の修繕や運動機器の見直しについては、幅広い世代での利用を見据え、健康増進、体力向上に向けた機器の設置について、喫緊の検討課題として取り組みを進めてまいります。

スポーツについて。少子化・人口減少社会に対応した活力ある生涯スポーツを目指し、だれもが参加できる楽しい軽スポーツと場所を提供し、いつも笑顔で汗を流せる環境を整えてまいります。

社会教育関係団体について。高齢化に伴い活動維持が難しくなっておりますが、自主的・自発的な活動の支援に努め、文化活動などの地域活動を推進してまいります。

文化財について。郷土史料館を中心とした保護・保存、並びに郷土の歴史を学び、自然・文化遺跡資源の発見と発信に努めます。

また、アイヌ遺跡や浦臼の入植地、開拓者への頌徳碑など劣化が進んできていることから、保全対策を継続してまいります。

歴史・文化として、町民の皆様には浦臼町を再認識していただくため、浦臼開拓に貢献していただいたゆかりの人々を広く紹介するなどの取り組みを継続してまいります。

町の歴史文化を知ることで、町の新たな活性資源となるよう、積極的な活動を続けてまいります。

以上、平成30年度に取り組む重点政策について申し上げます。

IVむすび。

町づくりは人づくりにあることを基本姿勢として、学校・家庭・地域・行政がそれぞれの役割を果たし、子供たちがたくましく生き抜く力を身につけ、地域社会で活躍できるよう支援し、すべての町民が笑顔で生き生き学び、楽しく暮らすことのできる教育環境が重要であります。

こうした使命を果たすべく、コミュニティ・スクールを柱とし、関係機関との連携を密にし、町の教育振興とすべての町民が楽しく暮らし、心豊かで薫り高い文化の町を築いてまいります。

町民の皆様並びに議員各位のご理解、ご協力を心からお願い申し上げ、平成30年度の教育行政執行方針といたします。

○議長

以上で、執行方針を終わります。

◎日程第18 議案第12号～日程第23 議案第17号(一括提案)

○議長

お諮りします。

次に提案されます日程第18、議案第12号から日程第23、議案第17号までの案件につきましては、関連がございますので一括提案としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長

異議なしと認めます。

したがって、日程第18、議案第12号 浦臼町企業立地促進条例について、日程第19、議案第13号 浦臼町町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例について、日程第20、議案第14号 平成30年度浦臼町一般会計予算、日程第21、議案第15号 平成30年度浦臼町国民健康保険特別会計予算、日程第22、議案第16号 平成30年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算、日程第23、議案第17号 平成30年度浦臼町下水道事業特別会計予算につきましては、一括議題とすることに決定いたしました。

これより、日程第18より順次提案内容の説明を求めます。

議案第12号 浦臼町企業立地促進条例について、提案及び説明を求めま

す。

石原課長。

○産業振興課長（石原正伸君）

議案第12号 浦臼町企業立地促進条例について。

浦臼町企業立地促進条例を次のとおり制定する。

平成30年3月6日提出。

浦臼町長 齊藤純雄。

提案理由につきましては、本町に企業立地を促進し、産業の発展と雇用の機会の拡大を図るため、必要な助成措置に関する事項を定める条例を制定するものでございます。

次のページをお開き願います。

浦臼町企業立地促進条例でございます。

第1条では、この条例の目的を規定してございます。

第2条では、用語の定義といたして、企業施設、事業者、新設、増設、移設、投資額、新規雇用者を規定してございます。

第3条では、助成措置を講じる指定事業者について定めており、第1号では新設で投資額が1,000万円以上、第2号では増設または移設で投資額が500万円以上、第3号ではその他町長が認める事業について指定できる事業を規定してございます。

第4条では、指定の申請について規定しており、規則で定めることとしてございます。

次のページをお開きください。

2項では、事業者に公租公課の滞納がある場合に、指定をしないことを規定してございます。

第5条では、助成措置の種類として、第1号で企業立地助成金、第2号で雇用促進助成金を規定してございます。

第6条では、企業立地助成金の額について、投資額に対して20%とし、その上限額を3,000万円と規定してございます。

第2項では、交付の分割について規定しており、規則で定めることとしてございます。

第7条では、雇用促進助成金の額について規定しており、新規雇用者の数に20万円を乗じた額としてございます。

2項では、交付対象となる新規雇用者の条件を規定しており、町に住所を有し1年以上継続して常時雇用される正規雇用者としてございます。

また、3項では、助成金の交付を1事業者1回限りと規定してございます。

第8条では、助成金の交付の決定等について規定しており、規則で定めることとしてございます。

第9条では、適用除外について規定しており、町から他の補助金等の交付を受け、または公共事業による移転補償を受けている事業者を除外することとしてございます。

第10条では、指定事業者の地位の承継について規定してございます。

第11条では、指定及び助成措置の取り消しについて規定しており、1号から4号まで定めてございます。

次のページをお開き願います。

2項では、助成金の取り消しをした事業者に対し、交付した補助金の返還について規定してございます。

第12条では、第5条の助成措置のほか、公共関連施設の整備など必要と認める事項について便宜を図り協力をすることができることを規定してございます。

第13条では、事業者に対し報告を求め、または現地調査をできることを規定してございます。

第14条では、委任について規定してございます。

最後に附則としまして、本条例の施行期日として平成30年4月1日から施行することを規定してございます。

以上が、議案第12号 浦臼町企業立地促進条例の制定についての内容でございます。

ご審議いただき議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議 長

議案第13号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例について、提案及び説明を求めます。

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

議案第13号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例について。

浦臼町長等の給与に関する特例措置条例(平成12年浦臼町条例第27号)の一部を次のように改正する。

平成30年3月6日提出。

浦臼町長 斉藤純雄。

提案理由につきましては、行財政改革の一環として、平成12年度を初年度として開始しました町長、副町長及び教育長の給料月額の抑制措置を継続するため、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、別冊参考資料の12ページをお開き願います。

第2条に定める町長、副町長及び教育長の給料月額の抑制期間をそれぞれ平成30年4月から平成31年3月までに改めるものでございます。

給料月額につきましては、現行と同額となっております。

また、附則第2項に定める条例の有効期限を、平成31年3月31日としております。

本条例につきましては、平成30年4月1日から、附則第2項の改正につきましては、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上が、議案第13号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例についての内容でございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

町長より平成30年度一般会計予算大綱についての説明のため発言を求められておりますので、これを許します。

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

平成30年第1回浦臼町議会定例会の開会に当たり、平成30年度一般会計予算案の大綱についてご説明を申し上げます。

総務省自治財政局による我が国の現下の経済分析では、『4年半のアベノミクスの取り組みのもと、GDPは名目・実績とも増加しており、企業収益は過去最高の水準となり、国民生活に密接な関係を持つ雇用も大きく改善し、有効求人倍率は史上初めて4.7すべての都道府県で1倍を上回り、失業率は2.8%と22年ぶりの低水準となっている。賃金についても、多くの企業で4年連続のベースアップを実施するなど過去3年の賃上げの流れが続いている。雇用・所得環境は大きく改善しており、全国で経済の好循環が着実に回り始めている。先行きについても、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響等を注視する必要はあるものの、緩やかな回復が続くことが期待される』としています。

また、『昨年来、少子高齢化という構造的な問題を克服するため、一億総活躍社会の実現に向けた取り組みを進めており、「戦後最大の名目GDP600兆円」、「希望出生率1.8」、「介護離職ゼロ」という「新・三本の矢」を引き続き一体的に推進することにより、経済の好循環を一時的なものに終わらせることなく、国民に広く享受される成長と分配の好循環を創り上げていく』としています。

こうした状況を踏まえ、平成30年度の予算編成につきましては、本町が直面している人口減少問題等の諸問題に取り組み、地方創生等の地域振興策を加速させ、地域が持つ魅力を最大限発揮できるよう、町づくり基盤の維持形成に資するものとしています。予算全体としては、浦臼ライスターミナル自動倉庫設備更新事業及び雪寒機械購入事業など大型の投資的経費を計上していますが、各種目的基金の繰り入れや地方債の発行による財源確保を行った予算編成となっております。

さて、予算内容の主なものを費目別に申し上げます。

歳入では、町税が前年度比3.4%減の2億54万円となっております。

各種交付金については、増額となっているものもありますが、総額としては減となっております。

本町で最も大きな割合を占める地方交付税については、地方財政対策上では総額2.0%の減額となっておりますが14億2,000万円を計上して

おります。

分担金及び負担金につきましては、農業廃棄物等処理負担金、基幹水利施設受益者負担金が主なものであり、前年度比3.0%減の2,734万2,000円の計上となっております。

使用料及び手数料につきましては、公営住宅や鶴沼公園施設使用料が主なものでありますが、みどり幼稚園の閉園に伴う幼稚園使用料が皆減になっており、前年度比2.9%減の6,819万7,000円を計上しております。

国庫支出金ですが、前年度比47.7%増の1億8,477万8,000円を計上しており、雪寒機械購入に係る社会資本整備事業及び認定こども園開園に伴う施設型給付費に対する国庫支出金の増加が主な要因となっております。

道支出金は2億2,575万9,000円で、前年度比1.4%の減となっておりますが、これはレーザーレベラー購入事業に係る補助金の皆減が主な要因であります。

財産収入は509万6,000円で、前年度比58.5%と大幅な減となっておりますが、レーザーレベラーの貸し付けによる皆減となっております。

寄付金は1億5,000万1,000円で、前年度比50.0%の増額となっておりますが、ふるさと応援寄付金による増となっております。

町債は、前年度比33.1%と減額計上しております。前年度認定こども園建設事業の本体工事が完了したことによる減額が主な要因であります。また、財源補てん分の臨時財政対策債を7,000万円計上しており、町債合計で5億160万円となっております。

繰入金につきましては、前年度比17.9%増の4億5,367万1,000円を計上しております。内容といたしまして、ふるさと応援基金からはふるさと納税返礼品等に8,698万円、街路灯維持基金105万5,000円、繰り上げ償還の財源補てんのため減債基金1億3,300万円に加え、一般財源の不足分として財政調整基金2億3,263万6,000円をそれぞれ繰り入れることといたしております。

続きまして、歳出について申し上げます。

前年度から100万円増となる総額33億7,500万円の予算編成を行ったところであります。

性質別経費で主な事業及び増減要因を申し上げますと、人件費で、前年度比1.0%減の4億8,663万2,000円となっております。

物件費は、総合行政システムの更新やふるさと納税に係る経費の増により17.9%増の4億8,933万2,000円となっております。維持補修費は、前年度比21.1%減の4,584万7,000円、扶助費は、前年度比9.4%減の1億805万3,000円となっております。

補助費については、企業立地促進助成事業やふるさと納税返礼品等の増により前年度比7.7%増の7億5,856万5,000円となっております。

また、公債費は、前年度比0.5%増の4億4,333万2,000円を

計上しております。公債費につきましては、約定償還額は年々減少してきており、平成28年度決算における実質公債費比率は6.5%となっております。実質公債費比率の健全化のため、平成22年度から平成29年度まで実施してきました縁故債等の任意繰り上げ償還につきましては、平成30年度も継続し1億3,300万円の費用を計上しております。

投資的経費においては、本年度は、浦臼ライスターミナル自動倉庫設備更新事業、雪寒機械購入事業等を実施しますが、昨年度大型事業が集中していたため、前年度比15.4%減の7億6,457万2,000円となっております。

繰出金は、三つの各特別会計においては、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計は減額となりましたが、下水道事業特別会計は増額となりました。各特別会計における増減の主な要因については、それぞれの予算大綱においてご説明したいと存じます。

また、性質別予算における構成比については、建設事業費が22.7%となり、浦臼ライスターミナル自動倉庫設備更新事業や雪寒機械購入事業が多くを占めております。また、補助費が22.5%となり、認定こども園に係る施設型給付費、中山間地域直接支払事業や多面的機能支払交付金事業に係る費用が多くを占めている状況であります。

以上、平成30年度一般会計予算規模は33億7,500万円で、前年度より100万円増額計上となっております。詳細につきましては、配付いたしております別冊の歳入歳出予算書案及び予算案説明資料をご高覧賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議 長

次に、副町長から平成30年度特別会計予算大綱についての説明のため発言を求められておりますので、これを許します。

川畑副町長。

○副町長（川畑智昭君）

それでは、まず、平成30年度浦臼町国民健康保険特別会計予算案の概要についてご説明申し上げます。

初めに、国民健康保険制度につきましては、平成30年4月より都道府県が市町村とともに制度の運営主体となり、幾つかの制度改正もなされますが、本町としては引き続き空知中部広域連合の一員として制度を運用していくこととなり、平成30年度の予算編成では、これらの影響を考慮しながら、以下のとおり予算を計上したところでございます。

さて、本町の国民健康保険特別会計は、依然として続く厳しい雇用環境や国民健康保険制度の構造的な問題である低所得者層の増加に伴う税負担の増など厳しい状況にありますが、国保加入者の負担軽減のため、基金による賦課金への補てんや医療費の増加を抑制するための保健事業の実施などを盛り込みました。

また、予算案では、例年同様空知中部広域連合から求められる分賦金が歳出の中心となっております。

平成29年度当初予算においては、被保険者の減少に伴う医療費の減額等により、前年度比1.5%の減となっておりますが、本年度は国民健康保険制度の都道府県単位化の影響も考慮した結果、予算総額1億4,210万円で、前年度対比27.6%減となっております。

歳入につきましては、空知中部広域連合からの分賦金として求められる国民健康保険税、保険医療事業・特定健診事業等に充当するための基金繰入金、また基盤安定負担金や財政安定化支援負担金など一般会計繰入金が主なものとなっております。

歳出につきましては、空知中部広域連合への分賦金を中心に、国民健康保険事業に必要な経費を計上しました。

以下、主な歳入につきましては、国民健康保険税として8,944万8,000円の計上となり、前年度比24.8%の減額となっております。

歳出につきましては、総務費が1,243万3,000円、前年度比62.7%の減額となっております。これは都道府県単位化の広域化に必要なシステムの導入に係る委託料の減によるものでございます。

空知中部広域連合への分賦金として1億1,966万円、前年度比21.8%減額となっております。これは都道府県単位化に伴う影響によるものでございます。

保健医療費は956万7,000円を計上いたしました。内容としましては、国保被保険者40歳以上75歳未満を対象とした特定健診・特定指導事業費が主なものとなっております。

繰入金は、国民健康保険税の急激な上昇を抑制するために、基金からの補てんとして基金繰入金676万7,000円を計上、また、一般会計からの繰入金は4,433万5,000円となっております。

以上が、平成30年度浦臼町国民健康保険特別会計予算案の大綱であります。数値の詳細につきましては、予算書案をご高覧いただきますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、平成30年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算案の概要についてご説明申し上げます。

高齢者の医療保険事業の円滑な推進を図るため、例年同様に医療給付に要する費用、事業に要する事務経費等必要な予算の計上をいたしました。

本年度につきましては、被保険者数の減により保険料賦課額に減少が見込まれること、また、人件費の減額があったため、総額として前年度を少し下回った予算となっております。

予算総額は4,190万円で、前年度比4.6%減額となっております。

歳入につきましては、保険料が1,866万2,000円で、前年度比7.1%減額、一般会計繰入金が、保険基盤安定負担金1,157万2,000円及び事務費繰入金1,153万8,000円で、前年度比2.5%減額と

なっております。

一方歳出につきましては、主なものとして後期高齢者医療広域連合納付金が3,269万1,000円で、前年度比1.7%減額、一般管理費は人件費を含め903万3,000円で、前年度比13.9%の減額でございます。

以上が、後期高齢者医療特別会計予算案の大綱でございます。数値の詳細につきましては、予算書案をご高覧いただきますようお願い申し上げます。

最後になります。平成30年度浦臼町下水道事業特別会計予算案についてご説明申し上げます。

下水道は、生活環境の改善を図り、水環境の中で重要な役割を担っており、公共用水域の水質を保全する上で、欠くことのできない根幹的施設でございます。

本町の下水道事業は、流域関連特定環境保全公共下水道事業として、汚水管渠延長1万8,674メートル、整備面積100.9ヘクタールの整備を完了しており、水洗化率は約83%まで推移しております。

本年度におきましては、下水道施設の適切な維持管理に努め、経営安定化に向けて、財源確保のため水洗化率及び収納率の向上を目指し、本年度予算案の総額は、歳入、歳出それぞれ7,550万円を予算計上いたしているところです。

以下、歳出について申し上げますと、総務管理費55万3,000円、下水道建設費169万5,000円、下水道維持管理費1,405万8,000円、公債費5,914万4,000円、予備費5万円でございます。

一方、歳出に見合う歳入といたしましては、下水道使用料1,978万円、繰入金等5,422万円、町債150万円でございます。

以上が、浦臼町下水道事業特別会計予算案の大綱であります。数値の詳細につきましては、予算書案をご高覧賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長

次に、議案第14号 平成30年度浦臼町一般会計予算の提案及び概要説明を求めます。

川畑副町長。

○副町長（川畑智昭君）

それでは、まずお手元に配付しております、平成30年度浦臼町各会計歳入歳出予算書の1ページをお開き願います。

議案第14号 平成30年度浦臼町一般会計予算。

平成30年度浦臼町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33億7,500万円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳

出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は5億円と定める。

平成30年3月6日提出。

北海道浦臼町長 齊藤純雄。

最初に、第1条第2項に定めております歳入歳出予算につきましては、ここからはあわせて配付しております各会計予算の説明資料により説明させていただきます。資料をご用意ください。

それでは、平成30年度各会計予算案の説明資料の1ページをお開き願います。ここには、平成30年度浦臼町各会計予算一覧表を掲載しております。一般会計と特別会計、4会計のものをあわせて30年度、29年度を比較して掲載しております。

4会計合わせますと、30年度では36億3,450万円ということで、前年度比5,400万円の減額でございます。率にいたしまして1.5%の減でございます。

各会計ごとでは、一般会計におきましてはほぼ増減はなく、国保会計は27.6%の減、後期高齢者医療が4.6%の減、下水道会計が1.8%の増となっています。

それでは、2ページをお開き願います。

平成30年度一般会計歳入歳出予算の、ここでは目的別ということで説明を申し上げます。

さて、まず上段の方の括弧書きは、平成29年度の当初予算を計上いたしております。下段の部分については、今回予算提案をしているところでございます。

それでは、歳出の方からご説明申し上げます。

1款の議会費です。3,678万2,000円の計上でございます。対前年度比で0.6%の増でございます。金額で20万6,000円の増となっています。

2款の総務費につきましては10億3,547万6,000円、対前年度比23.8%の増でございます。金額にいたしまして1億9,938万3,000円の増となっています。主な増額要因は、ふるさと納税にかかわる返礼品及び基金積立金の増8,540万円、基金所有地の買い戻し2,684万4,000円、総合行政システム更新3,943万1,000円、その他ジビエ関連の委託料、補助金が主な要因となっております。

3款の民生費につきましては4億5,201万7,000円でございます。

対前年度比40.8%、金額で3億1,138万3,000円の減となっております。減額要因につきましては、認定こども園建設関連で3億4,304万8,000円、国保会計繰出金1,189万7,000円であり、一方、増額要因としては、認定こども園運営関連で5,264万2,000円が主なものとなっております。

4款の衛生費につきましては1億6,755万円、対前年度比0.1%の増でございます。金額にいたしまして14万4,000円の増額となっております。

5款の農林水産業費につきましては、5億1,274万1,000円の計上でございます。対前年度比9.1%の減、金額で5,108万1,000円の減額でございます。減額の要因といたしましては、国営造成施設整備事業負担金2億6,555万8,000円の一括償還の完了が大半を占め、増額ではライスターミナル設備更新2億2,701万6,000円、農村センター大規模改修工事1,599万5,000円、若手農業者チャレンジ応援補助金500万円が主な要因となっております。

6款の商工費につきましては7,129万7,000円の計上でございます。対前年比8.7%、金額にいたしまして682万3,000円の減額でございます。減額の要因といたしましては、ジビエ及びグランドデザイン関連予算の総務費への組み替え、一方、増額として企業立地促進事業助成金の新設が要因となっております。

続きまして、7款土木費で3億6,037万8,000円の計上でございます。対前年度比65.1%の増でございます。金額では1億4,208万円の増となっております。これにつきましては、雪寒建設機械2台、8,928万5,000円、聖園川改修工事1,200万円、スパーク21改修工事2,159万円の増などが主な要因となっております。

次に、8款消防費でございます。1億9,910万円の計上、率にして17.4%、金額で2,943万7,000円の増となっております。防災備蓄倉庫の完了により減額となりましたが、消防ポンプ車2台の購入を含む広域消防組合負担金及びJ-アラート受信機更新507万9,000円等の増額が要因となっております。

9款の教育費につきましては9,082万7,000円、率にいたしまして3.5%の減でございます。金額では329万1,000円の減額。幼稚園費の皆減が主な要因となっております。

10款の災害復旧費につきましては50万円を計上しております。前年同額となります。

11款の公債費につきましては4億4,333万2,000円、対前年度比0.5%の増でございます。金額では232万8,000円の増額でございます。内訳といたしまして、通常の長期債償還元金2億8,149万1,000円で、昨年度比2,633万9,000円の減、繰り上げ償還元金が1億3,300万円で、昨年度比3,370万円の増となっております。

12款の予備費につきましては500万円の計上でございます。前年同額となります。

以上、歳出全款、合計で33億7,500万円となっております。

次に、3ページをお開き願います。

このページは、平成30年度一般会計の歳出予算の性質別一覧表となっております。ここでは、増減幅の大きな部分のみご説明を申し上げます。

まず、表の2段目、物件費につきましては4億8,933万2,000円の計上です。対前年度比17.9%増、439万5,000円の増となっております。総合行政システムの更新3,943万1,000円が主な増額要因となっております。

次に、3段目維持補修費になりますが4,584万7,000円の計上、対前年度比1,223万1,000円、21.1%の減額となっております。

表の6段目、建設事業費につきましては7億6,457万2,000円の計上でございます。対前年度比15.4%の減、1億3,950万1,000円の減額となります。これにつきましては、新年度においてもライスターミナル自動倉庫設備、雪寒建設機械購入等を予定しておりますが、前年度の認定こども園園舎及び国営造成施設整備事業負担金償還金など、大型建設事業が完了したことにより減額となったものでございます。

最後に、表の10段目、積立金につきましては1億5,149万8,000円の計上です。対前年度比49.0%増、4,984万2,000円の増となっております。これにつきましては、ふるさと納税による寄付金見込額を実態に合わせ増額したことに伴う増となっております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。2ページにお戻りください。

まず、1款町税でございますが2億54万円、対前年度比で3.4%の減、金額で701万7,000円の減額となっております。内訳といたしまして、個人住民税で121万2,000円の減、法人住民税で410万9,000円の減、固定資産税で40万3,000円の減、軽自動車税で8万9,000円の減となっております。安全率を見込んだ範囲での減少幅となっております。

2款の地方譲与税につきましては4,100万円の計上でございます。前年同額の計上です。

3款の利子割交付金につきましては10万円の計上です。

4款の配当割交付金40万円の計上でございます。

5款株式等譲渡所得割交付金20万円の計上でございます。

6款の地方消費税交付金につきましては3,020万円の計上、対前年比5.9%の減、190万円の減額で計上をしております。

7款自動車取得税交付金につきましては450万円の計上、対前年度比28.6%の増、100万円の増額でございます。

8款地方特例交付金につきましては5万円の計上でございます。

9 款地方交付税につきましては14億2,000万円、対前年度比6.8%の増、9,000万円の増額でございます。普通交付税といたしまして13億円、特別交付税といたしまして1億2,000万円を計上したところでございます。

10 款の交通安全対策特別交付金につきましては、前年同額1,000円の科目設定でございます。

11 款の分担金及び負担金につきましては2,734万2,000円の計上でございます。対前年度比3%の減、84万6,000円の減額となっております。

12 款の使用料及び手数料につきましては6,819万7,000円の計上でございます。対前年度比2.9%、203万7,000円の減となっており、主な要因は幼稚園保育料の皆減となります。

13 款の国庫支出金につきましては1億8,477万8,000円の計上でございます。47.7%の増、金額で5,971万4,000円の増額でございます。認定こども園の施設型給付費が新規で追加となったこと、住宅及び道路橋梁に対する社会資本総合整備交付金が事業量の増により増額になったことが主な要因となっております。

14 款の道支出金につきましては2億2,575万9,000円の計上です。前年度比1.4%の減、金額で315万5,000円の減でございます。

15 款の財産収入につきましては509万6,000円の計上でございます。対前年度比58.5%の減額となりますが、レーザーレベラーの貸付料収入の減によるものでございます。

16 款の寄付金につきましては1億5,000万1,000円の計上、ふるさと納税による寄付金を実績に合わせて見込んだことによるものでございます。

17 款の繰越金につきましては1,000円の計上でございます。

18 款の諸収入につきましては6,156万4,000円の計上でございます。2.9%の増、金額で171万3,000円の増額でございます。

19 款の町債につきましては5億160万円の計上でございます。対前年度比33.1%の減、金額で2億4,790万円の減額計上でございます。これにつきましては、前年度の大型建設事業の完了によるものでございます。

最後に、20 款繰入金につきましては4億5,367万1,000円の計上でございます。対前年度比17.9%の増、金額にいたしまして6,885万3,000円の増額計上でございます。内訳といたしまして、繰り上げ償還の原資として減債基金から1億3,300万円、子育て支援策やふるさと納税への返礼品にふるさと応援基金から8,698万円、財政調整基金から2億3,263万6,000円を取り崩し計上しているところでございます。

以上が、歳入33億7,500万円に対する説明でございます。

続きまして、第2条の地方債についてご説明を申し上げます。予算書にお

戻りいただき、9ページをお開きください。

まず、起債の目的でございます。臨時財政対策債につきましては、限度額7,000万円、起債の方法については証書借入、利率につきましては6.5%以内、ただし利率見直し方式で借り入れる資金については、利率見直しを行った後において、当該利率見直し後の利率とするものでございます。償還の方法につきましては、政府資金につきましては、その融資条件によるものでございますし、銀行その他の場合におきましては債権者と協定するものによるものでございます。ただし、財政の都合により使用期間及び償還期限を短縮し、または繰り上げ償還もしくは低利に借り換えすることができるものでございます。

臨時財政対策債につきましては、税収入の歳入財源を補う措置といたしまして、道から示された発行可能額の範囲で設定するものでございます。

以下、起債の方法、利率、償還の方法については同様でございますので省略させていただきます。

認定こども園建設事業につきましては、建設費2,800万円を限度額として充当を予定するものです。

3点目の浦臼ライスターミナル自動倉庫設備更新事業につきましては2億2,700万円を限度額として充当を予定しております。

橋梁長寿命化事業につきましては、若木橋、鶴沼橋、東牧橋の改修工事に対し1,120万円を限度額として充当を予定しております。

次に、雪寒機械購入事業につきましては、除雪車両2台の購入のため6,120万円を限度額として借り入れを予定しております。

消防水利施設新設事業につきましては、鶴沼地区での消火栓3基設置のため320万円を限度額として充当を予定しております。

7点目、J-アラート受信機更新事業につきましては、平成22年度に設置した機器類の更新のため250万円を限度額として借り入れ予定です。

8点目、水槽付ポンプ自動車につきましては、浦臼消防団本部に配備、9点目の消防ポンプ自動車につきましては、晩生内コミュニティ消防センターに配備を予定してございます。それぞれ4,810万円、2,730万円を限度額として充当を予定してございます。

最後になりますが、クリーンプラザくるくる大規模改修工事負担事業につきましては、建設後15年が経過し老朽化が進行していることから、2カ年の計画で延命化措置を実施するものです。2,310万円を限度額として借り入れを予定してございます。

ただいまご説明いたしました10件の限度額合計で5億160万円となっております。

以上が、平成30年度一般会計予算案の概要でございます。

ご審議いただきまして議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議 長

ここで暫時休憩といたします。

会議の再開を 2 時 4 5 分といたします。

休憩 午後 2 時 3 0 分

再開 午後 2 時 4 5 分

○議 長

会議を再開いたします。

次に、議案第 1 5 号 平成 3 0 年度浦臼町国民健康保険特別会計予算の提案及び概要説明を求めます。

大平課長。

○くらし応援課長（大平雅仁君）

予算書 1 3 3 ページをお開きください。

議案第 1 5 号 平成 3 0 年度浦臼町国民健康保険特別会計予算。

平成 3 0 年度浦臼町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 4, 2 1 0 万円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れ最高額は 4, 0 0 0 万円と定める。

平成 3 0 年 3 月 6 日提出。

浦臼町長 齊藤純雄。

次に、国民健康保険特別会計予算の概要についてご説明いたします。

歳入歳出予算事項別明細書にてご説明いたしますので、次のページ、1 3 4 ページをお開きください。

歳入です。1 款国民健康保険税 8, 9 4 4 万 8, 0 0 0 円の計上です。都道府県単位化等による影響を受け、前年度対比 2, 9 4 2 万 9, 0 0 0 円、2 4. 8 % の減となっております。

2 款財産収入 3 万 7, 0 0 0 円の計上です。内容は、財政調整基金の預金利子であります。

3 款繰越金 1, 0 0 0 円の計上です。これは科目設定として計上しております。

4 款諸収入 1 5 1 万 2, 0 0 0 円の計上です。前年度対比 9 8 6 万 6, 0 0 0 円の減額となっておりますが、標準事務処理システム導入経費に係る空知中部広域連合からの特別調整負担金の減によるものです。

5 款繰入金 5, 1 1 0 万 2, 0 0 0 円の計上です。前年度対比 1, 5 0 0 万円の減額です。主な内容としては、人件費に係る一般会計からの繰入金減

によるものでございます。

次に、歳出についてご説明いたしますので135ページをごらんください。

1款総務費1,243万3,000円の計上です。前年度対比2,092万4,000円、62.7%の減となっておりますが、人件費や標準事務処理システム導入経費が減額となったことによるものでございます。

2款空知中部広域連合納付金1億1,966万円の計上です。都道府県単位化等による影響を受け、前年度対比3,341万5,000円、21.8%の減額となっております。

3款諸支出金34万円の計上です。これは保険税還付金として計上しております。

4款保健医療費956万7,000円の計上です。これは特定健診事業に係る経費です。

5款予備費10万円の計上です。

以上が、議案第15号 平成30年度国民健康保険特別会計歳入歳出それぞれ1億4,210万円の予算概要の説明でございます。

ご審議いただき議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議 長

次に、議案第16号 平成30年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算の提案及び概要説明を求めます。

大平課長。

○くらし応援課長（大平雅仁君）

予算書162ページをお開きください。

議案第16号 平成30年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算。

平成30年度浦臼町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,190万円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成30年3月6日提出。

浦臼町長 斉藤純雄。

次に、後期高齢者医療特別会計予算の概要についてご説明いたします。

歳入歳出予算事項別明細書にてご説明いたしますので、次ページ、163ページをお開きください。

歳入です。1款後期高齢者医療保険料1,866万2,000円の計上です。人件費や被保険者数の減により、前年度対比で143万2,000円の減となっております。

2款使用料及び手数料1,000円の計上です。これは科目設定として計上しております。

3 款繰入金 2, 3 1 1 万円の計上です。これは事務費や保険基盤安定に係る繰入金です。

4 款諸収入 1 2 万 6, 0 0 0 円の計上です。これは保険料還付金として計上しております。

5 款繰越金 1, 0 0 0 円の計上です。これは科目設定として計上しております。

次に、歳出についてご説明いたしますので 1 6 4 ページをごらんください。

1 款総務費 9 0 3 万 3, 0 0 0 円の計上です。前年度対比 1 4 6 万 2, 0 0 0 円、1 3. 9 % の減となっておりますが、主に人件費が減額となったことによるものでございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金 3, 2 6 9 万 1, 0 0 0 円の計上です。

3 款諸支出金 1 2 万 6, 0 0 0 円の計上です。これは保険料還付金として計上しております。

4 款予備費 5 万円の計上です。

以上が、議案第 1 6 号 平成 3 0 年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出それぞれ 4, 1 9 0 万円の予算概要の説明でございます。

ご審議いただき議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議 長

次に、議案第 1 7 号 平成 3 0 年度浦臼町下水道事業特別会計予算の提案及び概要説明を求めます。

馬狩課長。

○建設課長（馬狩範一君）

予算書の 1 8 9 ページをお開きください。

議案第 1 7 号 平成 3 0 年度浦臼町下水道事業特別会計予算。

平成 3 0 年度浦臼町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7, 5 5 0 万円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第 2 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

（一時借入金）

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れ最高額は 6, 0 0 0 万円とする。

平成 3 0 年 3 月 6 日提出。

北海道浦臼町長 斉藤純雄。

内容についてご説明申し上げます。

地方債についてご説明しますので、194ページをお開きください。

第2表地方債。起債の目的、石狩川流域下水道事業における石狩川流域下水道建設負担金に対する起債でございます。限度額は150万円、起債の方法、証書借入、利率6.5%以内、ただし、利率見直し方式で借りれる資金について、利率見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率、償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰り上げ償還もしくは低利に借り換えすることができる。

続きまして、歳入歳出予算についてご説明します。

191ページをお開きください。

歳出よりご説明いたします。

1款下水道費1,630万6,000円の計上で、前年度比133万4,000円の増額でございます。

2款公債費5,914万4,000円の計上で、前年度比3万4,000円の減額でございます。

3款予備費5万円の計上で、前年と同額でございます。

190ページをごらんください。

続いて、歳入でございます。

1款分担金及び負担金1,000円の計上で、前年と同額でございます。

2款使用料及び手数料1,978万円の計上で、前年度比31万9,000円の増額でございます。

3款繰入金5,421万7,000円の計上で、前年度比78万1,000円の増額でございます。

4款繰入金及び5款諸収入ともに1,000円の計上で、前年と同額でございます。

6款町債150万円の計上で、前年度比20万円の増額でございます。

以上で、歳入を終わります。

歳入歳出同額の7,550万円の計上でございます。

以上、議案第17号 平成30年度浦臼町下水道事業特別会計予算の内容でございます。

ご審議いただきまして議決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長

以上をもって、一括議題の提案及び説明を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております日程第18、議案第12号から日程第23、議案第17号までの6件は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、日程第18、議案第12号から日程第23、議案第17号までの6件は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩中に、ただいま設置されました予算審査特別委員会を開催して、委員長並びに副委員長の互選を行ってください。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時04分

○議 長

会議を再開いたします。

諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいりましたので報告します。

委員長に中川清美議員、副委員長に東藤晃義議員。

以上のとおり、互選された旨の報告がありました。

◎散会の宣告

○議 長

これをもって、本日の日程は全部終了しました。

したがって、本日はこれにて散会します。

なお、13日は10時から予算審査特別委員会を開催します。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時05分

浦臼町議会第1回定例会 第2号

平成30年3月20日（火曜日）

○議事日程

- 1 一般質問
- 2 議案第12号 浦臼町企業立地促進条例について
- 3 議案第13号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第14号 平成30年度浦臼町一般会計予算
- 5 議案第15号 平成30年度浦臼町国民健康保険特別会計予算
- 6 議案第16号 平成30年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算
- 7 議案第17号 平成30年度浦臼町下水道事業特別会計予算
- 8 所管事務調査について（総務・農林建設常任委員会、議会運営委員会）
- 9 議員の派遣について

○出席議員（9名）

議長	9番	阿部敏也君	副議長	8番	小松正年君
	1番	野崎敬恭君		2番	中川清美君
	3番	柴田典男君		4番	東藤晃義君
	5番	折坂美鈴君		6番	静川広巳君
	7番	牧島良和君			

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	斉藤純雄君
副町長	川畑智昭君
教育長	浅岡哲男君
総務課長	河本浩昭君
総務課主幹	明日見将幸君
くらし応援課長	大平雅仁君
くらし応援課主幹	中田帯刀君
長寿福祉課長	齊藤淑恵君
産業振興課長	石原正伸君
産業振興課主幹	横井正樹君
建設課長	馬狩範一君

教育委員会 事務局次長	武田郁子君
農業委員会 事務局次長	大平英祐君
農業委員会 会長	日下文雄君

○出席事務局職員

局長	加賀谷隆彦君
書記	西川茉莉君

◎開議の宣告

○議長

おはようございます。

本日の出席人員は9名、全員でございます。定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表の2日目に基づき、順を追って進めてまいりますのでよろしくお願いをいたします。

◎日程第1 一般質問

○議長

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

発言順位1番、牧島良和議員。

○7番（牧島良和君）

30年第1回定例会に当たり、一般質問を2点させていただきます。

1点目は、札沼線の存続を求めるといたしまして、維持、修繕の費用、それから営業損失、そして赤字体質は何なのかという点で、大きくお聞きをしたいと思っております。

申し上げるまでもなく、こうした議論がこの間ずっとされております。

私も回を重ねて、JR、非常に大きな法人の中身を議論するということがありますけれども、直接的には町長も言われるように、住民の足をどう確保するのかと、そういう1点からの質問でもあります。

今までの項目ごとで言いましても、自治体、それから国の責任とか、それから役割とかいろんな角度からの質問をさせていただきましたけれども、大きく3点に分けて起こしたいと思っております。

平成28年11月18日のJR北海道発行の「当社単独では維持することが困難な線区について」の8ページでは、営業係数が示されております。

資料ではカラー図ではありますが、添付部分は白黒となっておりますが、緑色とする施設の維持や修理にかかわる費用として1,315円は全体の59%と大きなこととして記されています。

一方、営業区間を短縮した場合のコスト試算、この試算では年間において土木構造物維持費用として3,000万円、車両更新費用として4,000万円、合わせて7,000万円が計上されており、これは全体4億3,700万円の16%であります。

ここでお聞きしている部分は、この差というのは後段言われた構造物も後から加えて、なおかつ前段の59%より16%と低いではないかと、この低さは間違いではないのかという点での質問であります。

全体として、私はそのJR全体の経営を大きく分析する立場にもありませんけれども、示された数字を見ると、これってちょっと変だよなと思っ

たものですから、この質問を起こしておるところであります。

また、年間営業損失として3億6,700万円は、1日100万円になるわけですね。365日で単純に割り返して。

今回示された数字から機械的な計算を私なりに素人考えの時点から起こしたものでありますけれども、全体の本数と、それから距離とを計算しつつ、燃料代がどのくらいになるのか、JRが言っている3億6,700万円は本当に1日100万円にもなるのだろうか、という視点からの組み立てであります。

新十津川町へは1日1往復ありまして、47.6キロメートル、往復ですから2回と、95.2キロメートル、浦臼町では5往復ありますから338キロメートルあります。月形町には1往復、加えて1往復ですから11.4キロメートルが1往復分で28キロメートルと。

トータルの1日走行距離を合わせて462キロメートルあるのだと。ディーゼル機関車で1リットル1キロメートル走るとして、1リッター100円の燃料代としても4万6,200円ではないかと。

運転手、1人でずっと乗っているわけではないから、4人、諸経費含めて1日3万円、計算すると12万円だよと、これを合わせると16万6,200円にしかないではないかと。

そうすると、一月100万円という数字は、これはちょっと説明に足る資料ではないのではないのということを出したわけなのです。私なりに。

これをどう理解するかということでもありますので、100万円と16万6,200円、これはちょっと違うのではないだろうか、理事者の皆さん、どう説明を受けているのですかということでもあります。

それから、3点目に、年間数百億円の赤字と言われております。

しかし、これもその分析は一体どうなっているのか、北海道新幹線は今でさえ年間60億円の赤字と報道されています。

やはり、この地方を切り捨てて、そして赤字があると、だから切るということでは、これはおかしいのではないのと、私はJR新幹線が札幌市まで延伸することの技術的な高みというのは当然求めるのだろうけれども、それが一方では全体の経営を赤字にさせていく要因に今後ともなるのだよと。

しかも、この後、先般の報道を見ていると、新幹線のトンネルも含めて、その損失たるや膨大なものになっていくよということを言われているわけで、こここのところにやっぱり考え方の違い、これがやはりあるのではないかと私は思っているところです。

以上、3点についてお尋ねをいたします。

次に、ジビエd e そらちについてであります。

平成29年度における事業実施のまとめ、これは29年度トータルとして報告文書は特段何もありません。

それがされない中で、2月16日までに各自治体へ振興局、そして、実施に迫る国、道の性急性に対して怒りを持つものであります。

まず、2月8日の協議会での質問点とする部分ではありますが、各種調整とすると、国、道のバックアップありとはどういう部署のだれがそのようにおっしゃっているのか。

それから、排水はどこへ。これは私が質問を起こしたのは締め切りとする1日前でありまして、その後、町は大きくその処分場、それから施設の形態、それから場所を変更しました。

それを13日の時点で私たちは知ることになりますから、当初は森林組合の跡地、そして旧コンクリート製造をしていた町有地にその施設をつくるということでありましたから、私の質問はこういうことになっているということをお尋ねをしたいと思います。

排水はどこへということで、あの時点から施設そのものが変わりました。改めて置きかえるならば、どうお答えになるかは別にして、やっぱり排水問題がありますから、今現状で示された計画変更された排水はどこへ流されようとしているのかお尋ねをするものであります。

また、におい等の当時問題がありましたから、減量施設について、13日以前の時点で計画変更されたわけですから、私が質問したときには、当然のこととしてコンクリート町有地につくるのが前提としたものであります。

したがって、この時点での減量施設は新しく求められる用地のところにつくるということとなっています。

ただ、においとかそうした問題があるので、その点でもどう考えるのかということでの尋ね方がありますので、新施設についてもその視点でのお答えをいただきたいと思います。

また、ハンターの高齢化があります。これは示された資料の中にもそれ用の数値として出されているわけですがけれども、各市町村の年齢、これは管内の数値、それから人数としては20代ないし30代の方々はどのくらいいるのだろうということでもあります。

それから、各市町村でのジビエに供することができる加工可能な月別の頭数はどのくらいおるのだろうと。

これはやっぱり年間コンスタントにその頭数が確保されない限り、経営としての流れ、それから安定化を保つことはできないと思うものですからお尋ねをするところでもあります。

また、将来的にはやはり肥育すると、そういう施設も用意をするとなっております。

ここでのふん尿による異臭対策をどう考えるのかお尋ねをいたします。

また、平成31年度にジビエ料理を倍増するとされていますが、何トンなのかをお伺いいたします。

要約しての質問になりますが、お答えをいただき議論を深めたいと思っております。

○議 長

齊藤町長、答弁願います。

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

牧島議員のご質問にお答えをいたします。

まず、「単独では維持することが困難な線区について」の８ページで示されております、収入を１００とした場合の営業係数２，２１３に対する施設の維持や修繕にかかわる費用１，３１５につきましては、現在実際にかかっている単年度収支に基づく数値となっております。

一方、営業区間を短縮した場合のコスト試算に計上されている土木構造物維持費用３，０００万円と車両更新費用４，０００万円につきましては、今後２０年の鉄道運行を継続的に維持するために必要となる費用の単年度分の数値でありますので、運営赤字とは別に今後必要となる費用であることから、営業係数には含まれておりません。

次に、昨年１１月２３日開催の第６回札沼線沿線４町長意見交換会において、ＪＲ北海道の西野副社長から説明の際に配付された資料については、１２月１２日開催の浦臼町議会全員協議会に提出しております。

この資料をごらんいただきたいと思っておりますけれども、平成２８年度の札沼線に係る営業損失は３億６，７００万円で、費用には輸送に直接必要な費用、車両の維持や修繕等にかかる費用、施設の維持や修繕等にかかる費用、減価償却費、その他、諸税が含まれております。

議員ご指摘の燃料代や運転士の費用については、輸送に直接必要な費用４，７００万円の一部に含まれております。

次に、ＪＲ北海道の赤字体質についてであります。昭和６２年の会社発足当時から鉄道事業については５００億円の赤字が見込まれ、経営安定化基金６，８２２億円を金利、年７．２％で運用し、穴埋めする計画であったことを考えると、当然ＪＲ北海道の経営努力はもっと必要であったと考えますが、営業収益が悪化し、運用益が大きく減少したこと、さらには収支悪化のため必要な安全への投資を怠ったことの悪循環が現在のＪＲ北海道の経営状況に結びついているものと考えております。

次に、２点目のジビエｄｅそらちについてのご質問にお答えをいたします。

ジビエ倍増モデル整備事業は農林水産省が中心となり、野生鳥獣の捕獲を進める環境省、食品衛生を担う厚生労働省等の関係省庁が連携を強化し、野生鳥獣をジビエとしての利活用を促進し、農業被害を防止するとともに、農村の所得向上につなげるビジネスモデルとして全国１７地区を選出し、整備を進める事業でございます。

本事業の推進に当たっては、農林水産省農村振興局の鳥獣対策室課長補佐並びに北海道環境生活部環境局のエゾシカ対策課長ほか多くの関係職員のサポート支援をいただき、１月末にマスタープランを提出し、３月９日に採択の内報があったことは、３月の全員協議会で報告したとおりであります。

次に、施設の建設予定地のご質問ですが、３月１３日の全員協議会でご説

明いたしましたとおり、鶴沼地区の一般廃棄物最終処分場の近接地で計画しており、合併処理浄化槽の処理水は最終処分場処理水放流管へ接続する計画であります。

次に、中空知管内におけるハンターの年齢及び人数のご質問ですが、全体で244名、年代別では30代以下が36名、40代が44名、50代が43名、60代が80名、70代以上が41名となっており、60代以上の占める割合は50%であり、高齢化が進んでいる状況にあります。

次に、近隣市町の月別捕獲頭数につきましては、駆除で約200頭、狩猟期で約440頭の捕獲実績となっており、収集体制や捕獲方法、ハンターの育成等による活用可能な個体数を確保することが重要となりますので、モデル事業のソフトメニューを活用しながら、生肉としての利用率を高めることに努めてまいります。

次に、養鹿施設に関する質問ですが、先進地視察を行っており、ふん尿による悪臭が発生することは想定をしております。

最後の利用量倍増に関する質問ですが、農水省では全国で平成28年度に1,283トンあった利用量を平成31年度に2,566トンに倍増させる目標を掲げております。

議員ご指摘のように、事業実施に向けた要件がすべて整っていない状況であることは十分に承知をしておりますが、町の総合戦略に位置づけられた事業であり、また鳥獣被害対策としての農業振興と新しい産業の創出により地域経済の活性化に寄与する有望な事業と判断し進めてまいります。ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議 長

牧島議員、1件目について再質問ありますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

私は、質問の冒頭申したように、維持修繕費の費用、この差であります、言われる説明をされれば、その割合はもっと引き上がって当たり前なのではないかなと、私は思うのですよね。

修繕費等もこれからの部分が加わっていけば、当然の割合として膨らむことだと私は理解するのですが、今ほど説明いただいたことで、皆さん方が理解しているとすれば、どうも私自身わからないですし、この後、私ももっと勉強しなければならないのかなとは思っています。

ただ、全体として数字が、示されている数字、そのとおり、そのとおり、そのとおりとなっているのも、これ事実でないのかなと、私は思うのですよね。

今、1日100万円のお金の費用になるのだけれども、全体費用として16万何がしかないよということについてのお答えは今いただけませんでした。

やっぱり、これ自体も僕は本当にそうなのと。3億6,000万円からの赤字って本当なのですかと、こう言いたいのですね。

そのところ正面で今ぶつけながらも、それはどうというところのお答えはいただいているわけ、改めてまた質問しますけれども、お答えいただいているこの差というのは一体何なのと。一回目でお答えいただいているので、やっぱり私の質問に対して正確にと思います。

列車自体が何キロメートル走るかというのも、私も札幌市の鉄道博物館に、苗穂の。行きたいと思ったのだけれど、冬の間は土曜日しかあいていないのですよね。

電話で聞いたり何かしたけれども、電話では教えられませんが、こう言われるわけで、時間の短い中で私自身も不足の部分はあるのですけれども、本当に正確なのか。

また、燃料自体も軽油でありながら、免税であるのか、免税でないのか、多分免税だとも聞いているのですけれども、それ自体も私たちにはわからないのですね。

改めて、3億6,000万円、1日100万円と私の計算の、いや、牧島君、その数字は違うのだよと言われれば納得できるのですが、その点。

それから、本当に真剣に考えなければならない。今JR新幹線で沸いています。

だけど、赤字はもうどんどん新聞報道、テレビ報道で、これからの維持の膨大さというのは言われているわけですね。

島田社長も報道によりますと退任されるようで、また新しい社長来られるようだけれども、私がJRの経営をどうこうと言う立場ではないけれども、やっぱり地方維持の路線、学生が一番頼りにする路線としての維持確保というのは、これはやっぱりそれ以上に私たち地域にあっては大事な問題だと思うので、JR新幹線の見解を改めて、私の質問を起こしていますから、お答えをいただきたいなと思います。二つ。

○議 長

答弁願います。

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

まず、最初の費用の数字の面についてご答弁いたしたいと思います。

まず、今回西野副社長からご説明いただいた資料のグラフがお手元にあると思います。それをごらんいただきたいのですけれども、牧島議員がご指摘をされております燃料代あるいは人件費という部分につきましては、この棒グラフの青い部分、運送に直接必要な費用4,700万円ありますけれども、その内訳、その中に含まれている経費となっております。

牧島議員が積算しました16万6,200円、単純にこれに365日を掛けますと6,000万円ちょっとになります。

それから、恐らく運転手の人件費が4,700万円を超えてしまっていま

すので、牧島議員の積算よりは恐らくかかっていないのだろうと思います。

いずれにしても、この設備の修繕費等にかかる費用ではなくて、直接運行にかかる費用4,700万円の内訳ということで、数字についてはそのようになってございます。以上です。

○議 長

新幹線の関係について。

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

私もこの立場ですので、新幹線の赤字云々についてはなかなかはっきりした答えを言う立場にはないのでありますけれども、一昨年からの単独で維持困難な線路については、沿線3町、当別町も入って意見交換を7回、それから今年度はまちづくり検討会ということで2回ほど開催をしております。

この間、今言われたようないろんな質問を投げかけたり、こちらもちよつと疑問に思うようなところもありますけれども、その答えを聞いて、こちらもちんとしたより深い中身を持って、相手と理論的に戦うというか、そういう部分にはなかなかないものですから、言いなりという言葉ではないですけれども、そちらの言う資料の数字を信用して、そしてこれまでいろんな意見交換、検討してきたということでもあります。

新幹線についてはそういうことなので、赤字は赤字でありますけれども、将来に向けての何か法人としての考えがあってやられるのだろうなという思いでは今おります。

以上でございます。

○議 長

再々質問ありますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

今回、この質問を起こして、JRは1年前に廃線を決定し、1年間の時間の中でどう形づくるかというところに立たれているようです。

トータルとしてこの1回、2回のやりとりの延長線上でやっぱり地域の路線をどう守るかという視点では共通のことと考えますので、今新幹線の問題も河本課長もお答えいただいたので、そのように理解をします。

この議論の上に立って、これからの交通体系をどうするのというときに、私どもも今になってというか、私自身もモータリゼーションの普及が先行したがゆえに、鉄道というものが比較的置き去りになったなという側面であったり、それは乗る、乗らないにかかわらず、そういうふう考えています。

それで、この間新聞報道を見ても、例えばバス路線に転換したところが、やっぱり今は100円で通えても、5年、6年のうちに400円、500円になっていく、こういう議論もかつてさせてもらったけれども、そういうことが今これからの問題としてやっぱりあるわけですよ。

先般の新聞報道によると、新十津川町さんは新十津川町さんのように、新

聞の域での取材した感覚でのコメントが載せられていました。月形町は月形町の町としてのコメントが載せられていました。

私、それを見ていて思ったのは、ひょっとして、浦臼町は月形町、月形町は当別町あるいは医療大学まで、新十津川町は浦臼町まで、そういう地域交通体系として考えていやしないのかなと。

新聞記事にも学園都市線で医療大学のところのホームはこうしますという写真も、あれは口頭か、私たちは写真もいただいたわけけれども、案外乗りつけもすぐできますよとなっているけれども、私たちはやっぱり全体としてルートとして新十津川町、浦臼町、月形町、医療大学、当別町、そういう路線としてやっぱり維持してほしいというところでない、なかなかその町村の領域の中で運行してつなげてくださいという話では僕はないと思うのですよね。

そうでないと、これ体系として形づくられないだろうと思うのですよね。

そのところの考え方を、これは基本にJRを残せという視点を持ちながら、議論として各町村、いろいろ言われていますから、そこら辺の視点は町長自身どうとらえていらっしゃるのか、1本の体系としてとらえるのか、町村またぎのルートとして考えられているのか、そういうところでの考え方をお伺いをしたいと思います。

基本的に、私は新幹線を受け入れる借金があるのなら、もっと地方の路線をよしんばJRに代替するものができたとしても、ルートとして1本の線としてやっぱり維持し、確立させていくということが大事だろうと思います。

私もそう思うものですから、今の時点で最後の質問の1点としたいと思います。

この間、私なりに駅に行ったり何かして見て、それから資料を見たりすると、今キハ40形という緑色のラインが入った列車が走っています。昔は赤いラインで2両編成だった。

やっぱり馬力も少なく、豪雪地帯で2軸駆動でもって2両でもって走っていると。

1両にせざるを得なくなったときに、苗穂機関区ではどう改良するかというところで1両編成で自重もしっかり持ち、パワーもターボでつけて、そして2軸駆動でもって豪雪地帯を走り抜けるものとして、そういう技術が駆使されているのだというのを、私、初めて知りました。

やっぱり、そういう意味でも、もっともっと鉄道というところの深さといえますか、それぞれの道々でもって努力し、乗り切ってきている人たちがいるのだと、いたのだと。

それから、これからもそういう人たちが生業としてしっかり職場を確保していく、そういう事業体でなければならぬと私は思っているのですね。

ですから、ちょっとつけ加えになったけれども、そんなことを思うと、なおのこと、やっぱりしっかりJRとして維持してほしいし、変わる議論の中

にもし入っていくのであれば、それは1路線としての道筋として、やっぱり考えていかないとならないなど。

以前に、18年とか20年とか、そういった問題もおかしいよという話はいろいろ議論されてきているところですけども、1点についてお尋ねをいたします。

○議長

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

今回の問題で、札沼線、いわゆる医療大学から新十津川町、これを廃止した場合の代替バスを検討するということでもありますので、札沼線は1本つながっておりますので、とりあえずはまず1本、新十津川町から医療大学まで行けることを大前提とした協議になるかと思えます。

また、高齢者がたくさん乗る場合に、毎回毎回一つの駅で乗り降りというのも、それもまた大変なことになりますので、そういったことがないようにするのはまず当然のことだと思いますし、それぞれの町が今抱えている公共交通もありますけれども、この札沼線が仮に廃止になったときに、ほかのそれぞれの町の公共交通体系に影響が出ることがありますので、そこはそれぞれがJRと協議をしていく。

うちにとっては、本線、奈井江線を強化しながら、また必要であれば美唄市までのバス、そういったものも今後JR北海道と話をしながら、結果として町民が今の状況よりも不便を感じない、そういったものを協議をしていきたい。

そういう結果が得られれば、私は次のステップの判断になろうかと思っております。

以上です。

○議長

牧島議員、2件目についての再質問ありますか。

○7番（牧島良和君）

まず、2点目の再質問であります。

考え方をお伺いをしたところであります。

やはり、まず第1に、この話がどうだという話なのだけれども、ジビエ de ウラウス、これ仮名文字でつくられています。

3月の振興局からのお伝え、それから以前に私たちが新しく始まるジビエ de そらち、これは片仮名でジビエ、平仮名でそらちで、これに代表されるように、町長、ジビエ de そらち、片仮名になってしまっているのね。

ですから、やっぱりその認識全体が理解のこととして、本当に目まぐるしい動きの中でしているという結果だと思うのですね。

片仮名でジビエで、そらちは平仮名、これが申請の行為の中身であり、新たに国からその事業名として出されたものとして、これは正確に理解する必要があります。これがまず第1。

それで、この短時間の中で私たち議会は、昨年の予算の中で一定の報告がされるものであり、課長もお話にあるように、30年、31年の時間の流れの中でどう組み立てるか。これはやっぱり2年、3年の事業として取り組んできたことであります。

申し述べたように、本当に性急な中で浦臼町に求めること自体が、これは今四十数人の職員の人たちが、それらをサポートするほかの方々も含めて、目まぐるしい時間の中で動いてきたという、ここはやっぱり結果的に言えば、本当に何だと私は言いたいのですよね。

それで、私たちに説明をいただいた段階と予算委員会の前段1時間の中で説明いただいたものが変わってしまったわけですよ。

今、新しいところに処分場の隣接地につくることでの内容ですから、放流水はよしとしましょうと。

それから、ハンターの年齢構成や何かも言われた内容になっていると。

今後はソフトメニューを活用しながら生肉としての利用率を高めると。

私たちに説明あったときには、ハムにするというのが一つでしたから、生肉の部分はなかったのですよ。これは13日の日の出てきた話なのですよね。

ですから、私らが議論をする土台も大きく変わっているというのは何回も申し述べる内容になります。

そこで、やっぱり能力あって、そして力があって、それような仕事をしなければならぬところに、それぞれの皆さんがそれぞれの場所にいるわけですから、仕事としてやっていただきたいのですが、やっぱり説明の資料にあるように、振興局、それから道がその立場と責任を持った方が、今後の事業展開については応援すると言っているのです、私はそれはだれですかと、どこの方ですかとお聞きしていることは、これからの事業の中でやっぱり責任を持ってもらわなければいけないから、私がお聞きしているのです、それは質問した方々について、まずお答えをいただきたいと思います。

それから、月別頭数や、それから養鹿施設についての異臭対策、これは近場であれば、ある計画のときに年間数十頭から100頭からのシカを飼育するときに生ふん尿があって、においがいいはずがないのですね。

だけど、お答えには、においがいいとなっているから、においがいいのだろうなとは思いますが、やっぱりこれだって、僕はまだまだ疑問が残っているところなのです。

一つは、今の時点でお答えいただきたいのは、前段言った部署とお名前、ここはこれからもずっと私なりに大事にしていきたい方々だし、それような責任の発言なので、しっかりとまずはお聞きをしたいと思います。

それから、今2回目の質問だから、この間、私もわからないけれどもいろいろお聞きをします。

国の事業でいて、トップを走ってモデル事業なわけでしょう。ほかのところにも施設として展開していくときに、この施設のありよう、形というのはもっともっと詰めていく必要があるなど。

お聞きしたら、ダニや何かも結構つく。狩猟して血抜き技術も含めてだけれど、今はダニだけの話にしますけれども、ダニは夏から1月ぐらいまでにつくと。

それは、とりに来てくださいと行ってとりに行く、それで搬入する、そこで血抜きするかどうかは別にして、その加工者でもってやるかどうかは別にして、持ってきて、そして施設に入れる時点で、これ、シカ洗わないとだめだよという話なのですね。ダニがついているから。あるいは体が汚れているから。

それはもう施設の入り口の段階でそれをやらなかったらだめだよ。それは当たり前なのだよ。けどこの施設にはないよねという話なのさ。

だから、僕、総じてやっぱり施設の再検討、これは現場の人も入れてやる必要があると思うのですね。

それで、その点で施設のつくりようの検討、ここをどう考えるか。

それから、ハムにするとしたこと、生肉もやるよとなっていくときに、私らから見れば、生肉は1キロ2,000円から3,000円するよと。

それで、ハムにするときには、多分安いからハムにする。それからローテーションとしてやりやすいからハムにするということではないかな。生肉にする方がリスクは物すごくあるのだろうなと私は思うのですね。

けど、収益として得る部分は大きいでしょうと思っていたところ、生肉もやるというから、先日の会議の中では、当然業者だったらそう考えるでしょうねと言いましたけれども、その点で全体としてどういう扱いをするのか。これで二つ目ね。

もう一つは、減量化施設を町でやるというときに、フローチャートでキャッシュフローで見せていただいた全体のお金の流れのうち、町が担うとすれば、そこへのリスクやお金の流れ方はうまくいくのだろうかと思うのです。分けた場合にね。

これは全体のフローチャート、キャッシュフローのことでしか数字を打ってもらっていないので、そこのところはどうなるのかと思います。

あと最後になりますけれども、今年齢構成も含めて見せていただいたのだけれども、やっぱりうちの町には少なくないハンターの皆さん方が、それから空知の中でも二百数十名の方がいると。現役で出られている方はそのうち何人かということもありますよね。

それから、命中率も含めて、高みを目指す技術的対応でできる方が何人おるのかということがあるわけで、やっぱりこれは29年度、30年度で、先日のお話だと1,000円からのハンターさんへの支払いが少なくなっていく、これはやっぱり時の情勢に逆行していると。

そうした人たちもしっかり育てていく、それから教育もし、学んでもらう高みの技術者、指導者としてなってもらわなければならないという視点で、これもっと国、道にそここのところの支援策も上積みしてもらおうようなことをやるのが当たり前で、減額などという話には、これは到底現場の人たちも多

分、いや、1,000円少ないから撃つ、撃たないの話ではないとは思いますが、当然の技術料として乗せていくのが当たり前だと思います。

4点ほど述べましたけれども、その点について、私の心配する部分と、それから今後の事業運営についてお尋ねをしましたので、お答えをいただきたいと思います。

○議長

石原課長。

○産業振興課長（石原正伸君）

ただいまの牧島議員のご質問にお答えいたします。

私の方からお答えできる部分のみ回答させていただきます。

まず先に、国や道の担当者のお名前をとのお話ですけれども、それぞれ国であり道であり、それぞれの立場、担当の役職についての方々が私と並びに副町長も含め担当者と協議してきた経過がございます。

個人名につきましては、この場では差し控えさせていただきたいと思えますし、現在私ども担当となつてございますけれども、それぞれの係も異動しますし、これは組織としてのそれぞれの担った担当がこの事業を推進するための協議をしてきているという部分でご理解をいただきたいと思えます。

次に、養鹿施設に関するふん尿ということでございます。

こちらにつきましては、知床にございます知床エゾシカファーム、こちらが先進地になってございまして、実際に養鹿をしている施設を見学してきてございます。

その際に、特にふん尿のにおいですとか、そういった臭気については全く感じられませんですし、それが問題になるとなれば、それ以外の家畜の飼育につきましても同様な問題が生じてくるのかなと考えてございます。

先進地を見学してきた段階で、そういった影響はないと理解してございます。

次に、シカ本体のダニの処理というご質問ですけれども、議員ご指摘のように、そういったダニが付着している状況の個体が搬入されてくるということになります。

そういった個体を一番先に行うのが、極端に汚れているものは洗浄しますけれども、基本的に皮をはぐ剥皮という作業を行います。

皮をはいでしまえば、その皮については適正な処分をいたしますし、それ以外の肉部分といいますか、利活用する部分については、そういった汚いものが付着している状況ではないというようなマニュアルに沿った処理を行ってまいります。

処理する施設の場所でございますけれども、先進地を視察させていただいて、その施設と全く同じような形で今考えてございます。

搬入されている場所につきましては、あくまでもそこでそういったダニがついているような、ちょっと汚染されている汚いようなものを処理するスペースということで、そこで処理をしてきれいになった状態のものが一方通行

で次のラインに流れていくということになりますし、食品加工施設ということになりますので、当然食べるもの、食品を加工する部分と、そういった施設はシャットアウトするというような構造になってございますので、議員がご心配されているような部分につきましては、きちっとした設計管理ができるような建物の仕様になってございます。

次に、生肉キロ3,000円というお話についてでございます。これについては北海道庁との協議の中で、平均しますとキロ3,000円と。それぞれいろいろな部位がございますので、一律にということではございませんけれども、一般的に今流通している単価としましてはそういった金額だということに理解しているところでございます。

あと減量化施設の経費というお話です。当初この計画を進めていく段階で、完全にこの施設につきましては運営は民間のノウハウを取り入れた形で官民連携を進めていこうということで進めてきた事業でございますけれども、食品加工という業種と減量化する、堆肥と攪拌することによって、微生物の分解をさせる施設という部分で大きく業種が異なるということで、この二つの異なる業種を一つの民間企業にやっていただくというのは非常に難しいのではないかとこのころがございまして、当初の話とは変わりがちで、この減量化施設については町の方で運営するのが一番事業としてスムーズに動かせるのではないかとこのころでございまして、今の流れになったところでございます。

経費につきましては、当然町が管理することになりますので、人件費もかかってきますし、その減量化に必要な機械等も町が用意していくということになってきますので、その辺の経費はかかってくるかと考えてございますが、細かな部分の試算につきましては、今の段階ではまだ試算をしている状況にはございません。

最後に、ハンターの育成技術指導という部分に対します国や道の支援をとこのころでございまして、今回のモデル事業につきましては国もソフト事業ということで一番重要なハンターの技能の向上ですとか、そういった高齢化するハンターを新しいハンターを呼び込みながら育成をしていくという部分で、国は大きく支援をしていただいているということになってございます。

他の補助事業でこのジビエを進める際には、支援がない部分につきましては今回の全国の17地区につきましては特別そういった支援をしていただけるということになってございます。

すべての質問にお答えできたかどうか、ちょっと疑問なところもございまして、このようなことになってございます。

以上でございます。

○議 長

牧島議員、再々質問ありますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

時間が限られた中で、私の質問はあと10分ですが、総体として需要、それから今のシカ被害との環境の中では求めるものでやぶさかではないと私も思っています。

ただ、余りにも性急過ぎて、私自身も理解できない部分が多々あると。

今言った質問も、その一つ一つなのですが、ダニや何かの被害でも、この生体搬入口の容量を見ますと、結局そこに入った時点から、その作業に入っていくわけですから、そういう施設もない。

それから、モデルケースと言いながら、事務所はあるけれども、それよりの視察も含めて会議室もない。

それから、今何の業種でもそうだけれども、安全・安心が問われているときに、国がモデルとしてやる事業に来館者が来たときに、中に入らなければ見えない。

そういう処理工程が通路からでも見られるような状況につくって当たり前なのではないかと私は思うのですよ。

やっぱり、こういう施設のつくりよう設計そのものもやっぱりもっともって考えて、詰めていく必要があるだろうなと私は思っているので、いや、これでいくというのだったら、安全・安心の問題で来館者が来たときの対応として適切かどうかということはいま一度考えてもらいたいと思うし、いろんな意見がもっと出てこないと、この設計ではまずいだろうなと私は思っているのですよね。

やはり、近隣の市町村で今までやられてきているシカの流通、肉の加工やそれから生肉の販売ということは当別だとか栗山だとかいろんなところありますけれども、冬場は休業とか、それから業者さんがかなり栗山町のように入れかわってくるとか、そういうことがもう周りにはいっぱいあるわけですよ。

がゆえに、やっぱりこの2年間なら2年間の中での仕事のボリューム、それからステージとして、もっと整理された動きでないと担当の皆さんだって大変な仕事を今求められていると思っているのですよね。

そういうことを考えるときに、僕は町長の立場でいえば、いや、うちはそういう計画をしていますよと。

だけど、1年間の計画のもとでステージとして3年、4年の時間があるとやっぱり訴えながら予算執行を繰り延べていくと、これだって制度仕組みの中ではあるわけですから、そうしたことも含めて、より確実なものとしていく必要があるだろうと思うのです。

血抜きの問題も車があればできるという問題ではなくて、一定の技術とそれから要請のもとで走り込んで行って、そして使える個体なのか、使えない個体なのか、雄雌の違いもあります、それから年齢の差もあります、そういったところをやっぱりどう地域としっかり形づくっていくのか。

うちの町にはハンターさんいらっしゃいます。やっぱりそうした人たちともそれ相応の詰めをしていかないと、うちの町で言う仕組みとして、まして

モデルとしての事業全体にならないのではないかなと思うのです。

ですから、最後に予算の使い方も含めて、それから一番初めにお尋ねしたジビエ de そらちの文言を含めて、町長、そのところどう考えていらっしゃるかお尋ねをして、質問を終わりたいと思います。

○議 長

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

議員のご質問、本当にそのとおりで、私たちも時間のない中でこの事業を、当然シカの駆除が農業振興にも役立つ、それから地域の活性化にも寄与する事業ということで進めておりますけれども、今言われたような細かなこと一つ一つをすべて把握してクリアしているかと言われると、なかなか今の段階、うんと言える状況にはないのは議員の指摘のとおりであります。

今後について、いろんな意味で慎重にしながらも、この事業を何とか成功させる、そんなつもりでおりますので、拙速にすべてを規則どおりやっていくということはないかなと思っております。

以上でございます。

○議 長

ここで、暫時休憩いたします。

会議の再開を11時5分いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時05分

○議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問、発言順位2番、野崎敬恭議員。

○1番（野崎敬恭君）

30年第1回一般質問において、議長よりお許しいただきましたので、町長にお伺いいたします。

平成30年度執行方針で、町長の気持ちの入った方針が示され、期待するところではありますが、その前に昨年的一般質問で協議、検討等の答弁をいただいた事項について、再度質問いたします。

この件は必要なこととして質問いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず第1に、昨年の第2回定例会において、高齢者の砂川市立病院の通院にバスの直行便をつくっていただきたいとの質問をいたしました。

その中で町長は、乗り合いタクシー等システムづくりの手助けを行政としてできないか内部で検討したい旨の答弁でありました。その後進展はいかがであったのでしょうか。

引き続きまして、2番です。

昨年 の 第 1 回 の 定 例 会 で、市 街 地 の 再 整 備 の 一 環 と し て、シ ル バ ー ハ ウ ジ ン グ 事 業 の 検 討 に つ い て 質 問 し た 際、高 齢 者 の ニ ー ズ 調 査 を 実 施 し、そ の 結 果 を 踏 ま え て シ ル バ ー 住 宅 の 必 要 性 に つ い て 考 え て ま い り ま す と の 答 弁 が ご ざ い ま し た。

調 査 を 実 施 し た 結 果 は、高 齢 住 民 が 待 ち 望 ん で い る 施 設 は で き る の で し ょ う か。

こ の 2 点 を 質 問 い た し ま す。よ ろ し く お 願 い い た し ま す。

○ 議 長

町 長、答 弁 願 い ま す。

斉 藤 町 長。

○ 町 長（斉 藤 純 雄 君）

野 崎 議 員 の ご 質 問 に お 答 え を い た し ま す。

現 在、本 町 で は ご 承 知 の と お り 乗 り 合 い タ ク シ ー 事 業 を 町 内 の 1 事 業 者 が 行 っ て お り、町 内 8 カ 所 の 連 絡 施 設 を 目 的 地 と し て、鶴 沼 方 面、1 日 7 往 復、晚 生 内 方 面、8 往 復 の 運 行 を し て い る 状 況 で あ り ま す。

議 員 指 摘 の 砂 川 市 立 病 院 ま で の コ ー ス を 運 行 す る と な る と、こ の コ ー ス だ け に 時 間 が 多 く 費 や さ れ、ほ か の 乗 り 合 い タ ク シ ー や 一 般 タ ク シ ー の 運 行 に 支 障 を 来 す こ と が 明 ら か で あ り ま す。

さ ら に は、町 外 の 業 者 の 承 認 を 得 る こ と も 必 要 に な り ま す。

ま た、こ の 地 域 に は 砂 川 市 立 病 院 の ほ か に 滝 川 市 立 病 院、奈 井 江 町 立 国 保 病 院、さ ら に は 美 唄 労 災 病 院 な ど が あ り、一 つ の 病 院 だ け を 目 的 に 運 行 す る こ と は、行 政 と し て の 公 平 性 な ど を 考 慮 す る と 大 変 難 し い 問 題 と な り ま す。

こ れ ら を 総 合 的 に 検 討 し た 結 果、乗 り 合 い タ ク シ ー の 拡 大 に つ い て は、現 状 難 し い と の 考 え で あ り ま す。

次 の 質 問 で す が、高 齢 者 へ の ニ ー ズ 調 査 は、昨 年 4 月 に 空 知 中 部 広 域 連 合 が 実 施 し た 介 護 予 防 日 常 生 活 圏 域 ニ ー ズ 調 査 の 町 独 自 調 査 と し て、生 活 の 困 り ご と と と も に 高 齢 者 向 け 住 宅 に つ い て ア ン ケ ー ト を 実 施 い た し ま し た。

6 5 歳 以 上 で、要 介 護 1 か ら 要 介 護 5 の 介 護 認 定 者 を 除 く 6 5 6 名 に 郵 送 し、包 括 支 援 セ ン タ ー へ の 提 出 と 郵 送 に よ る 回 収 に よ り、7 月 1 4 日 に 締 め 切 り、最 終 的 に 4 2 4 件、回 収 率 6 4. 6 % と な っ た と こ ろ で あ り ま す。

住 宅 に 関 す る 質 問 へ の 有 効 回 答 数 は 3 4 7 件 で あ り、内 容 を 見 る と、シ ル バ ー ハ ウ ジ ン グ を 必 要 と 回 答 さ れ た 方 は 3 5 件、割 合 に す る と 1 0. 1 % で あ り、住 み な れ た 住 宅 で 必 要 に 応 じ て リ フ ォ ー ム を す る な ど し て 住 み 続 け た い と 回 答 さ れ た 方 は 2 0 6 件、割 合 に す る と 5 9. 4 % と い う 結 果 で あ り ま し た。

以 上 の 調 査 結 果 か ら、町 と し て は、い つ ま で も 安 心 し て 我 が 家 で 暮 ら し 続 け ら れ る 在 宅 支 援 サ ー ビ ス を 充 実 し つ つ、地 域 づ く り 体 制 整 備 を 推 進 し て ま い り た い と 考 え て お り ま す。

以 上 で す。

○ 議 長

野崎議員、1件目について再質問ありますか。

野崎議員。

○1番（野崎敬恭君）

昨年の質問で、砂川市立病院へ高齢者の通院には大変な労力、金銭がかかること、また浦臼町に住むことの負担になり、人口減少に拍車をかける要因にはなっていないのでしょうか。

病気の急性期にはセンター病院である砂川市立にかからなければならない。その後医師の指示で浦臼診療所、奈井江町立等に紹介されるわけで、前回町長が言っていた近隣の病院を軽視するわけではございません。

施政執行方針で、乗り合いタクシーの事業継続の意思は示されていたが、砂川市立病院までの乗り合いタクシーのシステムが示されていないのが残念です。

だが、町長のおっしゃってございました乗り合いタクシー案、これは乗り合いタクシーではないのですけれど、乗り合わせタクシーの方が言葉的には合っているのかなと思ってつけたのですが、これはいい案だと前回は受けとめて、かなり希望を持ったわけでございます。

利用者さんも安価で利便が図られ、町にとっても負担は大変少なく、かからないよいことだと思い、ぜひ取り組んでほしいところではありましたが、町長の行政として公平性などを考慮すると大変難しい問題だという答弁がありました。

まことに残念ですけれど、このことができないということは、この町は本当に住みづらい町になるのではないのでしょうか。

今、免許証返上問題で、まだ元気な高齢者も免許を返上して、公共交通を使う。

それに砂川市立病院はこの地域のセンター病院であります。滝川市立病院には公共バスが出ています。奈井江町にも町から公共バスを出しております。

砂川市の肝心のセンター病院だけが高額もしくは負担のかかる通院、相当な労力かかると思います。奈井江町へ行って、奈井江町から汽車に乗って、もしくはバスに乗って、ターミナルでおりて、またタクシーに乗って病院まで行く。

弱った高齢者がそこまでやれるのでしょうか。できない人はみんなやっぱり8,000円、1万円の通院コストをかけて何百円かの治療で帰ってくるのです。

余りにもちょっとこの問題は何とか町が解決してやらなければならない問題ではないかな、そのように思っております。

ぜひ、早急に取り組んでいただきたい事柄だと思います。よいシステムを早く構築していただきたい。これが第1件目でございます。

○議 長

答弁願います。

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

野崎議員の言われていることは重々承知をしております。

これからますます高齢化が進む中で、健常者でも大変なところを何かの病気で病院へ通院されるという方については、本当に何かしらの手当てという意義がありますし、今の町内の業者にちょっと問い合わせをしても、砂川市までの乗り合いをするとタクシーをもう一台ふやさなければいけない、それから運転手も1人以上ふやさなければいけないというようなことで、町がそのタクシー業者をお願いする以上に、タクシー業者はかなりの負担が出てくるというようなことも聞いておりますので、今うちでやっているタクシーチケットとか、そういったことで何とか乗り切っただけでないかなと思っております。

違う方法等々も含めて、もう一度再度検討はしてみたいと思いますけれども、なかなか難しいのが現状であります。

以上です。

○議 長

再々質問ありますか。

野崎議員。

○1番（野崎敬恭君）

余り近隣のことを言いたくもないけれど、新十津川町の方も、僕も詳しくはわかっていませんけれど、砂川市までのタクシーか何か移動手段を出しているということを中心と聞いたこともございますので、ぜひ皆さんで知恵を出し合い、お願いするところにはお願いしながら、便利な過疎地浦臼町を何とか高齢者を守っていただきたいと思います。

答弁は結構です。

○議 長

それでは、2件目について再質問ありますか。

野崎議員。

○1番（野崎敬恭君）

昨年第1回の質問で、高齢者用シルバーハウジング事業のニーズ調査にはうれしく思ったわけですが、さらに早期に実現はできないのか、夫婦でいるうちはまだいいのですが、どちらかがいなくなると、1人で住むのは難しくなる。

1人でも浦臼町に住んでいただくように、私たちは住民の不便さを多少でも解消しなければならないのではないのでしょうか。

現在、浦臼町は高齢者施設問題においては、住民減少しているのか、またさせているのか、日本全体が少子高齢化で過疎化しているので、また安心しているのではないのでしょうか。我が町だけではないと。ほかの方だって住民減少しているだろうと。

それでは策がないと言われかねない、理事者、職員、議員、私たち皆がいい知恵を出し合いながら、頑張っていかなければならない。

したがって、町長には施政執行方針で移住・定住政策を発表しているが、まずは元気な高齢者でも年を重ねると、食事をつくることも大変になると。

そのような人でも、最後まで浦臼町に住めるような施設、住まいづくりが肝要と思うが、その辺について触れていないのは、高齢住民の声が町長に届いていないのが残念であります。

シルバーハウジングが必要と回答された方は347件のうち35件であったと、約1割だ。35件あったら、ちょっと小さい共同住宅なり公営住宅の改良版みたいなコストかからないようなことを何かできるのではないのでしょうか。

そこら辺にみんなの英知を絞っていただきたいと、そのように思うところでございます。

まずは、町内の高齢者から守り固めていただき、さらには移住・定住策も同時に進めていき、平成30年はいろいろな産業興しの初年度にもしていただきたいと、そのように思っております。

このことについて、町長の答弁をいただきたいと思います。

○議 長

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

人口減少に安心をしているなどというのはとんでもない話であって、何とかならないかという思いで今回の認定こども園もつくっているわけでありまして、議員の皆さんと一緒にこの町を盛り上げていきたいという思いは同じでありますので、そこは訂正をしてほしいと思います。

シルバーハウジングの事業についてですけれども、やはり1割というこの数字から見ると、今すぐにほかの施策を休んでこれを進めるという、そういったところにはいかないのかなど。数字だけではありませんけれども。

そしてまた、この事業、元気な人しか入れない。ちょっと弱るとまた違う次の段階のところに入らなければいけないという問題もありますので、元気な高齢者はやはり1人でも住みなれた自分の家に住みたいというのは、このアンケートでも出てきておりますので、そこら辺のマッチングが若干ちょっと違うところもありますけれども、近隣でもできていないということではありませんので、もう一度検討はしてみますけれども、そういった状況かなど思っています。

以上です。

○議 長

再々質問ありますか。

野崎議員。

○1番（野崎敬恭君）

私とその答弁でわかると言ったら、ちょっと問題なのですが、ただ私の近くにも結構な人数の人がやっぱりいるのですね。サ高住に入りたいとか。

だけど、サ高住というとなかなか大変であって、それなりの金額を持っている人、それから人数もそろえるといったら大変。

その中で、共同住宅だとかシルバーハウジングだとか、何かそういうもの、さらに公営住宅等をくっつけて、共同でだれか賄いさんを雇って、お食事をつくってもらったりできるような、そういう便利な施設をぜひ考えてつくっていただきたいと。

もう本当にそんなに時間ないのですね。やっぱり、遊びに行ったら、これ見てくれと、サ高住のチラシを引っ張り出して。私はやめてくださいと、浦臼町で最後までみとりますから、浦臼町に住んでくださいとお願いをするのだけれど、嫌がらせなのか何なのか知りませんが、そう言われるので、ぜひ町長もこのことはやっぱりこれ以上減らしたら、町の体も成さないの、ぜひ考えて、いい案を練っていただきたいなと思うところであります。

この件はちょっと町長の考えを一たんいただいて、終わりにしたいと思えます。

○議 長

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

基本的に、シルバーハウジングというのは公営住宅で、非常に安く入れる住宅なのですが、今言われたように、食事を提供すると、それだけで月3万円も4万円もかかるような。そうするとトータル5万円、6万円となると、またそこでだれも彼もが入れるような住宅になっていかないのかなという部分もあります。

それから、ほかの町村を見ていると、年間うん千万円をその管理委託するところに払いながら運営をしているというような情報もありますので、うちの町にとってはハード的に整備するよりも保健センターの方の地域で見守る、支援をするという、そういったところをより強くしていきながら、本当に住みづらいところを何とか住みやすい、ずっと住んでもらうような町にしていきたいと思っております。

以上です。

○議 長

それでは、一般質問、発言順位3番、中川清美議員。

○2番（中川清美君）

平成30年第1回定例会において、町長へ1点質問をさせていただきます。

さて、齊藤町政になりまして、現在2期目の半ばとなりまして、各方面にて諸問題に取り組み、鋭意努力されていますことを高く評価をしているところでもあります。

その中でも、新年度においてはジビエd eそらち、認定こども園なかよしの開園、また札沼線の今後について、さまざまな取り組みもあり、町政を担う首長として確実な一歩を踏み出していただき、期待をするところであります。

さて、その中でも、認定こども園なかよしの開園に伴うことですが、町長はこのこども園の開園に当たり、保育料を半額補助、またゼロ歳児よりすべての園児に給食費の無料化の実施を目指しておりますが、このようなゼロ歳児から15歳までの給食費の無料化ということについては、全道で唯一浦臼町の企画となっており、少ない人口のなせるものと私も考えているところでございます。

さて、私も29年の第1回の定例会において、浦臼町の子育ての支援の大きな合計金額を提示させていただいたところであります。

改めて申し上げたいと思いますが、浦臼町においては生まれてから18歳までのおおむね210万円ぐらいは支給されるのではないかなと考えているところでございます。

さらに、今回こども園全員に対して保育料の半額補助、また給食費を全額助成するということになります。

恐らく、これぐらいの支援は全道どこを見てもかなわないところであろうと考えるところであります。

そのような施策を存分に生かしまして、さらにステップアップした浦臼町子育て支援宣言を再度考えてはいかがかということをお願いしたいと思います。

これまでのいろいろな浦臼町の支援の集大成として宣言することにより、町内外へのアピールも高まり、結果浦臼町への移住にも期待が高まる必要があると考えているものであります。

町長においては、ちょうど2期目の半ばということで、2期目の出馬のときの公約においても、静から動ということをお願いしております。

今まで積極的な施策をもって町政の運営に進んでおりますが、未来に発展、期待の持てる子育て宣言をぜひとも今回お願いいたしまして、私の質問とさせていただきます。

○議 長

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

中川議員のご質問にお答えをいたします。

本町は、子育て支援事業に対して、平成27年に策定した浦臼町子ども・子育て支援事業計画に基づき、近年各種施策を着実に実施し、保護者の負担軽減を図りながら、保護者の方々が安心して子供たちを育てられる環境整備として、本年認定こども園を整備し、さらに保育料2分の1補助、給食費全額補助などの支援の充実に努めてまいりました。

さらには、子育て環境の一助になるよう、新たに保健センターに設置される子育て世代包括支援センターと認定こども園に設置される子育て支援センターの緊密な連携を図りながら、さらなる支援の充実に努めてまいります。

本町としては、まずこれらの事業を推進していきながら、今後も子育て支援策を一層充実させていくとともに、あわせて移住・定住促進事業を展開し

ている所管課などとも連携を強化しながら、町外への情報発信をより積極的に行っていくこととし、子育て支援の町宣言については、現在は考えているものではありません。

以上です。

○議 長

中川議員、再質問ありますか。

中川議員。

○2番（中川清美君）

再質問なのですが、今答弁をいただいたところでございますけれども、非常に浦臼町における子育て対策というものは非常に幅広く手当てされておりまして、先ほども言われたように、全道唯一の支援内容となっているにもかかわらず、非常に簡単な答弁で終わりました、非常に私もちょっと残念なところも感じているところでございますし、本当にやる気のある本気度がうかがえるのか、ちょっといささか先行き不安になるような内容の答弁で、非常にちょっと私としても残念な答弁だなと感じたところであります。

しっかりとした施策がたくさん出されているわけでありまして、しっかりと施策の裏には必ず効果というものがあらわれていなければ、全く無意味のものと感ずるところでありまして、何を効果としてこのような施策を出されているのか、非常に理解が得られないような内容でないかなど、私はそう感じてしまいました。

企業においては、普通、投資には費用対効果というものが求められるわけなのですが、行政においてその費用対効果という、そこまで直結しないまでも、やはり効果を求めてやらなければならないものと考えているところでもあります。

その中で、昨年第1回においても、私もポスターの設置、作成も提案したところでございますし、第3回定例会においても、柴田議員もしっかりと子育ての充実した内容のポスターを作成すべきだということも提案させていただいているところであります。

その中で、そのときの答弁なのですが、いろいろな場を通じて、うちの魅力を町外に発信するというその必要性は痛感しております。担当とも話しながら何かやっていきたいと思っておりますということでの答弁だったわけなのですが、いまだにそれらの進展も見られないし、ただ答弁によると町外の情報発信をより積極的に行っていくということで、非常に簡単に答弁をされているところであります。

しっかりとその辺をもっと理解をしていただき、恐らくこれは議員全員もそういうところは願っているところではないかなと思っているところであります。

いろいろたくさん浦臼町においては、各課それぞれにわたって支援策はあるわけなのですが、これぐらいたくさんいっぱい支援を出しても、結局、例えば悪いわけなのですが、仏つくって魂入れずとなつては非常にこれは困る

ことでありまして、しっかりと実を結ぶような結果、効果を出せるような対策をしていただきたいと思いますとおるところであります。

町長の執行方針を読ませていただいても、現在の町民の子育てに対する支援ということでありまして、非常に守りの要素が強く感じられる支援で、そう書かれておりまして、ぜひともここはやはりもう一つ方針転換をして、町外へしっかりとした情報をアピールし、浦臼町へ移住・定住を目指して、浦臼町なら子育てに対してこのぐらいの強い支援があるという、そこはしっかりと北海道唯一の施策を持っている浦臼町ですので、そういうところをしっかりと強くアピールをして、移住・定住に向けて方向転換をしなければならぬと考えるところではありますが、今後浦臼町、この施策に対しての効果を出すのに今後どのように考えていくのか、考えを聞かせていただきたいと思います。

○議 長

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

褒められているのか、けなされているのか、ちょっとわからない中ではありますがけれども、子育て支援も当然町に住んでいる人のためというのは第1だとは思っておりますけれども、今回認定こども園ができた中で、これからのいろんな意味での効果があらわれるのだらうなと思っておりますし、その効果を2倍、3倍にしていくには、今議員言われたような町外への情報の発信、これを強くしていかなければいけないというのは同じ思いを持っているところでもあります。

いろんな意味で、定住、移住をしながら、何とか人口の減少の歯どめをしたいという思いは同じでありますので、今後具体的なものが出せるようにちょっと検討していきたいと思えます。

以上です。

○議 長

再々質問ありますか。

中川議員。

○2番（中川清美君）

具体的なものを出せるように検討していきたいということでもあります。

ぜひともこれは前回の質問からの引き続いてのことでございますので、しっかりと期限を区切って、出していただきたいなと思うところでもあります。

また、再々質問としましては、浦臼町においては、予算書においては総務課から教育委員会までほとんどすべての課において子供の支援策は打ち出されておるところでもあります。

よその町においても、移住・定住というものは施策を持っておられる市町村あります。

大体そういうところを見ても、専門の移住・定住部署、課なりを設置してやっているところでもありますが、浦臼町においてはほとんど各課で持って

いながら、それをその課で実践していくと。

町長答弁でありますように、横の連携を密にしてとか、力を入れてということもありますが、これほど横まで幅広くなり過ぎては、せっかくの策、ちょっと薄まっては大変いけないと、これはしっかりと新しい部署を持って専門性を高めてやらなければ、この魂入れというものは成功しないのではないかなと私は思っているところであります。

浦臼町においても、子供の教育においては自然豊かな環境の中、そして少人数であるがゆえに中身の濃い教育のできるものであります。

ぜひとも、これは教育委員会も含めて取り組んでいって行くものと思っております。

また、専門の部署を持つということではありますが、2017年の1月9日の北海道新聞に企業の人材を市町村にということ、第1面のトップ記事に載っていたわけなのですが、これは何ぞやと申しますと、企業の人材を市町村に交流促進を仲介役として道がしましようということなのです。

そういったノウハウを持つ人材の派遣を要請することによって、企業からそういう人材の交流促進も可能であると思っておりますし、また道の方でもそういう専門職の方の職員の派遣依頼も可能と、たしか私も定かではないのですけれども、聞いたこともありますので、ぜひともそういうノウハウを持つ即戦力的な人材に応援をいただいて、しっかりと1本筋の通った部署を創設してやっていけないものかと私も思っているところであります。

そういった意味で、今後この人材の派遣とか、そういう方向に向けての町長の考えがあったら聞かせていただきたいと思っておりますし、町長のその人材派遣、可能かどうか、今後に向けての考えがありましたら、聞かせていただきたいと思っております。

○議 長

一部、趣旨とずれる部分もありますけれども、町長、答弁よろしいですか。
斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

子育て支援の町宣言という質問でありますので、今の統一的な窓口がないのはどうかという質問だと思いますけれども、これについては4月から包括支援センターの方に一つの係をつくって、子育て支援の一本化、全部をそこにするのはちょっと無理ですけれども、大まかにそこへ行くように係の設置については計画をしているところであります。

人材派遣については、適宜そういったものを活用しながら、町のいろいろな職員の不足等々を補うという意味では常に持っておりますので、チャンスがあればそういうところも活用したいとは思っております。

以上です。

○議 長

もう再々終わったので。

○2番（中川清美君）

若干ずれたところもあったかなと思いますけれども、答弁をいただいたということでお礼を申し上げて、しっかりと静から動へということでお願いいたしまして、おわびも含めて申し上げて、一般質問を終わらせていただきます。

○議 長

続いて、発言順位4番、折坂美鈴議員。

○5番（折坂美鈴君）

平成30年第1回定例会におきまして、私は教育長に1点と町長に大きく3点の質問をいたしたいと思います。

まず、1点目であります。町民文化祭の継続について。

教育長の教育行政執行方針に、町民文化祭の継続が難しくなっている現状とありました。

地方における急激な人口減少と高齢化の問題は、住民の心にも将来への不安という暗い影を落としかねない問題です。

だからこそ、人々の心の潤滑油である芸術、文化の振興は力を注がなければならぬ分野だと私は考えます。

町内に小学校が3校あったころは、小学校の運動会は地域の運動会を兼ねていて、綱引きやリレーに汗を流し、住民相互の交流を深めていたことを懐かしく思い出します。

文化祭でも3校の子供たちの劇や演奏を見聞きできる楽しい時間がありました。

近年の町民文化祭は、参加する団体も減ってきて、観客も減り、活気がなくなりつつあります。

そこで、文化祭の発表に園児や児童が参加するプログラムがあれば、地域の皆さんとの交流にもつながり、文化祭も活気づくのではないかと思います。

町民が笑顔で生き生きと楽しく過ごす交流の場である町民文化祭をなくさないよう存続の道を探っていただきたいと思います。

次に、町長に対する1点目の質問であります。

深刻な有害鳥獣被害に対する駆除対策を急いで。

昨年末から議会と各町内会とで行った議会懇話会では、どの町内会でも有害鳥獣についての駆除対策を望む声が多く聞かれました。

有害鳥獣による農業被害額を調査することは難しいと思いますが、ここ数年でそれだけ深刻な問題に発展していることをまず認識していただきたいと思います。

丹精込めてつくった農作物を収穫直前に食べられたり、結果として収量が激減したり、農業者としてその無念さ、怒りの気持ちは察するに余りあるものです。

自費で電気柵を設置したり、アライグマを箱わなで捕獲したりと、自衛するしかない現状に、町としての対策はないのかという農家の不満の声、怒りの声を行政はどう受けとめているのか伺います。

近年では、エゾシカが中山間地域だけでなく石狩川流域でも出現しています。

浦臼町は、シカの捕獲頭数が年に20頭前後と近隣町村の中でも特に少ないことから、町民は浦臼町における捕獲頭数をふやすための対策と、おののが自衛するための費用の助成などを望んでいると私は考えます。

新年度予算では、地方創生総合戦略として位置づけているジビエd e ウラウスプロジェクトの実現のため食肉加工施設調査設計業務委託料や特産品開発支援業務委託料、ジビエd e そらちコンソーシアム運営補助金が予算として計上されていますが、食肉加工よりも農地が荒らされる現状を何とかしてほしいという町民の思いと有害鳥獣駆除のためにジビエ事業が必要という行政の考え方との乖離は町民に対する詳細な事業の説明なしには解消しないと考えます。

1、有害鳥獣に対する自衛手段、電気柵設置費用などに助成する考えはありますか。

2、ハンターとして地域おこし協力隊を募集するのはどうでしょうか。

3、地方創生総合戦略として、ジビエd e そらちを今後どう事業展開していくのか、説明会を開催し、町民に理解を求めることが必要ではないかと考えます。

その上で、減量化施設の建設予定地の地元住民への丁寧な説明をする必要があると思いますがいかがですか。

町長に対する2点目の質問であります。

地域コミュニティーの存続のために。

地域のコミュニティー施設の維持を目的として、地区会館の修繕費用の80%を補助する施策が示されました。

町内会からの要望を聞き入れて、補助の対象施設をふやし、補助額を大幅拡充することは大いに評価するものではあります。私はこの補助金を解体費用にも使えるとするのは目的にそぐわないと考えます。

新たに対象とした会館は、町内会独自で建てたものですが、地域のコミュニティー施設として町民に大切に使用されてきたことから、町内会に対して会館の維持管理交付金が毎年町から支払われている点では、緊急避難所として町が建設した鶴沼第1、浦臼第1、浦臼第7の会館と何ら変わりはないと思います。

この際、鶴沼第3、浦臼町第8、晩生内第3の会館も緊急避難所として指定し、大規模改修、解体においては町がその責任を負うとしてはどうかと考えます。

その理由として、今後各町内会も人口減や高齢化でその運営さえままならず、町内会再編の動きもある中、老朽化する会館を20%とはいえ、大規模改修や解体を自己負担して行う体力がそれぞれの町内会にあるだろうかという考えからです。

地域のコミュニティーを維持するための補助金なら、使い方に自由度を持

たせた交付が望ましいのではないのでしょうか。

その補助金を使って、町内会独自の3世代交流焼肉大会やもちつきなどのイベントを行ったり、交付金で除雪機を借り上げ、独居老人宅の除雪をみんなで行ったり、あるいは機械を借りて町内会にある危険廃屋の撤去を行ったりするなど、町内会で話し合っ、何に使うか決められる補助金としていただきたい。

みんなで集まって、自分たちが暮らす地域をどう守っていくかという話し合いを重ねることがコミュニティーの維持、存続につながると私は考えます。

使い方を限定しないコミュニティー存続のための補助金の検討を求めます。

最後になります。人口減を食いとめるための今後の方針を明らかにして。

2014年に、日本創成会議による消滅可能性都市896のリストが発表されてから3年、消滅自治体と言われた過疎自治体はどうなったかということ、持続可能な地域社会総合研究所のデータによりますと、過疎自治体の4割、327市町村で、結婚、子育て世代である30代の女性が5年前に比べてふえているという明るい未来を予見できる結果が出たそうです。

若い女性世代の人口をふやしたり、人口の社会増を実現した自治体は意外にも離島や山間部などの条件不利地が多いといひます。

条件不利地でも人とのつながりや魅力ある資源などを求めて移住する人が一定数いるということではないのでしょうか。

浦臼町が2017年11月に出した浦臼町人口ビジョンでは、浦臼町の2040年の目標人口を1,300人と設定し、人口減を食いとめるために地方創生総合戦略が立てられました。

計画期間は、平成27年から平成31年までの5年間です。計画の折り返しとなった現在、効果の検証を町民へ報告してはどうでしょうか。

前日の持続地域総研の藤山浩所長が唱える人口総数の1%の人口と所得を地域に取り戻す「1%戦略」を浦臼町も目指して、現状を把握し、具体的な目標数値を設定し、目標達成のためにやっていること、これからしなければならないことを町民に明らかにしていかなければならないと考えます。

1、現状把握のため、直近5年間、2013年から2017年の合計特殊出生率の推移、あるいは出生数の推移、高齢化率の推移、転入数と転出数、社会増減の推移を示して。

2、目標設定している数値は。

3、目標達成のための具体的な方針を示し、現時点での中間報告と改善点を示してください。

以上です。

○議 長

ここで、昼食のため休憩といたします。

会議の再開は午後1時30分といたします。

休憩 午前 11時43分

再開 午後 1時30分

○議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問、折坂議員の質問に対して、教育長、答弁を願います。

浅岡教育長。

○教育長（浅岡哲男君）

5番、折坂議員の町民文化祭の継続についてというご質問にお答えいたします。

このことにつきましては、生涯学習における芸術文化の振興として、浦臼町第8次社会教育中期計画において触れており、すぐれた文化・芸術に接する機会の提供や読書活動の推進・奨励等を通して豊かな心をはぐくみ、潤いのある生活を過ごしていけるよう各種事業を展開しておりますが、特に文化芸術振興において、過疎化や指導者の高齢化等によりサークル活動等が休止や解散となってきており、みずからの発表の場である町民文化祭の参加者や来場者が減少傾向にあり危惧されることから、町民の文化芸術に親しめる場がなくならぬよう執行方針の重点施策として掲げさせていただきました。

教育委員会としては、文化芸術に触れることにより、いつも笑顔で生き生きと心豊かで潤いの持てる暮らしのために、文化講演や音楽鑑賞、文化講座開催等、重要であると考えていることから、幼児から高齢者まで世代に応じた文化芸術の提供に努めております。

また、日ごろ活動している皆さんが主体となって浦臼町民文化祭実行委員会を立ち上げ、毎年開催している町民文化祭は、それぞれの活動成果である作品展示、芸能発表、さらには文化芸術に直接触れ親しむ機会として大きな役割を担っていただいておりますことから、町民文化祭が継続して開催できるよう、各団体、サークルや、まとめ役である文化協会との連携を密にし、主体的な活動の促進や芸術・芸能の発表の機会の継続に向けた取り組みの支援に努めてまいります。

以上でございます。

○議 長

続いて、町長、答弁願います。

石原課長。

○産業振興課長（石原正伸君）

有害鳥獣対策についての質問にお答えいたします。

昨年度の農業被害額につきましては、北海道の発表によりますと約39億円と前年より減少しているものの、まだまだ大きな数字にあり、鳥獣被害が深刻な状況にあることは認識しておりますが、決定的な効果が上がる対策がないのが現状でございます。

自衛手段として電気柵設置への助成の考えにつきまして、近隣市町におき

ましては、協議会や事業主体となり農水省の鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用し設置をしております。柵の切れ目からの侵入や線を飛び越える等の現状も聞こえている状況でございます。

また、電気柵に起因する死傷案件も発生していることから、適切な安全管理が必要となり、冬期間におきましては一時撤去に係る費用と手間がかかるなど有効性や安全性、管理性を考慮いたしまして、今のところ設置の助成については考えておりませんが、捕獲体制の強化を図りジビエ事業を推進し、農業被害の低減につなげていきたいと考えております。

次に、地域おこし協力隊の活用についてのご質問ですが、近隣の芦別市では協力隊が精力的に有害鳥獣駆除に取り組んでおり、そういった事例もありますので、本町におきましても積極的に募集をかけてまいりたいと思います。

次に、説明会の開催についての質問ですが、施設建設の予定の住民へは地域町内会を通じて事業内容を説明する機会を今月中に設ける予定でおります。

また、全町民への事業周知につきましては、広報等で情報を提供したいと思っております。

以上です。

○議 長

続いて、河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

次に、3点目のご質問にお答えをいたします。

平成30年度から実施しようとする補助の拡大につきましては、各町内会が高齢化、戸数減少により財政面で厳しい状況にある中、町内会館等のコミュニティー施設の維持費用に係る負担の軽減を図ろうとするものであります。

既に、この制度を利用して、改修や解体を行う意向を示されている町内会もあり、町はコミュニティー施設の維持に支援をしてまいりますが、地域で今後について話し合うことも重要であり、地域が判断した場合には、解体についても支援したいと考えております。

避難所の指定につきましては、その重要性については認識をしておりますが、新たに緊急避難所の指定は考えてございません。

また、自由に使える補助金につきましては、町内会交付金がそれに該当するものと考えておりますし、公共性の高い内容であれば、町民まちづくり活動応援補助金の活用も可能と考えております。

次に、4点目のご質問ですが、まず直近5年間の合計特殊出生率等の推移につきましては、まず合計特殊出生率でございますが、2013年から2017年にかけて0.70、1.75、1.55、1.80、1.55と推移してございます。

次に、出生者数でございます。2013年から2017年にかけて6名、12名、8名、9名、8名と推移してございます。

次に、転入者数でございます。2013年から2017年にかけて62名、63名、57名、44名、38名と推移してございます。

次に、転出者数でございます。2013年から2017年にかけて81名、73名、81名、95名、88名と推移してございます。

次に、高齢化率につきましては、2013年から2017年にかけて36.4%、37.3%、35.5%、40.9%、43.0%と推移してございます。

次に、目標設定している数値でございますが、人口ビジョンにつきましては、議員がご質問で述べられました2040年に1,300人がまさに目標人口となっております。

総合戦略において目標設定している数値につきましては、総合戦略の第4節で政策分野別基本目標にお示ししておりますが、(1)地域資源を生かした雇用確保・産業育成では、5年間の新規就農者数10人を目標としております。

(2)浦臼町ファンをつくり、人・物の流れをつくるでは、5年間の移住者5世帯15人を目標としております。

(3)若者の家族づくりを支援するでは、合計特殊出生率1.54を目標値としております。

また(4)高齢者や移住者が住みやすい地域づくりの推進では、人口の社会減、平成31年度、50%減を目指すとしております。

目標達成のための具体的な方針につきましては、浦臼町総合戦略に記載されてございますので、お目通しをいただきたいと思います。

現時点での中間報告と改善点とのことでございますが、新規就農者につきましては平成27年度から7名となっております。

移住者につきましては、新たな移住関連施策対象者をカウントすることとなっているため、現在のところ実績はありませんが、子育て支援が充実しているため転入された等の情報も聞こえてくるところであります。

合計特殊出生率につきましては、5カ年平均を目標値としており、目標値1.54に対して1.47となっております。

人口の社会減につきましては、2010年から2014年の平均社会増減はマイナス29名で、50%減は14.5人となりますが、先ほどお示した数値で算定しますと、マイナス15.4人となっております。

総合戦略につきましては、PDCAサイクルに基づく進捗管理等を毎年度行うこととしておりまして、庁内会議を行った後、浦臼町総合戦略審議会に諮りまして、計画の進捗状況や変更についてご審議をいただいております。

平成29年度の改正につきましては、主な事業・取り組みに民間賃貸住宅等建設補助事業と高齢者運転免許証自主返納支援業務の追加等の改正をしてございます。

今月1日の北海道新聞では、空知管内24市町のうち22市町が転出超過との記事が掲載されており、全体の人口が減少に向かっている中であって、

社会増につなげることは非常に難しいと実感しておりますが、引き続き人口減を食いとめられるよう努力をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

折坂議員、1件目について再質問ありますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

町民文化祭の継続についての質問に対する2回目の質問でございます。

昨今、町民文化祭の継続どころか文化祭に参加している団体自身が会員の減少や高齢化に存続の危機、こういう問題を抱えている状態であります。

こういう小さな事象の一つ一つからも、町は定住・移住策にもう少し本腰を入れてもらわなければならないことが実感として切実であると私は日々感じております。

文化協会とともに創意工夫されるという浦臼町のオリジナリティーあふれた文化祭の企画についてであります。私は小中学校の生徒さんの学校祭、学芸会を見させていただいておりますが、いつも子供たちの踊りや歌には表現力の豊かさに感心をし、お芝居も堂々とした演技力、度胸のよさにどぎも抜かれているのであります。こんなにすてきな発表を地域のたくさんの皆さんに見ただけの機会があればいいのにと常々思っていました。

付き添われる先生方に負担のかかることでしたら、一般町民の団体とのコラボレーションなど楽しい企画を考えていただいたらいいのかなと思います。

子供たちにとっても有意義な体験になり、子供たちも立派な浦臼町民だという自覚がわくのではないかと考えます。

具体的に検討し始めていることがあれば伺いたいと思います。

○議 長

浅岡教育長。

○教育長（浅岡哲男君）

議員の言われるとおり町民文化祭の活性に向けては、子供たちの参加が多くいただければいいのかなという思いでおります。

ただ、学校現場におきましては、限られた授業時数の中、また10月は学芸会発表の直後の文化祭、中学校については学力テスト、そんな状況の中ではなかなか難しいのかなという思いでおります。

委員会としては、特段学校に生徒の参加を依頼した経緯はございません。

ただ、文化祭を町民挙げてやっているということで、その日の中学校については部活動の調整とか、小学校については子供たちが参加しやすい状況をつくってほしいという環境整備のお願いはしているところでございます。

以上です。

○議 長

再々質問ありますか。

2 件目の再質問。

折坂議員。

○5 番（折坂美鈴君）

私の質問の 1 と 2 では、浦臼町の鳥獣被害の直接的な対策として私が考えたものでありますが、まずハンターの育成、これをしっかりやらないと個体の確保にはつながらないと考えております。

ここでは、具体的なハンターの育成についてなのですが、具体的な国の支援があるよという先ほどの牧島議員への答弁にありましたけれども、国の支援は具体的なものはどんなものがあるのかということをもっとお聞きしたいと思います。

私は、町がおっしゃるジビエが被害防止の対策だというのであれば、最初からよその町から駆除したシカが来ることを前提にするのではなくて、自分の町の被害をどう防止するのかということをお話し合わなければならないと考えています。

このことが大前提でありまして、その上で実際に施設を建てたらどうということが起こるのかということを検証する、町にとって費用対効果がどのくらいあるのか、最初から赤字に陥る可能性が大きければ、私は一納税者として事業の執行に慎重さを求めるものであります。

ということでの次の詳細な試算についての説明を願います。そういう質問なのですが、まず解体処理施設についてなのですが、私はこの 800 頭のシカを集めるということを探算ラインとしているという、ここにちょっとこだわりたいのですが、この 800 頭がなぜこの探算ラインとなるのかという、その根拠をお示しいただきたいと思っています。

占冠村村営の処理解体施設というのがあります。これは町からいただいた資料を熟読して見せていただいたのですが、受け入れ頭数が 365 頭で、ハンターに支払う買い取り金額を 1 万 7,000 円としているそうです。

この 1 万 7,000 円の内訳が、農水省であり占冠村、あと J A ということ負担をしているということでありました。

浦臼町の場合はこの買い取り金額、これを幾らと想定しておりますか。

占冠村では、この状態でありましても 100 万円の赤字補てんをしております。

しかし、村内のシカはすべて処理できているので、農業被害が減っているということで 100 万円の公費負担も村民の理解を得ているということでもあります。

先ほどの牧島議員の質問に対する答弁の中で気づいたのですが、私は最初この施設は公設民営という形で建てられるのかなと考えていたのですが、先ほどの答弁では官民連携ということをやるとのお話がありました。

ということは、企業はその施設を運営するのでありますけれども、赤字補てんをするということになるのではないかと考えています。

そうしないと企業の撤退もあり得るわけですから、この赤字補てんを行うラインと申しますか、赤字はこの採算ラインをどのくらい下回るとどれだけ赤字になるか、こういう計算をされていますか。この部分。

また、別の池田町の町営解体処理施設というのがありますが、ここの施設は事業費を最小限に抑えております。

浦臼町の今の試算では、解体施設だけで1億650万円という金額が提示されておりますけれども、この池田町の場合は最小限ということで4,000万円で施設をつくっております。

そこで年700頭を受け入れています。ここの駆除奨励金は1万8,000円ということです。

でも、施設使用料ということで、ここは多分業者からなのでしょうか、1日当たり1,000円もらっていると書いてあったのですけれども、それでも赤字だと書いてあるのですよね。

では、浦臼町はどうなるのだろうという心配が立つわけなののですけれども、もう少し小規模でやった場合の試算、これも必要ではないかと思いますが、そういう試算はやっていらっしゃるでしょうか。

採算ラインが下がるというふうに。小規模でやればですね。思いますがいかがでしょうか。

それから、もう一つ別の問題として、今度は減量化施設を町営で管理するという問題を私たちは3月13日に初めて聞いたのですけれども、ここの管理経費については幾ら見込んでいますか。

牧島議員への答弁では、人件費はかかります、機械代もかかりますということでしたが、いまだに試算を行っていないという、そういう答弁でありました。

私は、まだあると思いますね。水道管を引くお金も幾らかかるか、そこもお聞きしたいのですけれども、これは幾らと試算をされていますか。ここは町単費でやるはずなのですが。

そういう細かな金額をはっきりお示しいただきたいということの質問でございます。

あともう1点、このシカの個体を800頭集められるかという問題なのですけれども、中空知プラス月形町、美唄市、三笠市、この13市町で連携をしていくと新聞報道でも載っておりましたけれども、連携ってどのような連携でしょう。具体的なことをお伺いしたいと思います。

町からお示しいただいたデータによりますと、13市町で年間3,890頭という捕獲数はあるということですが、そのうち狩猟ではなくて駆除数は2,356頭と示されました。

これらをすべて道路から近いところで撃つもの、平野部での捕獲と理解をしますと、搬入は可能かもしれません。2,356頭。

しかし、そのうち食肉として使えるのは、心臓、肺、首、頭に弾が命中したものでなければならぬと聞いております。

たまたまそこに命中するのが、多く見積もって、2, 356頭の3割としたら800頭という数字にはなりますが、ハンターさんから聞いた話によりますと、春から秋にかけては、流し猟といって、車で走りながら探して捕獲するものが多いと聞いております。

そんな中で、ねらったところに撃てるのはかなりの習熟度が必要かと思えますし、なのでこんな割合でとれるのかなとも思います。

また、猟は1人で行くのが多いと聞いております。1人では170キロにも及ぶシカを車に載せるのは不可能ですから、ハンターさんに持ってきてというのは無理な相談だと思います。

とりに来てくれるなら幾らでも協力しますよというのはハンターさんの本音だと思います。

また、良質な肉がとれるという冬場は山奥で狩猟したものが多いと聞いております。空知の山は道東や道北に比べて険しいと言われております。ですから地形的にも搬入は不可能なものと考えます。

前日の800頭が食肉になり得る数字だという方に解釈しても、30分以内に内臓を取り出さないと使いものにはならないと私は聞いております。

北は芦別市、南は三笠市、ここは浦臼町から行くだけで40分以上かかると思います。

こういう地域で結構たくさんとれていると思いますけれども、野外での内臓摘出、これを許可するのですか。そこを伺いたいと思います。

あとは最低限の確実な数字を教えてください。

アンケートによりますと、焼却処分をしているという自治体が4自治体あったと思いますが、ここは処分場に持ってきてくれそうな感じがするのですが、その確実な頭数はどのぐらいでしょうか。

以上、数字的なものをお聞きしましたので、お答えをいただきたいと思えます。

○議 長

石原課長。

○産業振興課長（石原正伸君）

ただいまのご質問にお答えします。今の段階でわかっている部分について回答したいと思います。

まず、一番最初にハンターの育成に対する国の支援ということで、どのような支援があるのかというご質問だと思いますけれども、これにつきましては当然ハンターの技能を向上させることによって使える個体をふやすという部分では、非常に重要なことだと思っております。

これも国としましては、このモデル事業に限ってソフト事業という特別な補助金をつけてくださってございますので、それを使いながらハンターの技能を向上させる講習ですとか、そういった機会等を設けながら進めていきたいなと思っております。

あと次の質問で、我が町の捕獲体制を強化するのが先ではないかというご

質問でございます。

こちらにつきましても、当然議員がおっしゃるとおり、うちの町の捕獲頭数をふやすというのは当然必要になってくることだと思っておりますし、先日猟友会さんと話す機会がございまして、ハンターさんといろいろな実際現場での作業ですとか、首から上を撃てる距離、能力ですとか、そういった難しさというのも十分お聞きしてきたところでございます。

そういうのも含めて、ハンターさんにはこれから進めるこの事業に対して、少しでもいい結果を出せるようにお互い知恵を絞りながら体制を整えていきたいと思いますということで、お互いそういった同じ方向に向いて協議をしてきたということでございます。

なので、我が町の捕獲体制については今後この事業と並行して進めていくという考えでおります。

次の採算ベースを考えたときの800頭の目安というご質問でございます。

これにつきましては、あくまでも企業が800頭を捕獲して利活用するというところで商品化した場合の試算、単価、物の売れる値段ですとか、人件費が何人かかるですとか、そういった机上の計算をしたところで800頭という数字が出てきてございます。

この国のモデル事業の概要を読んでもわかれると思うのですが、全国的には1,000頭という目安が出てきてございます。

ただ、エゾシカの個体の大きさからいきますと、ニホンジカよりも頭数が200頭ほど少ない頭数でも採算が合うであろうという国の試算も出ておりますので、ほぼ本町で計算してシミュレーションをかけた800頭という目安とは合致しているのかなというイメージでおります。

あとその800頭の買い取りの価格はどうなのだというご質問でございますけれども、これもこれから決めていくこととなりますけれども、あくまでも民間企業がそれを使った事業として採算ベースを合わせるためにその買い取り価格、シカの個体の状況によってそれぞれ値段は変えていく必要がございまして、それらにつきましても来年度、詰めた形でマニュアル化をしていきたいと考えてございます。

次に、赤字補てんの考え方ということでございます。

民間企業が営利目的とした企業でございますので、赤字が出た場合に町として補てんをする考えであるのかというご質問ですが、現時点では健全経営に必要な材料、条件等は町が近隣市町、猟友会、それぞれの関係団体等と協議をして条件は整えていこうと考えておりますので、それが条件が整って初めてこの事業が採算に合ってくるのかなと考えますが、それを大前提として民間企業にはそういったノウハウを持った企業に参入していただいて、経営をしていただけるということで、そこは民間企業のジャッジをしていただくような形で考えておりますので、今の段階で赤字補てんをするという考えはございません。

あと次に、もう少し規模を小さくして事業計画をしたらどうだという話で
ございます。

これにつきましても、今試算をしている規模として800頭を受け入れる
施設規模で考えてございますけれども、来年以降、来年度実施設計等調査も
していきますし、その段階でこの規模が妥当なのかどうかということ
で再度検証はしますけれども、国が示すおおむねの規模として、一般的な規模
でこれぐらいの規模でいけるのではないかなと考えております。

あと細かな質問で、それぞれ水道管の布設する経費が幾らぐらいになるの
かという部分で把握しているのかという質問ですけれども、これにつきまし
ても水道企業団とは打ち合わせをさせていただいておりますけれども、現段
階で設計をしている段階ではございませんので、細かな数字につきましては
今の段階では押さえてございません。

おおむね幾らぐらいということで、一般的な工事費で計上していこうとい
うことで、おおむねの金額は押さえていますけれども、そういった部分。

おおむね、まず施設の使う水量、そこの施設にどれだけの水量が必要なの
か、これは設計しないとわからないのですけれども、その水量をそこまで水
を給水するための増圧ポンプというのが必要になってきますので、そうする
とその増圧ポンプの能力も変わってきます。

ということで、細かな数値は出てきませんが、おおむね3,000
万円程度というような見込みではございますけれども、全く設計していない
段階でございますので、金額的には大きく変わる可能性もございます。

あと屋外で内臓摘出するのかというご質問でしたけれども、こちらについ
ては屋外で内臓を摘出することは考えてございません。

認証をとるためにはそういったことは認められていませんので、内臓の入
ったまま現地で放血処理をした個体を処理施設に搬入するというイメージで
ございます。

近隣市町とのシカの個体を集めるための連携の方法はというご質問でござ
いますけれども、これにつきましても先日空知管内の会議で協力依頼をさせ
ていただきましたけれども、中空知の中でもこの有害鳥獣担当の方々とこの
町の今やろうとしているモデル事業に対してご協力いただきたいということ
でお願いしておりますので、この後具体的に狩猟を行っている猟友会の方々と
細かな打ち合わせをしながら、それぞれの条件が変わってくるのが想定さ
れますので、細かな打ち合わせをしながら収集できる方向で調整をしていき
たいと思います。

以上でございます。

○議 長

再々質問ありますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

まず、ハンターの育成について重要だという認識はお持ちだということは

わかったのですけれども、モデル事業だから補助金がつきますよと。講習会をやるというお話だったので、これ座学ですか。

現在、実際に撃っていらっしゃるハンターさんに対して座学を行うということでありましょうか。

新しいハンターさんの発掘というのが、私は先ほどのハンターさんの高齢化の話も聞きながら、これはもう新しい若い年代の方にこのハンターさんの技術を引き継いでいくということが一番重要なことではないかなと考えますので、その点に対するどういう助成の仕方があるのかなと興味を持って聞いたところなのですが、ちょっと残念だなと思いました。

それから、実際の800頭の採算ラインの根拠ということで、どのように試算をしたかという話では、机上の計算ということで、売れる値段と人件費、こういうものを勘案しながら800頭と立てたというお答えだったので、私を知りたいのは、浦臼町の負担分なのですよ。

ですから、その1万7,000円とか1万8,000円、ほかのところでやっていらっしゃる買い取りの金額、ここを幾らで設定して、浦臼町の負担はどのぐらいになるのか。これからずっとかかるわけですよ。毎年かかる金額なのですね。

よそから持ってきたシカについても、浦臼町はこの買い取り金額を出すのかという点などについてお聞きしたいと思います。

800頭集めるという、この誘致をしたという浦臼町の責任があるのではないかと思います。赤字補てんはしないということでしたが、この企業に対する浦臼町の責任はあると私は思っております。

近隣市町との連携、これが整った時点での話で、赤字補てんは今のところ考えていないということでしたけれども、近隣市町との連携が整わなければ民間の判断になるということでしたが、撤退もあり得るということですよ。

ちょっと余りにも決まっていることが少な過ぎます。31年秋には営業をするということを聞いておりますが、今から間に合うのでしょうか。すべての試算が全部中途半端だなと考えましたし、浦臼町の負担分だけでもわかっていないところが多過ぎます。このような状態のまま、私はこの事業に賛成することはできません。

それで、このような私が質問するようなことを、きっと町民の方も聞きたいと思っていると思うのですが、先日27日に鶴沼地区の住民だけに対するジビエ事業の説明会をするという案内が来ていたのですけれども、町は地方創生総合戦略の一環としてジビエ事業を28年から取り組んでいるのですよね。

これまで町政懇談会などで町民全体に事業の詳細、今後の展開について情報を提供してきましたか、町長。

建設予定地の住民から合意を得なければ事業を進められないから、今年度中の説明会としたのだと思いますけれども、新年度予算が議会で通った後の説明会というのは住民合意を前提としているということでしょうか。

これでは余りにも住民不在の町政と言われても仕方がないと思います。住民は賛成か反対か意思表示をどこで示せばいいのでしょうか。

議員としても、建設予定地の最終報告は予算特別委員会の当日でした。事業の詳細がいつまでたっても不確定であったため、住民への早い段階での正確な情報提供ができなかった。

浦臼町に医療ごみが入ってくる時、町民は情報を早目に入手することができたので反対することもできましたし、その当時の山本町長も町民全体への説明会をきちっと開催しておりました。今回はそれもしないという。不誠実であります。

広報で情報を提供するという先ほどの答弁でしたけれども、こういう一方通行のお知らせだけで、町民からの反対の意見とか疑問の声、これはどう受けとめるのでしょうか。

町民全体への詳しい説明会を私は求めるものですが、いかがでしょうか。

それから、地元住民へは最終的に何をもって合意を得たと判断されますか。

私が地元住民に聞き取りをしたところ、浦臼町でとれたシカを処理するのなら、それで農業被害が軽減するなら理解できると言っていました。

浦臼町では、一向に捕獲頭数がふえないのに、よその町からどんどんシカが来るということ、こういうことは心情的に理解ができないと言っております。当たり前だと思います。

そのこのところはどう説得しますか。どう合意を得たと判断しますか。その点重要ですので、しっかりお答えください。

○議 長

石原課長。

○産業振興課長（石原正伸君）

ただいまの質問にお答えいたします。私の方で答えることができることについて説明させていただきます。

まず、ハンターさんの技能講習という件でございますけれども、猟友会の方と話をしたときに、本町にはライフル射撃場というすばらしい300メートルという距離のある射撃場がございます。

そこでこういうライフルの技能講習ですとか、そういったものを展開していけば、よりハンターの技量が向上されて、この事業も成功していくのではないかと、ハンターさんから教えていただいた部分がございまして、そういった回答をさせていただいております。

机上ではなく、現場の射撃の技能というものを向上させるという意味合いの取り組みだと私は認識してございますけれども、詳しくは猟友会と再度協議をしていきたいなと思っております。

800頭の買い取り金額等のご質問ですけれども、基本的にそのシカを使って経営していくのは民間企業が経営するということを前提で考えていますので、仕入れと売り上げという関係が出てきますので、想定している金額は町の中で試算上ではじいた金額はございますけれども、それがそのとおり民

間企業ではじいたときにそのような設定になるかどうかという部分は大きく変わってくると思いますので、その辺については来年度以降、民間企業の方で収支をしっかりと押さえた中で健全な経営ができるという単価設定をしていくということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議 長

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

基本的に、この事業はごみ処理施設ではないというのがまず1点あります。完全な民間の企業誘致事業でありますので、その点をまず地域の方には説明をしたいと思いますし、納得してくれるようにこちらで誠心誠意説明をするということでもあります。

以上です。

○議 長

次に、3点目についての再質問ありますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

予算審査委員会で会館の維持管理経費について、町が保有する会館も町内会で保有する会館も住民が大切に保存して、地域コミュニティーを維持するのに必要な交付金であるということには変わらないので、同一としてほしいという要望をしたのですけれども、それについてはいかがでしょうか。

さて、緊急避難所とされている3会館ですが、現状を町長は御存じでしょうか。年間1万6,000円という維持管理費をいただいておりますが、これでは水道代にも及びません。

ある会館は水道もとめています。集会も少なくなってきたことからガスもとめております。卓上コンロで料理やお湯を沸かしています。

あちこちが老朽化で、今回の補助金でどこから直すかみんなで検討しているわけでございます。お金がないので何回かに分けて使いたいという要望も出ております。

昔は若い人も多かったのですが、屋根のペンキ塗りも役員が交代でやっていたのですが、もう無理なので今回の補助金で業者に頼むというところも出てきたということであろうかと思えます。

このような経費は、会館を持つ地区の住民たちで、たとえ2割でも負担しなければならないのです。

特に、住民の数が少ない地区が会館を持っています。会館を持たない住民はこのような負担はないし、今年度より町内会議で役場を借りる場合はその使用料も無料になるというから、絶対に会館を持たない方が住民負担は少ないということになります。

このまま人口減で高齢化が進めば、どの地区も維持管理ができなくなり、会館を解体する判断をするようになるかもしれない、それでいいのですかと

いうことです。このことを危惧します。

地方自治法では、普通地方公共団体は住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するための施設、これを公の施設をいいますが、を設けるものとするがあります。

新十津川町では、11ある会館の耐震診断をやって、老朽化施設7会館を建てかえ、残り4施設についてもバリアフリーにしたり、耐震補強工事を行ったそうですが、全部町費です。

維持管理については町内会にお願いしていますが、解体については3年かけて全部町がやったということです。

総務省は、公共施設などの適正管理のための財政措置を26年からやっていますが、公共施設等総合管理計画、個別施設ごとの長寿命化計画などの中に会館を含めた計画はありますか。浦臼町は会館の耐震診断をやっていますか。

高度成長期に建てられた公共物の老朽化に頭を悩ませているのはうちだけではないと思います。公共施設は道路、橋、公営住宅だけではないと思います。

現在の会館の使用状況を見て、緊急避難所の整備は喫緊だと思います。会館の修繕、建てかえ、解体に住民負担を求めるのはおかしいと思います。避難したところが危険なのでは避難所の体をなさないではないでしょうか。

そして、もう一つの大きな問題は、小さな町では公共施設といっても人が来ないことが多いですよね。だからそんなところにお金はかけるべきではないという議論に往々にしてなってしまうますが、私はそうではないと思います。

災害時におけるコミュニティーの大切さを私たちは阪神大震災や東日本大震災の報道で思い知らされたではないでしょうか。

仮設住宅で既存のコミュニティーを無視して建てられたばかりに、震災後の孤独死という悲しいニュースをたくさん耳にしました。

コミュニティーを維持するためにお金をかけることは命を守ることと同じ意味があると思っています。

ましてや、緊急避難所です。何とか歩いて避難できる場所というのは、高齢者をたくさん抱える地域には必ず必要です。人数だけで統廃合を決めないでいただきたいと思います。

結論として、今回は補助金から鶴1、浦7、浦1を除いてもらって、こちらは緊急避難所としてしっかりしたものを町の責任においてやってもらうということです。

あとの会館のみこの補助金の対象としていただく。これからは会館のあり方についても一度整理をしてほしいし、町内会長会議などで町内会の再編の議論とともに、今後の担い手に負担を残すことのないように話し合っていたきたいと思いますが、いかがですか。

○議 長

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

早口なのですね、結構。ちゃんとした答えになるか、ちょっとあれですけども。

何回も全員協議会等でお話ししているように、今ある地区会館のできた当時の経緯がもうほとんど職員もわかっていないという状況がありまして、そのときの約束事ですとこう来ていたということだと思いますし、ここ何年間、今議員指摘の戸数も減っている、高齢化が進んでいる会館を維持するのは非常に難しいという声にこたえて、今回かなりの拡大補助をしたということでもありますので、ただ避難所とは別に自分たちも今までの経緯の中でもう少しその点について、今言われたような町としてやるべき部分のことをしっかり検討してこなかったという部分は反省をしておりますので、今すぐ全部町でやるとか、そういうことにはなかなかありませんけれども、今後について十分町としても検討はしていきたいと思います。

以上です。

○5番（折坂美鈴君）

維持管理費を同じにしてくださいと言った答えがいただいていないですが。

○議 長

町長。

○町長（齊藤純雄君）

さっき言ったように、非常に古い中でずっとこの割合できていますので、自分たちもなぜこれに来ているかというのがちょっとはっきりわかっていないですね。

ですから、そういうところも含めて、もう一度検討はしてみます。ただ何かの理由があって、このような負担割合、分けているのだろうという思いはありますけれども、それらも含めて今後について少し検討させていただきたいと思います。

○議 長

再々質問。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

この問題については、13日の予算委員会からずっと申し上げておりまして、同じ答弁でございます。建てた経緯がわからないからという。

今、私は建てたところの経緯を聞いているのではなくて、今後こう変えてほしい、こうこうこういう、同じではないですかという、会館としてみんなが大切に扱っている部分というのは同じなので、維持管理経費については同じにしてほしいという意見であります。

しかし、根本的に修繕、建てかえ、解体となりますと、これは緊急避難所であります町で建てた公の施設と町内会で建てた会館とを同じレベルに並べ

てしまっていることに無理があつて、そこは変えるべきではないかという意見を言っているわけでありまして、そのことに対するお答えがないと思います。

ただ昔の経緯がわからない、検討するというだけで、同じレベルに並べることは絶対に、公の施設とですよ。解体、修繕の部分を並べるということに無理があると思うのですけれど、そうは思われませんか。

○議 長

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

リフォーム補助のときにもそういった一つの議論はありましたけれども、今回町内会の方から、解体にも使わせてほしいというのはこちらから言った話ではないという、そこはありますので、広く拡大をして、各町内会で話し合つて、実行したいものに対して使えるようにしたいということで、解体の方にも使えるようにしたところであります。

それから、すべてを横並びにするということで、非常に聞こえはいいのですけれども、それをすることで不満の出る町内会もあるのかなど。

ですから、当初の設置したときの経緯、ここまでは町内会で見るから建ててくれとか、そういったことがちょっと自分たちの中で今把握が難しいものですから、そこを踏まえて、これからのより高齢化に向かつて各町内会の維持について検討させていただきたいと思います。

○議 長

ここで、暫時休憩といたします。

会議の再開は2時30分とします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時30分

○議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問、発言順位5番、静川広巳議員。

○6番（静川広巳君）

それでは、平成30年第1回定例会におきます質問をさせていただきます。町長に1点質問をさせていただきます。

広域火葬場への検討ということでございます。

現在、浦臼町の火葬においては、奈井江町の火葬場との連携事業で行っていますが、今後迎える火葬場の施設及び火葬炉の老朽化に伴う改修、改築が考えられます。

こうした中で、少子高齢化社会に伴う人口減少の進行やそれに伴う財政規模の縮小、また多くの公共施設の維持管理、さらには人口減少歯止め対策、子育て支援対策、独自活性化対策など多くの費用が必要となることをかんが

み、持続可能な行政運営のためには、さらなる広域の検討が必要であり、広域によるスケールメリットを生かした効率的な火葬場の整備を進め、質の高い火葬サービスを安定的に提供していく必要があると考えますが、広域による火葬場整備検討についての考えをお伺いしたいと思います。

以上でございます。

○議 長

答弁願います。

大平課長。

○くらし応援課長（大平雅仁君）

静川議員のご質問にお答えいたします。

現在の奈井江町火葬場は、昭和60年建設で30年以上経過して、毎年修繕や改修を行いつつ、維持管理に努めている状況にあります。

奈井江町では、大規模改修の計画については、平成32年度以降と考えており、その際の事業費は近年の建設費用の増加傾向により、相当の金額になると想定しているようであります。

このような状況から、昨年奈井江町より検討方法の一つとして、非公式にて砂川地区保健衛生組合が運営しております火葬場への加入についても今後考えていきたいとの話がありました。

また、砂川地区保健衛生組合では、現在の稼働状況から、奈井江町・浦臼町が加入しても対応できるとの話があったと聞いておりますが、その際加入後の運営負担金は現在奈井江町へ支払っている負担金より増額となる見込みとの話もあったそうでございます。

本町といたしましては、奈井江町の施設利用を第1としながらも、広域化による将来にわたっての住民サービスの維持に努めていくことが、スケールメリットなどの効果も考えられることから、両町で今後砂川地区保健衛生組合加入も視野に入れるなど、いろいろな形の検討を行っていき、サービスを安定的に提供していけるよう配慮したいと考えております。

以上です。

○議 長

静川議員、再質問ありますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

私も長年一般質問をしているのですがけれども、とうとう人間が最後行き着くところの質問もするようになったのかなと思ひまして、ちょっと若干複雑な気持ちもあるのでありますが、今こういった状況がいろんな話を聞きますと、ほかの地域でもこういった、実は火葬場の広域化というのがかなり叫ばれております。

なぜそうなったかということになるのでしょうけれども、今そんな話をしますと長くなりますので、今奈井江町さんとのお話、それから砂川地区保健衛生組合さんとのお話が出ているという話なのですが、ここまでの話がある

ということは、かなり具体的に話が進んでいるのかどうか、それとも水面下では、将来こうしたいよという部分があるのかどうか。

町としては、やはりこう進めていくのがベターなのかなというのであればお聞かせいただきたいと思います。

それともう一つは、私、この質問をするときに、去年からずっと見ていたのですが、中空知の定住自立圏共生ビジョンというのがあるのですけれども、これ平成26年に策定してから、今年の11月に改定版が出ているのですけれども、この中にこのことは一つも出てきていません。

火葬場についての共生ビジョンについては一切触れていないです。ここだけではないです。これ以外のことはすべて出ています。ビジョンの中に。

私は思うのですけれども、将来的にやっぱりこういった部分は人間が行き着く場所、やはり必要だと思いますし、それともう一点、意見になるかもしれませんが、7年前の東北大震災で一つの教訓があったと出ていますけれども、やっぱりそこでの火葬という部分での大きなハプニングというか危機に及んだことだあったそうです。

やはり、その人がその行政区が思ったのは、やっぱり広域でやっていかなければならない、そういった部分が今後あるとなって、初めてそこで広域行政による火葬場のやり方を今後考えていこうという話がもう今はできているそうです。

なので、将来的には本来あり得ないことなのでしょうけれども、こういった危機管理も含めながら、防災と火葬場とか、そういったものも含めながら進めていくことが必要ではないかと思っていますので、それを含めて今具体的に何か、今後2年後、3年後、奈井江町さんは僕も聞いています。もうすぐこういう話が出ているというのは聞いていますし、砂川保健衛生組合では吉野斎苑さんも改修すると思いますので、そういった部分、ある程度話は私も聞いていますけれども、具体的に何かあればお聞かせいただきたいと思っています。

○議 長

川畑副町長。

○副町長（川畑智昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

答弁の中にもありましたように、今の段階ではまだ非公式という形で、正式に文書なり町長への話として伝わっているわけではありません。

私段階で奈井江町の副町長より話があったという段階ですので、正式な形ではまだ伺っておりませんが、そう遠くない先に向かっては、砂川市への移行という形で進めていきたいという、副町長段階の話はしているというところです。

ですから、まだ最終的なものにはなっていないという段階になっています。

あと、ビジョンの方には登録されていないということで、私もその話には加わっていましたが、火葬場を加えないという明確な話し合いが持たれ

たわけではありません。話として上がらなかったというのが現状です。

これ考えてみますと、奈井江町と浦臼町、それから砂川市、あと滝川市ですとか、それぞれもう広域化が進んでいるという状況があった中で、新たにビジョンの中に取り上げるということをしなかったのではないかと考えております。

将来的には、また別の形に進んでいく可能性はありますけれど、今のところはそれぞれの広域で、浦臼町が砂川市に入るという可能性を含めて、今後進んでいくのではないかと考えております。

以上です。

○議 長

再々質問ありますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

それでは、さっきの答弁では、いろいろな形の検討を行っていきたいという答弁になっているのですが、町としては一応そういった方向が主という考え方でよろしいのかどうかを、ちょっとそれだけを聞きたいです。

いろいろな形になってしまいますと、改めてもう一回単独でやるという想定も考えられることになりますので、町としてはやっぱりどういうふうな方向というのはあるということなのだろうと思います。その辺ちょっと確認をさせてください。

○議 長

川畑副町長。

○副町長（川畑智昭君）

ちょっと言葉が足りなかったようですけれど、浦臼町としては砂川地区広域衛生組合に所属している関係もありますので、砂川市を中心に考えていくことになるかと思えます。

以上です。

○議 長

一般質問、発言順位6番、柴田典男議員。

○3番（柴田典男君）

議長のお許しを得ましたので、第1回定例会において質問をさせていただきます。

質問の前に一言お礼を申し上げたいと思います。

昨年も定例会の折に、札の内川下流導水路についての以前議会を通して意見書を採択されたことがあります。

その中で、町の方で樋門付近の土砂の除去をしていただきました。

ことし2月に入りまして、道の方で導水路、雑木除去と導水路の深いところの土砂の除去という作業を道の事業としてしていただきました。

大変近隣住民も喜んでおりますし、導水路確保によって農業災害、以前に比べ格段に安全なものとなると期待をしております。関係各位に心から感謝

申し上げたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

1点目は、行政区再編の必要性についてということであります。

この質問については、昨年の定例会において、町長に質問をしています。

喫緊の課題として、町行政の責任として早急に取り組むべきと申し上げました。

しかしながら、町内会長会議に相談しますということで回答は終わりました。

その後、進展は見られるのかどうか伺います。

また、今回は各町内会長、その支え合いの責任を持たせている災害緊急時の要支援者、要援護者ともいえますけれども、について各町内会ごとの人数を伺います。

先日の町内会と議会との各懇談会においても、晩生内以外の町内会の中で再編はしないのかという質問のある町内会がありました。確かに今は大丈夫な町内会が多いのかもしれませんが。

しかし、将来を見たときに、晩生内第2町内会のような状況がほかの町内会に見られるようになるのではないのでしょうか。

そのような事態になる前に、今から考えて対応しなくてははいけません。それが理事者としての責任と考えます。

早急に検討会議のようなものを創設し、協議を進めるべきと考えればいかがでしょうか。

次に、2番目の質問として、農業再生を考えると題して質問をいたしたいと思えます。

昨年、本町に新規就農者が1戸入植しました。

さまざまな支援を受けて、離農予定者の施設を利用する形で肉牛の飼育を行っています。

現在、順調に頭数をふやし、寒かった冬を乗り越えて、元気に牛たちは育っています。

何とか早い将来に安定的な経営体となるように願っています。

農業は、本年大きな転換期を迎えています。生産調整の見直し、米の直接支払い交付金の廃止、収入保険制度への移行など、将来に向けて不安要素の多い実態があります。

本町では、162戸の農業者がおよそ2,300ヘクタールの耕地を耕作し、中でも水稲作付として128戸で1,660ヘクタールを維持しています。

農業者の高齢化が進んでいる実態があります。

人・農地プランの事業にその内容をとらえていると考えますが、年代ごとの農地保有面積の実態を伺います。

また、半分以上の農業者に後継者不在の実態があり、5年後、10年後に予想される本町の状況をどう町長はとらえているのか伺います。

どの自治体も同様の問題を抱えており、さまざまな対策を進めています。中でも、新規就農者を取り込むことによって、少しでも農地保全や農業担い手を確保する取り組みが定住対策の一環として成功している自治体が目立ってきました。

地域おこし協力隊募集に関して、農業支援員として研修を重ねて募集を行い、農業の担い手として定住している例は少なくありません。

農業は、町の基幹産業であると日ごと申している町長として、農業に対してさまざまな助成措置を政策として行い、農業を応援している姿は認めます。

本年、事業でもチャレンジプランや自動水位計の通信料助成、ライスターミナルの更新負担、加工施設の打栓機械の購入など農業応援助成金としてとらえています。

ただ、将来の農業不安は、農業後継者も含めて大きなものがあります。

町の要綱にサポートチームが設置されておりますが、これは農業等就農給付金に係る設置義務なのかと考えます。

実際の内容と名称から考えて、今後本町農業にとっての本当の意味でのサポート隊としての今後の展開を考えているのか伺います。

以上です。

○議 長

答弁願います。

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

柴田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、町内会ごとの世帯主の平均年齢、避難行動要支援者の登録者数につきましてですが、まず世帯主の平均年齢につきましては、鶴沼第1が58.7歳、鶴沼第2が71.2歳、鶴沼第3、69.9歳、浦臼第1、69.3歳、浦臼第2、64.1歳、浦臼第3、64.8歳、浦臼第3の2、65.3歳、浦臼第4、63.0歳、浦臼第5、49.6歳、浦臼第6、67.4歳、浦臼第7、67.8歳、浦臼町第8、68.6歳、晩生内第1、70.7歳、晩生内第2、62.8歳、晩生内第3、70.5歳、平均61.5歳となりますけれども、鶴沼第2及び晩生内第2の施設入所者及びグループホーム入居者を除きますと、鶴沼第2につきましては65.4歳、晩生内第2につきましては74.2歳、平均65.5歳となります。

また、避難行動要支援者の登録者数につきましては、鶴沼第1が3名、鶴沼第2が4名、鶴沼第3、7名、浦臼第1、1名、浦臼第2、3名、浦臼第3、2名、浦臼第3の2、3名、浦臼第4、0名、浦臼第5、1名、浦臼第6、0名、浦臼第7、6名、浦臼第8、0名、晩生内第1、4名、晩生内第2、2名、晩生内第3、0名、合計36名の方に登録をいただいております。

行政区再編につきましては、昨年第2回浦臼町議会定例会におきまして議員からのご質問があり、各町内会のご意見を聞きながら議論を進めていき

たいとお答えをさせていただいたところであります。

昨年12月の町内会長会議とことし1月の町内会議におきまして、この件
を議題にいたしました。

町内会長様からご意見をお伺いしましたが、昭和52年当時の行政区再編
の経緯等を考えますと、行政区の統廃合は容易ではないこと、ほとんどの町
内会が現状、再編を強く望んでいないことがわかりました。

議員ご指摘のとおり、将来を見据えることは重要であると考えております
けれども、まだそのような状況となっていないと思われまことから、今後
につきましては全体を見直すのではなく、運営が困難になっている町内会を
どう解消するかという視点で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

石原課長。

○産業振興課長（石原正伸君）

2点目の農業再生についてのご質問にお答えいたします。

年代ごとの農地保有面積につきましては、毎年更新してございます人・農
地プランによりおおむね把握をしているところでございます。

平成28年度末の平均年齢につきましては60.7歳で、年代ごとの農地
保有面積の割合につきましては、20代から30代が8.3%、40代が1
4.9%、50代が24.6%、60代が36.3%、70代が15%、そ
れ以上の部分で0.9%となっております。担い手の高齢化が進んでいる
という現状でございます。

次に、5年後、10年後の農業の予測についてですが、人口減少の影響に
より農業人口も減少し、1軒の農家が担う耕作面積もこれまで以上に増加傾
向となり、一部の条件不利地におきましては耕作放棄地も出てくること懸
念されております。

このような状況の中、労働力不足の課題を未然に解消するため、ICT・
ロボット技術を活用したスマート農業の導入や直播栽培のような新しい栽培
技術を活用しながら、省力化や大規模化に向けた対策等を検討する必要があ
るため、新年度におきまして、若手農業者チャレンジ応援事業や水田観測セ
ンサー導入支援などの予算を計上しているところでございます。

次に、新規就農者の受け入れについてのご質問ですが、農家の高齢化・担
い手不足対策として、新規就農者の確保、育成に向けた取り組みが必要であ
ると考えますが、本町の主要作物でございます水稻栽培におきましては、初
期段階において多額の就農資金が必要となることや、今後の農地取得の課題
等もあり、子弟農家が大半を占めている現状にあります。

今後は、将来を見据えて、農業法人化を促進し、初期負担がなくとも経営
能力や農業技術を習得できる農業法人に就農することで、意欲ある有能な担
い手を確保していく必要があると考えてございます。

次に、サポートチームの活動内容についてのご質問でございます。

平成29年4月より、農業次世代人材投資資金経営開始型の新規交付対象者に係る経営・技術、営農資金、農地等の課題に対応するため、相談先を明らかにし、適切なサポート支援を行うためサポートチームを設置しており、その構成員としましては、空知農業改良普及センター中空知支所、ピンネ農協、農業委員会、浦臼町となっております。

活動内容としましては、経営状態及び諸課題の把握、そして栽培技術や経営、農地などの経営資源の取得などの各課題に対応するため、指導、相談等を実施しており、昨年、畜産に新規就農した方に対しましてもサポート支援をしてきており、今後も継続して新規就農者を支えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

先ほどの答弁に一部誤りがありましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。

まず、浦臼第3の2の世帯主の平均年齢ですが、58.3歳でございます。

それから、全体の平均年齢でございますけれども、65.1歳ということで訂正をさせていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長

それでは、1件目について、柴田議員、再質問ありますか。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

今回の私の質問は、2件とも本町にとって将来に向けて、何とか今から手を打っていただきたいということについての質問が主な理由であります。

ただいま、河本課長の方から示されました世帯主の平均年齢でございますが、私もこの資料を本日見させていただいて、大変驚いたわけでありまして。

15各町内会あるうち、世帯主の平均年齢が65歳以上の町内会が九つ、かろうじて65歳以下というところが6町内会ということで、全町内会の平均をもって65歳以上ということになること自体、大変驚いているわけでありまして。

2017年、本町の高齢化率は先ほどの質問の答弁で43%ということでお答えがあった、この現状がこのような世帯主の平均年齢にもあらわれているのかなと思っております。

それから、避難行動要支援者の登録者の数も36名というお答えがありました。この数、非常に少ないのではないかなという感じがあります。

この要支援者の登録者というのは、自己申告なのかなというところがありますが、各年度ごとに自己申告でこの人数になっているのか、この要支援者の登録者というのはどのような経緯でなるものなのか、質問の一つとした

いと思います。

それから、昨年私の質問に、町長は各町内会のご意見を聞きながら議論を進めていきたいというお答えでありました。

その後、12月の町内会長会議と1月の町内会長会議において問い合わせをしたということでありますけれども、12月の町内会長会議はもうすぐおやめになる方々の町内会長会議です。

突然町長の方から、いや、こういう意見があるので、皆さんどうだと言われても、いきなり各町内会長さんにお答えをいただくというのは、そうそう即答はできないのではないかなと思います。

それと、そのときにも、いや、うちの町内会としても必要なのではないかなというお答えをしたという町内会があるともお聞きをしています。

それと、1月の町内会長会議においてとありますが、1月、いきなり登庁してきて、多分町長に任命されて、町内会長になりましたということで、初めての町内会長会議に新任として出てこられる町内会長さんばかりだと思いのですけど、その席でまたいきなり、各町内会長が引き継いでいけば別ですけども、町の方から、いや、町内会の再編をこういう意見があって、皆さんにお聞きしたいのですけれどもと言っても、さてさて、初めて出てきた町内会長会議でいきなり質問されてもという感じもします。

お聞きしますと、約1名の町内会長さんが、いや、そんな必要はないというお答えをされたということで、こういう答弁書になったのかと思いますけれども、それはもうちょっとかみ砕いて、やはり行政として判断していくものではないのかなと。

まだそのような状況となっていないと思われるとありますけれども、これはやはり行政の責任者、理事者として、判断としては非常に残念なことであると思います。

やはり、既に今赤旗的な町内会がある。例えば先ほどの平均年齢見てください。70歳以上の町内会が四つ、もうあと5年したら70歳以上にほとんどなくなってしまいますよ、これでいくと。

だから、今すぐに再編しなければいけないと私は無理だと思いますよ。

だから、今からやりませんかということです。昭和52年当時の行政区再編の経緯等を考えると、行政区の統廃合は容易ではないことと書いてあります。

だから、あの当時は、私はよくわかりませんが、たしか2年ぐらいかけた中で町内会の再編を行ったのではないかなと思います。

ですから、運営が困難になっている町内会をどう解消するかという視点で検討していきたいではなくて、もう既に今からそういう検討を始めませんか。

確かに、先日ある町内会の活動も行って、ああ、この町内会はまだ10年は大丈夫だなという町内会も拝見しました。確かにあります。

ですけど、この年齢の構成を見ていただければ、もう5年後、今から手をつけないと、やはり大変なことになりますよということは、この数字を見て

もわかるのではないかなと思います。

先ほど、会館の質問でも、これから検討していきたいのだというお答えはありましたけれども、これは行政区の再編は本当にやっていくべきだと思いますね。

きょうの野崎議員の質問に答えて、地域で見守る、支援をする、住みよい町をつくりたいのだという町長の答弁もあったわけですから、ぜひともそれにこたえるべくやっていただきたいと思います。

その質問が、町長としてお答えいただきたい二つ目です。

避難行動要支援者、晩生内の第2だけちょっと例に挙げて申しわけないのですが、先ほどどのように認定されているのかということの一つの質問を上げたのですが、私が考えるだけでも7名ぐらいいるのです。この方、必要なのではないかという。

それと、これは晩生内のワークセンターを多分外しているのだと思います。そこら辺の判断基準、施設的なものを外しているという、その判断の理由をお聞かせいただきたいと思います。

○議 長

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

柴田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、避難行動要支援者の部分でありますけれども、この制度につきましては、平成22年の1月からスタートさせた制度でございます。

先ほど、議員もおっしゃいましたとおり、ご本人の申請に基づいて、台帳に登録するという中身になっております。

対象者としましては、要介護認定、要支援認定を受けている方、あるいは障害を持っている方、あるいはそれに準ずる方ということを基本としておりますけれども、ただ単にご本人が不安だという、それだけでも申請して登録できるような仕組みになってございます。

発足当時から保健センターでありますとか、社会福祉協議会、あるいは民生委員、児童委員の協議会にこの制度をご説明をさせていただいて、その対象になる方と思われる方で、まだ台帳に登録されていない方がいましたら、ぜひ勧奨してくださいということで、現在まで継続して行っております。

これにつきましては、申請の承認はご本人の同意をいただきまして、必要に応じて地域の支援者、あるいは町内会にありますけれども、自主防災組織、それから民生委員、児童委員、社会福祉協議会、砂川地区広域消防組合、砂川警察署浦臼駐在所に必要なに応じて情報提供をできるような形で同意をとってございます。

それから、先ほど施設入所者等がこの避難行動要支援者に入っていないということでしたけれども、これにつきましては制度ができるときに私が説明にお邪魔したのですけれども、それぞれの施設で施設ごとにそういう避難の計画を持っていて、それについては私どもでやりますので結構ですというこ

とで、そういったお話を受けたところでございます。

避難行動要支援者につきましては、以上でございます。

○議 長

この町内会の再編には時間が必要で、今から検討が必要ではないかという質問がありますけれど。

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

昨年、柴田議員から質問もらいまして、その後、各町内会にお手紙を出して、そしてその結果をもとに12月の最後の町内会でそれぞれの町の様子等々を意見を出していただいたというのが経緯でありました。突然12月に出したというものではありません。

そして、その中でも晩生内第2が非常に大変なのだという以外は、意外に意見が出なかったという経緯があります。

それを踏まえて、当然町内会の引き継ぎもあるだろうから、1月の会議でももう一度新しい町内会長さん方にもそこら辺のことをお聞きをしたのですが、やはり晩生内第2の方が大変なのだという以外は、もう一名、第6かな、ちょっと意見を言った方はおりましたけれども、基本的にその会議の雰囲気としてはせっぱ詰まったというようなものが感じられなかったというのも事実であります。

今、答弁書の中で世帯数の平均年齢等々を見ると、そんなに余裕はないような平均年齢でありますので、本当に議員おっしゃるとおり、もう検討を始める段階ではないのかなという思いも同じく認識をしておりますけれども、もう少し町内会の今の声を聞きながら進めていきたいと思っておりますし、例えば晩生内の1、2、3が大変困っているということであれば、そちらの中で解決策があるのではないかということも感じておりますので、そこら辺は何とかそこでカバーできるのかなという思いもありますので、それが進んでいけばいいかなと思います。

以上です。

○議 長

再々質問ありますか。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

自分は当該地区に生活圏がありますので、様子がよくわかる。確かに運営上、問題のない町内会も見えていますし、私たちが避難したときに、こっちは大丈夫なのだなどと確かに判断ができます。

でも、結局こうやって本当に74歳ですよ、世帯主の平均年齢。将来だれがこの町内会に対して、ここを一単位としたときに、避難行動を今回は例として挙げたのですけれど、もっと日ごろから安全・安心ということをテーマとして掲げている町長からしては、ちょっと違うのではないかと。

やはり、先ほど要支援者の方から意見を述べさせていただきますけれども、

明らかに晩生内第2町内会に限っては、申しわけないですけど、2人ではないです。

やはりこちらの方からお声がけをして、災害時に一緒になって避難所に避難しましょうというお声かけをしなければいけない方というのは、やっぱりいらっしゃいます。日ごろからつえをついたり、やはり80歳以上の方々ですけれども、御存じだと思ふのですね。

そういう方々もこの登録者数には入っていくべきですから、行政としてどういう形でお声かけをしていくのか、先ほど民生委員であったりとありましたけれど、もっと積極的にそこら辺についてはやっていくべきだと思います。

ある自治体は、要支援者1人に対して応援者1人という体制をつくっていきこうと。こちらではたしか400名ぐらいの要支援者に対して、現在9割ぐらいまで緊急避難をするときに応援する人ですね、その人たちを。1対1的にやっっていこうと行政として進めていく町もあるわけです。

そこは申しわけないですけど、自己申告で出た36名というただそれだけのとらえ方というのはちょっと寂しい気がします。

それと晩生内にはワークセンターという施設があります。グループホームが晩生内だけで5施設あります。それぞれグループホームで生活していますけれども、例えば災害は日中起きるとは限りない、夜中に起きたとします。

あの施設は夜ごと監視員に回っていただけなのですけれど、たしか一晩に2回各施設を回る。

では、その間にもし起きた場合はどうするかという不安も実はなきにしもあらずで、一応第2町内会の責任の中にはその方々も含まれていくということになれば、このワークセンター以外の20戸足らずの第2町内会をやられている方は、さてさて、避難所に連れてくる方が大変な負担になるのではないかとということでもあります。

ぜひとも、その再編については至急進めていただきたい。

今町長の答弁で、晩生内が特にとというおっしゃり方があったのですけれど、それは晩生内に任せる、それとも行政が中心となって、その地区その地区に対して呼びかけをするのか、それとも全町を見渡した中で考えていくのか、そこら辺、町長どういふことでしょうか。お伺いをします。

○議 長

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

細かいことは担当の方から話すと思います。

この要支援の制度は、ちょうどできたときに僕は総務の方にはいたのでかかわっていたのですけれども、やはり個人情報というのがあるので、前提としては自己申告だよと。

そして、各町内会にこの台帳をつくった経緯は、災害あったときに行政のだれが行くというよりも、一番近い人が行ける、早く避難させたり救助できるという思いでつくっております。

ただ、それからもうかなりたっていますので、行政のかかわる立ち位置がちょっと離れてきているという意見だと思いますので、そこは見直すところは見直ししながら、よりそういう有事のときに有効なものにしていきたいと、そんなふうを考えています。

それから、先般新聞で出ていたのが、町内会の合併の話が出ていました。

私は晩生内の一番困っている1、2、3という中で、今もう住民組合という全体を通した組織があるということを知っていますので、例えば晩生内1と2が合併みたいな話も自分たちの中で出てくることもあるのではないかと。

そこに行政が立ち入った方が、よりスムーズに進むというのであれば、どんどん入っていきますし、行政区の再編となると、これは困っているところだけという話ではないので、全体を考えながら新たな線引きをするという話でありますので、それはまたちょっとスタンスが違うのかなと思いますし、今近々に非常に困っている晩生内については、そういったことも含めて、まず地域の方が話し合いをされるべきかなと。

その方が解決に早いのではないかなと思っておりますし、そのときに行政としても参加することは全然問題がないと思っています。

以上です。

○議 長

柴田議員、2件目についての再質問ありますか。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

今回、この質問をする前に、自分としては北海道農業会議の方へ出向いて勉強をしようかなと思ったのですが、何分時間がなくて、ちょっと具体的に勉強する時間がなかったものですから、内容的にまた改めて似たような質問をさせていただくこともあろうかと思っておりますけれども、よろしくお願ひします。

ただ、今回年代ごとの農地保有面積の割合をお聞きしました。

先ほど、私が2,300ヘクタールと申しあげました本町の耕作面積でありますけれども、60代が先ほどの答弁で36.3%、70代が15%、それ以上が0.9%となっております。これをすべて足しますと60歳以上で52.2%ということになります。

2,300ヘクタールと単純に考えて、半分以上が60歳以上の方々が所有している農地ということになります。

これが5年後、10年後に、いやもうリタイアしますとなったときに、そのリタイアした土地をだれがつくるかです。それを危機感を持って今から何か対策がないのかという協議を始めませんかというのが一つの提案であります。

この答弁の中で、実は一部の条件不利地においては耕作放棄地も出てくるのが懸念されますとあります。耕作放棄地が出てきてはだめなのですよ。

現在の保全会制度、中山間地の事業でも、あと農業委員会でも、組織でも、耕作放棄地は出すなというのが一つのテーマですから、これは出てきてはいけないのです。

だから、今リタイアされた農地に対して若い人方が頑張って引き受け手として、限界を超えながら頑張っておられる。

ところが、これから5年後、10年後、この後継者のない60代以上の方々が農地をリタイアされて出た場合、およそ1戸平均の保有面積は約30ヘクタールを超えることになります。約32から35ぐらいになるのではないかと予想されるのですね。

それはこの水田面積、先ほど言ったのは2,300ヘクタールは草地もすべて含めた面積です。

土地改良区で押さえている水田面積はおよそ1,999.何ぼですから、およそ2,000ヘクタールなのです。

それで、試作の米としてつくっているのがおよそ1,550ヘクタール。そのほかにWCSと飼料米があっておよそ1,650ヘクタール。

それがおよそ120戸の農家で、水田だけでいうとおよそ百二十何戸ですね。

土地改良区の組合員が160戸ですから、ほぼこれからあと何年かで半分になるという想定もまんざら間違いではない世界が来ます。

ですから、そのための対策の一つとして、ほかにも考えられますけれど、その一つとして新規就農者について本町でも少し考えてみませんかというのが一つの提案です。

ちょっと古い資料なのですが、2014年の資料です。全国の新規参入者の数3,660人、1年間でいます。そのうち39歳以下が1,970人もいらっしゃる。

そのうち、内数となるのですが、2014年北海道で新規参入した方は125名いらっしゃる。2007年には88名でしたが、2014人には125名いらっしゃる。

ところが、全国3,660人からすると、およそ北海道というのは3.4%で非常に少ないです。

これは後ほど言うけれど、ある程度理由があると思うのですが、そのほかに全国雇用就農者といういわゆる法人に農業をしたいということで入る方々、これも別の数字としてあります。

2014年で7,650人が全国でいらっしゃいます。そのうち39歳以下が4,620人もいらっしゃる。

北海道の場合、新規就農しますよといったときには、各自治体で入植条件というのがあります。本町の場合は最低2ヘクタールを持ってくださいというのが条件にあります。本州の場合は50アールが一つの条件となるはずで

す。ただ、北海道の場合は、じゃあ、2ヘクタール、新規して米やって生活

できるわけがないのです。

ですから、皆さん何が多いかというと、施設園芸が多い。

ですから、本州の方は入りやすい、北海道は入りづらい。

自治体によっては、施設園芸のためにその面積要件を下げて、そして頑張ってくださいとやっている自治体もあります。

先ほど、125名と言いましたけれども、ある自治体は毎年3名の新規就農者がいる。順番待ちの町もあるのです。

私はこの町に行きたいと言っても、この町は3名しか受け入れないので、次年度待ちですという順番の町もあるのです。

では、本町についてどうかと。先ほどサポートチームの返答をいただきました。これは経営状況及び諸課題の把握、栽培技術と経営もろもろに検討しますよというサポートチームなのですけれども、ではここをもうちょっと発展させて、新規就農に対する受け入れの可能なチームとしていくのはどうですかという質問が一つ。

実際にこのサポートチーム、昨年入られた新規就農者の方に対しては、それぞれの担当者が応援していると思います。

このサポートチームの中に、必要とあれば指導農業士の方々も入った中で、いわゆる担い手育成センター的なものはすぐできるのですね。サポートチームがここまで組織が一つになっていればの話ですけど、これに指導農業士の方々を入れ、あるいは共済組合の方を入れれば、もう既にそこで浦臼町の担い手センター的な活動ができるのですよ。

そうしたら、そこでもう新規就農者に対して、その受け入れの審査会的なものはそこでできるはずなのです。

ただ、問題なのは、本町には研修施設がないのです。

では、その研修をどうするかというのを、例えば指導農業士の方にお問い合わせをする、あるいは神内ファームで今余ってきたハウスを利用する内部的に考えればできることなのです。

ちょっと質問が長くなり過ぎたので、1回ここで切りますけれども、サポートチームのその新規就農に対する今後の発展的な考えがないものかどうか。

それと、新規就農を受け入れますというさまざまな面でご発言はあるわけですから、将来もっと頑張っていくのだというお答えがあれば、それもお聞きしますけれども。

とにかく、サポートチームの発展的に新規就農に対する体制づくりをするのかどうか。

○議長

石原課長。

○産業振興課長（石原正伸君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

このサポートチーム、国の補助事業等を受けるために29年度からこうい

った体制を整えなさいということで設置をしたものになってございます。

今現状としましては、その支援を受けている方々を5年間事業が成立するための支援ということで、そこに絞った形でやっているところでございますので、議員がおっしゃっていたように、指導農業士さんですとかいろんな有識者を加えた形の組織として運営ができれば、より一層いろんな新規就農者に対する幅が広がるのかなとは考えますけれども、いろいろな先ほど答弁でもお話ししましたとおり、大規模化に向けてどういった施策が町としてしなければならないのかという部分におきましては、水稻栽培で現実うちの町で2ヘクタールでは食っていけないと。

必要な最低限の面積を耕作するためには、さまざまな資金も必要ですし、子弟農家さん以外の本当の新規の就農者の方々が今のこの水稻農家を新規就農者として参入してきて、経営が成り立つのかどうかといたしますか、そういった部分のもう少し検証が必要かと思っておりますので、もう少し勉強させていただきながら、検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議 長

再々質問ありますか。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

自分も勉強不足のところがありますので、今度本当に農業会議の方に足を運んでみたいなと思っております。

やはり水稻と絞ってしまうと、新規就農者としては入りづらいのは当然なのですよ。

ですから、これからどうなっていくか、個人としても面積としてはもう目いっぱいのところまで来ている、若い人方が。

では、これから10ヘクタールふやそうと、若い人が今25ヘクタール持っている人が35ヘクタールにしなければ、全部処理できませんよとなったときに、いや、もう目いっぱいなのですね。何が目いっぱいって、労働力がないのです。

だから、例えば町として積極的に法人化を進める。

では、法人化って何のためにやるのですかということなのですよ。それが何のメリットとして響いていくかということは、やはりそこでやっぱり一歩考えなければただめだと思っておりますね。

法人化することによって、新規就農者はその法人に対して中に入って勉強する、そこからいわゆるのれん分けではないですけれども、そうやって段階的に行くことを望む新規就農として内地から来ている方々も非常に多いので、そこら辺を勉強する組織として担い手センターをつくっていきませんかということですか。

ですから、究極は第三者移譲が一番いい。結局、やめたい、入りたい人を仲介するのがちゃんとあるわけですよ。北海道に。年間、七、八十人前後が

やはりそういう形の中でお互いにお見合いをやっているわけですから、そういうところにももっと積極的に勉強して行って、やはりこれから本当に一歩ほかの町よりも進んだ考え方をやっていかないと、ほかの町はもう進んでやっているわけですから、おくれをとるのですね。それを危惧するのです。ぜひお願いしたい。

もうだれも受け手がいない、農地ばかり余ってしまう。だから先ほどではないですけど、放棄地が出てしまうのではないかということがありますけれども、究極は自治体か農協が土地を買っちゃうのです。最後はそうなるかもしれない。買わざるを得なくなるかもしれない。

それを法人に対して貸し出すという施策をとる。買うと負担になるので。

でも、そこには資金力ということが出てくるので、最後そこまで行くのではないかなというような、これは私の意見ですけど。

やはり、そうなる前に、法人を伸ばしていくのか、そこら辺、私らも勉強しますし、そういう組織体を今からつくる必要があるのではないかということですけど、町長、どうでしょう。

○議 長

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

お答えになるか、ちょっとあれですけど、このサポートセンターを拡充して、将来に向けた担い手センター的なものになるのであれば、私はどんどん進めたいという思いであります。

ただ、私も本当に素人の素人なので、なかなか詳しいところはわからないですけど、神内さんの余っているハウスなども、私は農家の方、冬の時間のあるときに新たなものをあそこで栽培しながら、自分たちの収益にプラスになるようなこともできるのではないかという思いをずっと持っているんですけども、なかなかそれに呼応するものが出てこないものですから、私の頭の中でしか考えていないんですけど、今議員もそういったことも含めてのお話だと思っているので、ぜひこれから前向きに一緒に協議させていただきたいと思います。

以上です。

○議 長

これをもって、一般質問を終わりといたします。

ここで、暫時休憩といたします。

会議の再開は3時45分とします。

休憩 午後 3時35分

再開 午後 3時43分

○議 長

予定時間少し前でありまして、全員そろっておりますので、会議を再

開をいたします。

◎日程第2 議案第12号～日程第7 議案第17号（一括提案）

○議 長

お諮りします。

日程第2から日程第7までの6件については、関連がありますので、一括して議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、日程第2、議案第12号 浦臼町企業立地促進条例について、日程第3、議案第13号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例について、日程第4、議案第14号 平成30年度浦臼町一般会計予算、日程第5、議案第15号 平成30年度浦臼町国民健康保険特別会計予算、日程第6、議案第16号 平成30年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算、日程第7、議案第17号 平成30年度浦臼町下水道事業特別会計予算については、一括議題とすることに決定いたしました。

本件については、予算審査特別委員会に付託しておりますので、審査結果の報告を中川予算審査特別委員長に求めます。

○予算審査特別委員会委員長（中川清美君）

予算審査特別委員会委員長報告。

ただいま議題となっております議案第12号 浦臼町企業立地促進条例についてほか5件について、特別委員会における審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

3月6日に開会された本会議で、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会が設置され、6件の議案が付託され、去る3月13日及び14日の2日間にわたり、慎重かつ熱心に審議を重ねたところであります。

その結果は、別紙のとおり報告書に記載しておりますので、内容については省略をいたしますが、本委員会はいずれも原案可決すべきものと決定いたしましたので報告します。

以上、報告を終わります。

○議 長

議案第12号 浦臼町企業立地促進条例についての討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第12号 浦臼町企業立地促進条例についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決すべきものです。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第12号 浦臼町企業立地促進条例については、原案のとおり可決されました。

議案第13号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第13号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決すべきものです。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第13号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これより、議案第14号 平成30年度浦臼町一般会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

討論がありますので、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

私は、以下に上げる2点の理由から、平成30年度浦臼町一般会計予算に反対する立場で討論いたします。

まず、1点目です。

浦臼町が地方創生総合戦略として掲げてきたジビエd e ウラウスが30年度に空知管内13市町で連携して行うというジビエd e そらちと名前を変え、そこが主体となってジビエ事業を展開する計画について、まず目標の個体を確保できるかどうかの説明の根拠があいまいであり、多方面からの細かい検証を踏んだ上での数値とは到底思えません。

確実な数字が見込めなければ、事業自体を縮小し、当初は小規模で試験的に行うという慎重さが必要ではないでしょうか。

また、事業を始めるに当たっての維持管理、コストについての試算も十分

ではなく、このまま事業に突入する危険性が余りにも大きいことから、いま一度立ちどまる勇気を私たちは持たなければならないと考えます。

そして、もう一つの重大な過ちは、住民に対しての説明がいまだになされていないことでもあります。28年から始めている事業なのに、今でもジビエって何という人が多い現実を理事者は知っていますか。

予算執行を決定するかどうかの議論の前に、地元住民への十分なヒアリングを行い、住民の意向に合わせた計画をもとに予算を決めるべきだと私は考えます。

町民全体への説明会を行うことなしにこの予算を認めることは、私にはできません。町民無視の行政の手法に怒りさえ覚えます。

地元住民の声として、一般廃棄物の最終処分場ができるとき、おれたちは嫌だったけれども、自分たちの出したごみだ、どこかが引き受けなければならないのなら仕方がない、受け入れようと思った。でも今度は違う。何でおれたちがよその町で駆除したシカの死体まで受け入れなければならないのか、そんなお金があるなら、電気柵に対して補助してくれ、そんな切実な声を理事者は深く深刻に受けとめなければならないと思います。

もう一点は、公共施設の更新に対して、町はその責任を負うべきだという大前提から、私は緊急避難所としての会館、地域のコミュニティーを維持するための会館の修繕に関する新規事業に対して反対であります。

以上、2点の理由から、30年度の一般会計予算の認定に反対をするものであります。

○議 長

次に、賛成討論の発言を許します。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

平成30年度浦臼町一般会計予算に賛成する立場から討論をいたします。

国は、財政健全化への着実な取り組みを基本とし、経済・財政再生計画を策定し、歳出の見直しを図っており、30年度が集中改革期間の最終年度を迎える一方、人づくり改革の推進や、生産性改革の実現に向けた設備や人材への力強い投資等を行うとともに、新三本の矢に沿い、一億総活躍社会実現の取り組み推進、また東日本大震災、熊本地震など各地の災害からの復興や防災・減災対策の強化などの実施に向けた予算編成となっており、現在審議がなされているところであります。

その財源については、平成29年度当初、3%上回る64兆206億円が確保され、その中で地方交付税と特例交付金を合わせた総額については、前年度3.3%減の約15兆5,000億円が計上されたところでありますが、総額に占める公債依存度は34.5%であり、前年比0.8%抑制されているものの、依然高い水準となっています。

そうした中、平成30年度浦臼町一般会計予算を見ますと、歳入の多くは地方交付税であり、国の減額により期待はできなく、国庫支出金や町債に頼

らざるを得ない状況となっており、各所管職員が知恵を絞り、工夫を凝らし、補助金等の財源確保をしております。

また、歳出におきましては、少子高齢化や人口流出を少しでもとめるためのまちづくりの基盤の維持に資する予算、将来に向けた町再生に資する予算措置がされたものとなっております。

一端を見ますと、認定こども園の開設及び園庭等の建設工事の着手や、新たに園内に併設される子育て支援センター、保健センターに開設される子育て世代包括支援センターを初め、保育料や給食費の無料化など子育てに優しい町を目指した新たな事業予算の確保や基盤産業である農業振興事業では、ライスセンター自動倉庫の改修事業や若手農業者への支援事業の創設、地方創生事業において、計画的に実施予定であったジビエ d e ウラウスが急にモデル地区となり、なお説明不足の部分はあるものの、町の新たな産業創設という意味では期待する事業であります。

その他、商工業に対する振興策、交通・防災対策や住環境の整備、教育環境の整備等多面にわたりまちづくりに配慮した予算措置となっており、これら各種の事業について、目的基金の繰り入れや地方債の発行による財源確保がされているところであります。

公債費におきましては、実質公債費比率が平成28年度6.5%となっておりますが、平成30年度におきましても継続的に任意繰上償還を実施することとしており、町の財政健全化に大いに役立つものであります。

多くの課題が山積しておりますが、大局的見地から判断し、今後も検討を加える余地が多少あることを考慮してもなお、次年度以降の予算編成の基礎となるべく役割を持った予算と評価いたします。

以上のことから、私は議案第14号 平成30年度一般会計予算に賛成するものであります。

議員各位におかれましてもご賛同くださいますよう心からお願い申し上げます、賛成討論といたします。

○議 長

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

30年一般会計予算に対して反対する立場で討論をいたします。

今ほど賛成討論がされましたが、全体を通してその事業全体を非とするものではありません。

それぞれの立場、それぞれの職責を持って、次年度へ向かっての建設的な組み立て、それから予算の裏打ちがされているものと思います。

ただ、しかし、それをもってしても、今回出されているジビエ d e そらちの全体像は余りにも数字の打ちようのない予算として見ざるを得ません。

2月8日の提出、そして3月13日の変更提案、これらに至っては全く予算の裏打ちがされていません。

私は、町長としてもやっぱりそここのところの仕事の一つ一つを1年間の事

業経過を見、そして今後2年間の施策を立てるとすれば、それはそれように職員を大事にした、やっぱり予算の組み立て、それから事業執行の内容でなければならないと思います。

地方自治体において、それぞれに立直し、それからまちづくりに努めていくというのが、これは当たり前のことであります。

しかし、国は今、賛成討論でも言われたように、着実な地方の形づくりを求める予算の中で、余りにも地方自治体に対して性急な予算執行を求めることに改めて怒りを覚えるものであります。

これは、それぞれの力を持っていようとしても、それは町民や地域の住民に対して、やっぱりその内容をしっかりと理解させていく、私自身にもその責任はあります。

ですから、そうした時間がない中で、国あるいは道が、そして振興局がその責任を持って、文言にあります空知支庁管内との連携や、それから北海道、国のバックありなどということで事業執行されたのでは、これはたまったものではありません。

しっかりした数字の裏打ちがあって、十分な検討をされた上で、やっぱり執行すると、これがやっぱり執行者の責任であり、私たち議員一人一人に求められる責任だと考えています。

内容的には、先ほどの一般質問の中でも言いましたように、まだまだやっぱりつけ加えなければならないところが相当の時間を要してやらなければならないと思います。

したがって、全面否定をするわけではありませんが、この予算を通して、今年度の予算をよしとはなりませんので、反対の討論といたします。

○議 長

ほかに討論ありませんか。

小松議員。

○8番（小松正年君）

議案第14号 平成30年度浦臼町一般会計予算に賛成する立場から討論をいたします。

予算審査特別委員長報告では、新年度予算案について数多くの要望事項が指摘されました。

要望された事項について、誠意ある対応がされることをまず求めておきたいと思います。

東日本大震災からことしで7年が経過しますが、いまだ復興は道半ばというのが現状であります。国として復興対策を初め社会経済の激変に対応するための施策を推し進めています。

疲弊した地域経済の立て直しには、速やかな予算執行が何よりも大切であり、地元経済が潤わなければ経済対策の意味がありません。

国の新年度予算案は、総額で前年度費0.3%の増額となったところであります。

しかし、加速がますます進んでいるという現下の浦臼町を取り巻く厳しい環境を考慮するとき、今取り組むべき課題は山積していると言わざるを得ません。

人口減少対策や産業の振興、防災対策などの課題に迅速に取り組むため、今年度の予算案については、認定こども園の建設事業、浦臼ライスターミナル自動倉庫設備更新事業、雪寒機械購入事業、消防ポンプ車整備事業など投資的経費が前年比15.4%減少しているところも特徴であります。いずれの事業にも必要なものであると受けとめております。

しかし、これらの事業については、すべて地方債を財源としたところでありますので、これまで以上に将来負担を見きわめつつ、財政運営に規律ある秩序が保持されることが重要であります。

町財政においては、依然として厳しい状況ではありますが、浦臼町総合振興計画と浦臼町総合戦略が着実に進められ、地域活性化・雇用・子育て施策等、農業、商工業に対する振興策、生活環境の整備、福祉のまちづくりの推進等に今後大いに資する予算計上となっていることと評価いたします。

以上のことから、議案第14号 平成30年度一般会計予算の賛成討論といたします。

以上です。

○議 長

ほかに討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第14号 平成30年度浦臼町一般会計予算を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決すべきものです。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立多数です。

したがって、議案第14号 平成30年度浦臼町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

これより、議案第15号 平成30年度浦臼町国民健康保険特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第15号 平成30年度浦臼町国民健康保険特別会計予算

を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決すべきものです。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第15号 平成30年度浦臼町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

これより、議案第16号 平成30年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第16号 平成30年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決すべきものです。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第16号 平成30年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

これより、議案第17号 平成30年度浦臼町下水道事業特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第17号 平成30年度浦臼町下水道事業特別会計予算を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決すべきものです。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第17号 平成30年度浦臼町下水道事業特別会計予算

については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 所管事務調査

○議長

日程第8、所管事務調査についてを議題といたします。

総務・農林建設常任委員長並びに議会運営委員長から、閉会中の事務調査について、会議規則第73条の規定により申し出があります。

お諮りします。

両常任委員長並びに議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長

異議なしと認めます。

したがって、総務・農林建設常任委員長並びに議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定いたしました。

◎日程第9 議員の派遣について

○議長

日程第9、議員の派遣についてを議題といたします。

派遣内容については、お手元に配付のとおりですが、これが派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長

異議なしと認めます。

したがって、派遣することに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長

これをもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了しました。

したがって、平成30年第1回浦臼町議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時06分